明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和二十八年七月二十一日

○第十六回国会 衆議院会議録第二十五号

昭和二十八年七月二十一日（火曜日）

議事日程　第二十四号

午後一時開議

第一　建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件

第三　団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）の批准について承認を求めるの件

第四　工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）の批准について承認を求めるの件

第五　職業安定組織の構成に関する条約（第八十八号）の批准について承認を求めるの件

第六　日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

第七　世界気象機関条約への加入について承認を求めるの件

第八　相互銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第九　国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（正倉院の件）

第十　国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（皇居の件）

第十一　中小企業金融公庫法案（内閣提出）

第十二　食品衛生法の一部を改正する法律案（今村忠助君提出、参議院送付）

第十三　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案（内閣提出）

第十四　漁船損害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十五　郵便物運送委託法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十六　日本航空株式会社法案（内閣提出）

第十七　海事代理士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十八　海上衝突予防法案（内閣提出、参議院送付）

●本日の会議に付した事件

和歌山、奈良両県を中心に南近畿一帯を襲った豪雨の被害状況調査並びに罹災者慰問のため特に院議をもつて議員五名を派遣することとし、その人選は議長に一任するの件（議長発議）

和歌山及び奈良両県を中心とする南近畿地方における豪雨による被害調査の件を水害地緊急対策特別委員会に併せ付託すること、同特別委員会の委員の員数を十名増加せられたいとの動議（今村忠助君提出）

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院同付）

憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により農業災害補償法の一部を改正する法律案につき両院協議会を求めるの動議（今村忠助君提出）

両院協議会協議委員の選挙

日程第一　建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第二　戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件

日程第三　団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）の批准について承認を求めるの件

日程第四　工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）の批准について承認を求めるの件

日程第五　職業安定組織の構成に関する条約（第八十八号）の批准について承認を求めるの件

日程第六　日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

日程第七　世界気象機関条約への加入について承認を求めるの件

日程第八　相互銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第九　国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（正倉院の件）

日程第十　国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（皇居の件）

日程第十一　食品衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

日程第十三　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案（内閣提出）

日程第十四　漁船損害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第十五　郵便物運送委託法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第十六　日本航空株式会社法案（内閣提出）

日程第十七　海事代理士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

日程第十八　海上衝突予防法案（内閣提出、参議院送付）

日程第四　工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）の批准について承認を求めるの件

公衆電気通信法案（内閣提出）

有線電気通信法案（内閣提出）

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案（内閣提出）

午後三時二十七分開議

○議長（堤康次郎君）　これより会議を開きます。

和歌山、奈良両県を中心に南近畿一帯を襲った豪雨の被害状況調査並びに罹災者慰問のため特に院議をもつて議員五名を派遣することとし、その人選は議長に一任するの件（議長発議）

○議長（堤康次郎君）　お諮りいたします。今回和歌山、奈良両県を中心に南近畿一帯を襲った豪雨の被害状況調査並びに罹災者慰問のため、特に院議をもつて議員五名を派遣することとし、その人選は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

議長は、和歌山、奈良地方水害調査慰問議員に

高橋　英吉君　　村瀬　宣親君
辻原　弘市君　　伊瀬幸太郎君
世耕　弘一君

を指名いたします。

和歌山及び奈良両県を中心とする南近畿地方における豪雨による被害調査の件を水害地緊急対策特別委員会に併せ付託することとし、同特別委員会の委員の員数を十名増加せられたいとの動議（今村忠助君提出）

○今村忠助君　調査事件併託及び特別委員増加の緊急動議を提出いたします。和歌山及び奈良両県を中心とする南近畿地方における豪雨による被害調査の件を水害地緊急対策特別委員会に

あわせ付託することとし、同特別委員会の委員数を十名増加せられんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

増加の特別委員は追つて指名いたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（堤康次郎君）　参議院から、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案が回付されております。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

農業災害補償法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十八年七月十七日

参議院議長　河井　弥八

衆議院議長堤康次郎殿

（本院送付案に対する参議院の修正に係る文のみ掲げ、小字は参議院修正）

第三十二条に次の一項を加える。

任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行う。

第三十二条の二に次の一条を加える。

第三十二条の二　役員は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款及び総会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき、第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第五十九条第一項及び第七十五条中「第四項」を「第五項」に改める。

第八十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、当該団体に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

第百十条第二号を次のように改める。

二　蚕繭については桑の発芽期から蚕期の収繭をするに至るまでの期間、夏秋蚕繭については桑の発芽期から最終蚕期の収繭をするに至るまでの期間

第百十一条に次の一項を加える。

前項の繭決については、第四十三条第二項の規定を準用する。

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

［起立者なし］

○議長（堤康次郎君）　起立者がありません。よつて参議院の修正に同意せざることに決しました。

○今村忠助君　憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により、農業災害補償法の一部を改正する法律案について両院協議会を求められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて両院協議会を求めることに決しました。

農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会協議委員の選挙

○議長（堤康次郎君）　これより両院協議会協議委員の選挙を行います。

○今村忠助君　両院協議会協議委員の選挙は、その手続を省略して、議長においてただちに指名されんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて協議委員は議長において指名するに決しました。

ただちに指名いたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会協議委員

坪川　信三君　渡邊　良夫君

平野　三郎君　足立　篤郎君

金子與重郎君　吉川　久衛君

足鹿　覺君　正木　清君

川俣　清音君　安藤　覺君

ただいま指名いたしました協議委員諸君は、本会議散会後議長応接室に御参集の上、議長、副議長おの〳〵一名を互選せられんことを望みます。

第一　建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第一、建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事瀬戸山三男君。

建設業法の一部を改正する法律案

建設業法の一部を改正する法律

建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「技術者の設置」を「主任技術者の設置」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「この法律は、」の下に「第二十二条第二項及び第三項並びに第三十一条第一項の規定を除き、」を加え、同条第二号中「第十四号から第二十二号まで」を「第二十号」に改める。

第五条に次の一項を加える。

2　登録申請者のうち、建設大臣の登録を受けようとする者は、前項の規定による外、同一都道府県内にあるその営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）の一に、前項各号の一に該当する者を一人以上置く者でなければならない。

第六条各号列記以外の部分中「営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）」を「営業所」に改める。

第七条第四号中「第五条各号に規定する要件の一をそなえる技術者を有すること」を「第五条第一項各号に規定する要件の一をそなえる技術者を有すること及び同条第二項に規定する要件をそなえていること」に改める。

第九条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十一条第一項第二号中「（法人である場合においては、取消の日において役員であつた者を含む。）」を「（取消の日前三十日以内において、法人である場合においては、その役員又は政令で定める使用人（以下本条中「使用人」という。）であつた者、個人である場合においては、その支配人、法定代理人又は使用人であつた者を含む。）」に改め、同項第三号中「（法人である場合においては、刑に処せられた日において役員であつた者を含む。）」を「（刑に処せられた日前三十日以内において、法人である場合においては、その役員又は使用人であつた者、個人である場合においては、その支配人、法定代理人又は使用人であつた者を含む。）」に改め、同項に次の一号を加える。

六　個人でその支配人が第一号から第三号までの一に該当する者であるもの

第十六条中「建設省令」を「政令」に改める。

第二十一条第一項中「但し、」の下に「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八

十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社の保証に係る工事又は」を加える。

第二十二条を次のように改める。

（一括下請負の禁止）

第二十二条　建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2　建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3　前二項の規定は、元請負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

第二十四条に後段として次のように加える。

この場合において、建設業審議会は、当該建設工事の請負契約が第十八条の規定の趣旨に反して公正でないと認めるときは、当該請負契約の当事者に対して、その契約の内容を変更することを勧告することができる。

第二十四条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、建設業審議会は、必要があると認めるときは、当事者又は参考人の出頭を求めることができる。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　主任技術者の設置

第二十六条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

第二十八条第一項に次の一号を加える。

六　建設業者が、その請け負つた建設工事を第十条の規定に違反する者に請け負わせたとき。

第二十八条第二項中「当該建設業者に対し、」の下に「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会にはかつて、」を加える。

第二十九条各号列記以外の部分中「左の各号の一に該当するときは、」の下に「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会にはかつて、」を加え、同条第一号を次のように改める。

一　第五条第一項各号に規定する要件をそなえる者を欠くに至つた場合又は同条第二項に規定する要件を欠くに至つた場合

第二十九条第二号中「第五号」を「第六号」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二　建設大臣又は都道府県知事は、建設業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は建設業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在をいい、個人である場合においては、その支配人の所在を含むものとする。）を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の登録を取り消すことができる。

第三十条中「又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事又は当該建設業者が建設業を営んでいる地を管轄する都道府県知事」に改める。

第三十一条第一項中「すべての建設業者」を「建設業を営むすべての者」に、「その登録を受けた建設業者」を「当該都道府県の区域内で建設業を営む者（建設大臣の登録を受けた者を除く。）」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「（前項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第四項中「建設省令」を「政令」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三十二条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、第四十二条の規定により第二十八条第一項に規定する建設大臣の権限を委任された都道府県知事が同条同項に規定する処分をする場合について準用する。

第三十四条第二項中「建設工事の標準請負契約約款」の下に「、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三十七条第一項本文中「六月」を「二年」に改め、同条第二項但書を削る。

第四十二条中「特別の必要があると認めるときは、」を「政令の定めるところにより、」第二十八条第一項及び第三項並びに」に改める。

第四十四条中「第三十二条」を「第二十四条第二項及び第三十二条」に改める。

第四十七条第三号を次のように改める。

三　削除

第四十七条第四号及び第五号中「同条第二項において準用する場合を含む。」を削る。

第四十九条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　正当な理由がなくて第二十四条第二項の規定による出頭の要求に応じなかつた者

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十一条第一項第二号及び第三号並びに第二十二条の改正規定は、この法律公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2　この法律施行の際、現に建設業を営んでいる者で、この法律の施行によつて新たに建設業法第四条第一項の規定により登録を受けなければならなくなつたものは、同法同条同項による登録を受けないでも、この法律施行の日から起算して六十日を経ぎ、建設業者とみなす。その者がその期間内に同法第六条の規定により登録を申請した場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分のあるまで、また同様とする。

3　建設業法第十八条から第二十四条まで、第二十六条及び第四十条の規定は、前項の規定により建設業者とみなされた者については、適用しない。

4　建設業法第十七条の規定は、附則第二項後段の規定により建設業者とみなされた者の登録が同法第十一条第一項の規定により拒否された場合について準用する。

5　前項において準用する建設業法第十七条第一項後段に規定する通知をしなかつた者は、二万円以下の罰金に処する。

6　改正後の建設業法第五条第二項の規定は、この法律施行の際、現に建設大臣の登録を受けている者又はこの法律施行の日前若しくは施行の日から起算して六十日以内において建設大臣に登録を申請した者については、適用せず、これらの者については、なお、改正前の建設業法第二十七条及び第四十七条第三号の規定の例によるものとする。

7　この法律施行の際、現に建設業審議会の委員である者の任期は、この法律施行の日前に委員であつた期間を通算する。

建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○瀬戸山三男君　〔瀬戸山三男君登壇〕

ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の提案の理由並びに内容について申し上げます。

建設工事の適正な施行を確保し、かつ建設業の健全な発達に資するため、昭和二十四年法律第百号をもつて建設業法が制定され、ほぼ所期の成果を収めて今日に至つているのでありますが、施行以来四箇年にわたる経験にかんがみ、なお若干の改正を加える必要を生じたのでありまして、以下本改正案の主要な点につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、現行法におきましては、板金工事外八種類の工事については、それのみを単一に請負う場合には適用しないことになつているのでありますが、これを、壁紙工事のみを請負う場合を除き、建設業法の適用を受けることといたしたのであります。第二に、建設大臣の登録を受けた建設業者は、現行法においては同一都道府県内にある営業所の一に、一定の資格を備えた技術者を置くことになつているのでありますが、これを登録の要件とするとともに、登録の拒否を規定した第十一条についても、責任ある使用人等についての責任を明確にいたしたのであります。第三には、建設業審議会委員の任期は、現行法におきましては六箇月間で、二回以上再任を許さぬことなつているのでありますが、これを任期二年とし、かつ再任を認めることといたしたのであります。

本法案は、七月六日本委員会に付託され、七月十七日に至る間、前後四回にわたり慎重に審議いたしたのでありますが、その詳細は速記録に譲ることといたしまして、

かくて討論に入りましたところ、各党を代表して田中角榮君より、今日の段階においてはこの程度の改正にてやむを得ないものとは思うが、さらに早急なる機会において、建設業の許可制、落札価格最低制限の制度等、本法をより強力なものにすべきであろうとの意見の開陳があつて、原案に賛成の旨が述べられ、次いで採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。

（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二　戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件

第三　団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）の批准について承認を求めるの件

第四　工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）の批准について承認を求めるの件

第五　職業安定組織の構成に関する条約（第八十八号）の批准について承認を求めるの件

第六　日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

第七　世界気象機関条約への加入について承認を求めるの件

○議長（堤康次郎君）　日程第二、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件、日程第三、団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）の批准について承認を求めるの件、日程第四、工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）の批准について承認を求めるの件、日程第五、職業安定組織の構成に関する条約（第八十八号）の批准について承認を求めるの件、日程第六、日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件、日程第七、世界気象機関条約への加入について承認を求めるの件、右六件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長上塚司君。

戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約

［本号の附録に掲載］

戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）の批准について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）

［本号の附録に掲載］

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）の批准について承認を求めるの件に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）の批准について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）

［本号の附録に掲載］

工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）の批准について承認を求めるの件に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

職業安定組織の構成に関する条約（第八十八号）の批准について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

職業安定組織の構成に関する条約（第八十八号）

［本号の附録に掲載］

職業安定組織の構成に関する条約（第八十八号）の批准について承認を求めるの件に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

日本国とフランスとの間の文化協定

［本号の附録に掲載］

日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

世界気象機関条約への加入について承認を求めるの件

［本号の附録に掲載］

世界気象機関条約

［本号の附録に掲載］

世界気象機関条約への加入について承認を求めるの件に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

［上塚司君登壇］

○上塚司君　ただいま議題となりました諸条約並びに協定、すなわち第一、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件、第二、団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約の批准について承認を求めるの件、第三、工業及び商業における労働監督に関する条約の批准について承認を求めるの件、第四、職業安定組織の構成に関する条約の批准について承認を求めるの件、第五、日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件、第六、世界気象機関条約への加入につ

いて承認を求めるの件の六件に関し、外務委員会における審議の経過及び結果について、きわめて簡単に御報告申し上げます。

第一の案件は、戦争または武力紛争の場合において、戦争犠牲者、すなわち傷者、病者、難船者、捕虜及び文民を戦争の危険から保護し、もつて戦争の惨禍を国際的協力によつてできる限り軽減しようとするものであります。わが国は、一昨年九月八日平和条約の署名に際し、平和条約の最初の効力発生の後一年以内にこれらの条約に加入する意思を宣言しておりますので、政府は、事前に国会の承認を求めるため、前国会に提出する準備を進めていたのでありますが、これらの条約を国会に提出する直前に衆議院が解散されました。従つて、右加入について事前に国会の承認を得ることができませんでしたので、政府の責任において平和条約付属宣言の期間内にこれらの条約へ加入の手続をとり、国会に対しては、憲法の条章に従い、事後にその承認を求めるに至つた次第であります。

次に、第二より第四までの三条約について申し上げます。この三条約は国際労働機構の三原則を定めたものでありまして、その第一は、労働者に与えらるべき基本的権利である団結権及び団体交渉権の擁護を目的としたものであります。その二は、労働監督に関する条約でありまして、その目的とするところは、ＩＬＯ加盟国に労働監督制度を採用させて、労働者保護に関する法規を忠実に実施せしめ、これによつて労働者の保護を確保しようとするものであります。その三は、職業安定組織の構成に関する条約でありまして、職業安定組織の設置による雇用市場の組織化を目的とし、これによつて失業防止及び雇用の増大をはからんとするものであります。

次に第五の案件は、日本国とフランスとの間の文化協定に関するものでありまして、その目的とするところは、両国間の文化交流を通じ、両国国民の相互理解と親善に資せんとするものであります。

第六の条約案件は、世界気象機関の設立、組織等について定めたものでありまして、気象観測は、各国の気象機関が協力して観測網を完成し、同一の基準によつて観測を行い、その結果を交換することが必要であります。よつて、わが国は本条約への加入によつて、世界の気象業務の円滑な運営に協力しようとするものであります。

以上の六件は、五月二十五日より七月十六日までの間に本委員会に付託せられ、本委員会においては、前後六回にわたり会議を開き、慎重審議を重ねました。その経過の詳細については委員会議録に譲ります。

質疑応答を終つて、第一、第五、第六各案件を順次議題となし、討論を省略して採決の結果、本委員会は全会一致をもつてこれを承認することに決定いたしました。

また、第二、第三、第四の案件を一括議題となし、討論を行いましたところ、日本社会党の田中稔男委員より、日本政府代表も参加せるＩＬＯ総会において採択された条約は、このほかにもなお多数あるにもかかわらず、それらに対するわが国の批准が遅れているが、労働者の基本的権利を守るために、それらの条約についても政府はすみやかに批准の手続をとられたいとの希望を述べて賛成せられました。採決の結果、本委員会は全会一致をもつて以上三件を承認することに決定いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　六件を一括して採決いたします。六件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて六件は委員長報告の通り承認するに決しました。

第八　相互銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第九　国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（正倉院の件）

第十　国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（皇居の件）

○議長（堤康次郎君）　日程第八、相互銀行法の一部を改正する法律案、日程第九、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（正倉院の件）、日程第十、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（皇居の件）、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事島村一郎君。

相互銀行法の一部を改正する法律案

相互銀行法の一部を改正する法律

相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　内国為替取引

第二条に次の一項を加える。

3　相互銀行は、第一項第四号に規定する業務を営もうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第二十五条第一号を同条第二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次のように加える。

一　第二条第三項の規定に違反したとき。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

相互銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件

左記正倉院新宝庫を皇室用財産とすることについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、国会の議決を求める。

記

一　所在地　奈良県奈良市雑司町一五の一、一二九の一

二、口座名　正倉院

三　財産の区分、種目、数量、価格

区分	種目	数量	価格	備考
建物	倉庫	建坪 二五一坪 延坪 八五一坪	円 五〇、一六六、六六六	鉄筋コンクリート造二階建
工作物	門	一	一八、九九九	柱鉄筋コンクリート扉木造
〃	囲障	六六間	九六、六八〇	鉄筋コンクリート屋根付塀高七尺

〃	下水	一	六、七七〇	開渠巾一尺延長三間溜桝三個	
〃	〃	一	一四、八五〇	埋下水溜桝二箇 土管六寸一尺	
〃	照明装置	一	三〇、八五〇	照明三八箇 差込一四個	
〃	消火装置	二	一、三〇、三五〇	鋳鉄管二五〇粍八〇米 三〇〇粍七二・七四米	
〃	土留	一	一〇一、〇〇〇	石垣二四平方米	
〃	電力線路	二六間	三四〇、〇〇〇	地下線三八円 架空線二五〇円	
計			三、三三、〇三三		

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（正倉院の件）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件

左記のものを皇室用財産として取得することについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、国会の議決を求める。

記

一、所在　東京都千代田区一番

二、口座名　皇居

三、取得財産の区分、種目、数量、価格

区分	種目	数量	価格	備考
建物	住宅建	建坪 延坪	円	
		三、四〇三・六〇〇	増築	木造平家建
工作物	水道	一式	増設	鉛管、洗面器
〃	下水	三三、〇〇〇	〃	鉛管、土管
〃	照明装置	二六、三六〇	〃	電灯、点滅器差込
〃	通信装置	二三、〇〇〇	〃	電話器
〃	煖房装置	一八六、三四〇	〃	電気煖房差込み
〃	雑工作物（電気時計）	一、〇〇〇	〃	
〃	（空気調和装置）	八、六三〇、〇〇〇	新設	空気調和装置一式
合計		三、三三三、六〇〇		

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（皇居の件）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○島村一郎君　ただいま議題となりました一法律案及び二議決案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、相互銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、相互銀行が中小企業部門に占める役割の重要性にかんがみ、その行う金融を一層円滑にして取引者の利便をはかるために、相互銀行が新たに内国為替取引の業務を営むことができるようにいたそうとするものであります。ただ、個々の相互銀行がその業務を営もうとする場合におきましては、大蔵大臣が、当該相互銀行の業況等を総合勘案して、個別的に認否を決定することとなつておりますが、本委員会におきましては、去る十七日、政府はなるべくすみやかに相互銀行に対し内国為替取引を認可するよう善処されたいとの附帯決議を付して、本案は起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（正倉院の件）について申し上げます。この議決案は、千二百余年にわたつて保存されて来た正倉院の宝物を今後さらに永久かつ完全に収蔵保存するため、昭和二十六年度及び昭和二十七年度の二箇年度にわたる計画により新築した新宝庫を皇室用財産として管理し、その適性をはかることといたしております。

最後に、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（皇居の件）について申し上げます。この議決案は、現在の皇居内吹上御文庫は、戦時中天皇、皇后両陛下の空襲時の待避所として建設されたものでありますために、住居としての使用には不向きであり、かつ狭隘でありますので、一部を増築し、かつ適当な修理を行い、これらに伴う増築建物及び工作物を皇室用財産として取得することといたしております。

右の二議決案につきましては、審議の結果、去る十八日質疑を打切り、討論を省略してただちに採決いたしましたところ、いずれも起立総員をもつて可決すべきものと議決いたしました。

簡単でございますが、右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　三件を一括して採決いたします。三件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて三件は委員長報告の通り可決いたしました。

○今村忠助君　日程第十一は延期されんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程第十一は延期するに決しました。

第十二　食品衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（堤康次郎君）　日程第十二、食品衛生法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事古屋菊男君。

食品衛生法の一部を改正する法律案

食品衛生法の一部を改正する法律

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「製造し」の下に「、輸入し」を加える。

第四条中「製造し」の下に「、輸入し」を加える。

第五条中「その他の物をいう。」を「その他の物をいう。以下同じ。」に改め、同条に次の一項を加える。

獣畜の肉及び臓器は、輸出国の政府機関によつて発行され、且つ、前項の省令を以て定める疾病にかかり、若しくはその疑があり、又はへい死した獣畜の肉又は臓器でない旨及びと殺年月日その他省令を以て定める事項を記載した証明書又はその写を添附したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならない。

第六条中「製造し」の下に「、輸入し」を加える。

第七条第二項中「添加物を販売し」の下に「、若しくは輸入し」を加え、「その規格に合わない食品若しくは添加物を製造し」の下に「、輸入し」を加える。

第九条中「製造し」の下に「、若しくは輸入し」を加える。

第十条第二項中「販売の用に供するために製造し」の下に「、若しくは輸入し」を加える。

第二十二条中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改め、「当該吏員」を「当該官吏吏員」に改める。

第三十条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第三十一条第一号中「第七条第二項」を「第五条第二項、第七条第二項」に、同条第三号中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第五条の改正規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

食品衛生法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十八年七月八日

参議院議長　河井　彌八

衆議院議長堤康次郎殿

食品衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔古屋菊男君登壇〕

○古屋菊男君　ただいま議題となりました食品衛生法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の提案理由並びに改正の要点を申し上げますと、衛生上不良な食品が輸入され、多くの中毒その他の事故の発生を見ておりますので、輸入食品による衛生上の危害を防止するため、次の改正をなさんとするものであります。第一は、衛生上有害のおそれある食品、添加物などの輸入禁止規定を設けることであります。第二は、食肉については相手国政府発行の証明書の添付がなければ輸入してはならないということにするのであります。第三は、厚生大臣は、輸入禁止に関する規定に違反して輸入された食品などにつき、必要な行政処分を行うことができるようにすることであります。

本案は、六月十三日予備審査のため本委員会に付託せられ、同十八日に政府より提案理由の説明を聴取したのでありますが、七月八日本付託となり、熱心な審査の後、七月十八日討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決いたしましたのでございます。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十三　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案（内閣提出）

第十四　漁船損害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第十三、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案、日程第十四、漁船損害補償法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。水産委員長田口長治郎君。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（損失の補償）

第一条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

一　防潮網その他の水中工作物の設置又は維持

二　防風施設又は防砂施設の除去又は損壊

三　その他政令で定める行為

2　前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については、適用しない。

3　第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

（損失補償の申請）

第二条　前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞な

くこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

（異議の申立）

第三条　前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議の申立をすることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。

（補償金の交付）

第四条　政府は、前条第一項の規定による異議の申立がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申立があつた場合において同条第三項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

（増額請求の訴）

第五条　この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

2　前項の訴においては、国を被告とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

六　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第　号）の施行に関すること。

第十二条第一項を次のように改め、同条第三項中「二十人」を「二十三人」に、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附属する動産の評価」を「及び第一項各号に掲げる事項」に改める。

中央調達不動産審議会（以下「中央不動産審議会」という。）は、調達庁長官の諮問に応じ、左に掲げる事項についてその基準その他一般的事項を調査審議する機関とする。

一　調達不動産及びこれに附属する動産の評価

二　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律による損失の補償

三　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律による損失の補償

第十七条第二項中「管轄区域内にある調達不動産及びこれに附属する動産の評価」を「管轄区域内における第十二条第一項各号に掲げる事項」に改め、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附属する動産」を「及び第十二条第一項各号に掲げる事項」に改める。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案に対する修正案

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案に対する修正

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条第一項中第一号及び第二号を次のように改める。

一、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持、水面の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

二、防風施設、防砂施設、防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

附則中第一項を次のように改める。

1　この法律は、公布の日から施行し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の損失に関して見舞金その他の名目で国から支給を受けた金額のうちこの法律の規定による損失補償金に該当するものについては、この法律の規定による損失補償金の内払とみなす。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　漁船保険組合の組織

第一節　通則（第四条―第十二条）

第二節　設立（第十三条―第二十一条）

第三節　組合員（第二十二条―第二十九条）

第四節　管理（第三十条―第四十九条）

第五節　解散及び清算（第五十条―第六十二条）

第六節　登記（第六十三条―第八十三条）

第七節　監督（第八十四条―第八十八条）

第三章　漁船保険組合の漁船保険事業

第一節　通則（第八十九条―第百十一条）

第二節　普通損害保険及び特殊保険（第百十二条―第百十三条の八）

第三節　満期保険（第百十三条の九―第百十三条の十八）

第四章　政府の再保険事業（第百十四条―第百二十六条）

第五章　漁船保険中央会（第百二十七条―第百三十八条）

第六章　保険料の負担及び補助金の交付（第百三十九条―第百四十三条）

第七章　罰則（第百四十四条―第百四十六条）

附則

第一条を次のように改める。

（この法律の目的）

第一条　この法律は、漁船につき、不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にし、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。

第三条を次のように改める。

（定義）

第三条　この法律において「漁船保険」とは、漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項（漁船の定義）に規定する漁船をいう。以下同じ。）を保険の目的としてこの法律により行う相互保険をいう。

2　漁船保険は、普通保険及び特殊保険とし、普通保険は、普通損害保険及び満期保険とする。

3　この法律において「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定めるこれに準ずるものによる滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「特殊保険事故」という。）により損害が生じた場合に保険金額を支払う保険をいい、「普通損害保険」とは、特殊保険事故以外の滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「普通損害保険事故」という。）により損害が生じた場合に保険金額を支払う保険をいい、「満期保険」とは、保険期間が満了した場合又は保険期間中の普通損害保険事故により損害が生じた場合に保険金額を支払う保険をいう。

「第二章　漁船保険組合」を「第二章　漁船保険組合の組織」に改める。

第七条第三項中「漁船に従事する特定の漁船」を「漁業に従事し、又はもつぱら漁場から漁獲物若しくはその製品を運搬する漁船であつて政令で定める総トン数以上のもの」に改める。

第二十五条第一項中「第三十三条第一項」を「第九十九条第一項」に、「組合が、同条第二項の規定により承継を拒んだとき」を「その者が組合員たる資格を有しないとき」に改め、同条第二項中「第三十三条第三項」を「第九十六条第三項」に改め、第二十六条第三項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第二十九条第一項中「第六十二条第三項」を「第三十七条第三項」に改める。

第二章第四節を削る。

「第五節　管理」を「第四節　管理」に改め、第六十五条第四項中「第六十条及び第六十一条」を「第三十五条及び第三十六条」に改め、第六十六条中「第五十九条」を「同法第五十九条」に改め、第六十九条第五項中「第六十七条」を「第四十二条」に改め、第七十条中「第六十二条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、第七十一条第七項中「第六十二条第一項」を「第三十七条第一項」に、「市町村」を「市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市にあつては、区、特別区のある地にあつては特別区。以下同じ。）」に改め、同条第九項中「第五十六条及び第六十五条」を「第三十一条及び第四十条」に改め、第五十五条を第三十条とし、以下第七十四条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

「第六節　解散及び清算」を「第五節　解散及び清算」に改め、第七十五条第一項第五号中「第百十一条」を「第八十六条」に改め、同条第二項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第七十六条第二項中「まで経過しない期間に対する保険料」を「普通損害保険及び特殊保険にあつては、まだ経過しない期間に対する保険料を、満期保険にあつては、第百十三条の十一第一項の積立保険料のうちの純保険料及びまだ経過しない期間に対する附加保険料並びに同項の損害保険料のうちまだ経過しない期間に対するもの」に改め、第七十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第八十条第二項中「第五十五条及び第四十条」を「第三十一条及び第四十条」に改め、第五十五条を第三十条とし、以下第七十四条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

「第七節　登記」を「第六節　登記」に改め、第九十条第一項、第九十一条及び第九十四条中「第八十八条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、第九十五条第二項中「第九十一条」を「第六十六条」に改め、第九十八条第三項中「第七十九条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、第九十九条中「第八十八条第三項」を「第六十三条第三項」に改め、同条第三項中「第九十八条第一項」を「第七十三条第一項」に改め、第百一条第一項中「第九十二条」を「第六十七条」に改め、第百二条第一項中「第九十三条」を「第六十八条」に改め、第百三条第一項中「第九十四条」を「第六十九条」に改め、同条第二項中「第九十八条第三項」を「第七十三条第三項」に改め、第百四条第一項中「第九十五条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同条第二項中「第九十五条第二項」を「第七十条第二項」に改め、第百五条第二項中「第八十六条」を「第六十一条」に改め、第百八条中「第百四十一条」を「第百四十二条」に改め、第八十八条を第六十三条とし、以下第百八条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

「第八節　監督」を「第七節　監督」に改め、第百十一条第一項中「第百九条」を「第八十四条」に改め、第百九条を第八十四条とし、以下第百十三条までを順次二十五条ずつ繰り上げ、改正後の第八十八条の次に次の一章を加える。

第三章　漁船保険組合の漁船保険事業

第一節　通則

（保険の目的）

第八十九条　地域組合の保険の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とする。但し、水産業協同組合以外の法人であつてその常時使用する従業員の数が三百人以上で、且つ、使用漁船の合計総トン数が三百トン以上のものが所有する政令で定める総トン数以上の漁船については、定款で別段の定をした場合の外は、保険の目的とすることができない。

2　業態組合の保険の目的たるべき漁船は、第七条第三項に規定する

漁船であつて総トン数千トン未満のものとする。

3　地域組合又は業態組合のいずれか一方の保険の目的となつている漁船は、他の一方の保険の目的とすることができない。

4　漁具は、定款の定めるところにより特約があり、且つ、漁具とその属する漁船とが同一の者の所有に係る場合に限り、その属する漁船とともに保険の目的とすることができる。

5　前項の規定により漁具を保険の目的とする場合においては、この法律の規定中「漁船」とあるのは「漁船（漁具を含む。）」と読み替えるものとする。

（保険関係の成立）

第九十条　保険関係は、組合が保険料を受け取つた時に成立する。

（保険引受の拒否の制限）

第九十一条　組合は、組合員又は組合員たる資格を有する者から保険の申込があつたときは、正当な事由がなければ、これに対して保険の引受を拒むことができない。

（保険料の相殺の制限）

第九十二条　組合員又は保険の申込人は、組合に支払うべき保険料につき、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（保険証券の交付及び記載事項）

第九十三条　組合は、組合員の請求があつたときは、保険証券を交付しなければならない。

2　保険証券に記載すべき事項は、省令で定める。

（組合のてん補責任の開始期）

第九十四条　組合の損害をてん補する責任は、定款で別段の定をした場合の外は、保険関係が成立した日の翌日から始まる。

（事故の確定による無効）

第九十五条　前条の規定により組合の損害てん補の責任が始まる前において、既に事故を生じ得ないこととなつたとき、又は生じていたときは、当該漁船保険は、無効とする。

（保険の目的の譲渡）

第九十六条　保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、譲渡人が保険関係について有する権利義務を承継することができる。但し、左の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

一　満期保険以外の保険の保険関係についての権利義務を承継しようとする場合において、当該漁船の譲受人が組合員たる資格を有しないとき。

二　組合が、正当な事由により、通知を受けた後直ちに譲受人に通知して、その承継を拒んだとき。

2　前項の規定により満期保険の保険関係に関する権利義務を承継した者が組合員たる資格を有しない場合には、その者は、この節及び第三節の規定の適用については、組合員とみなす。

3　前二項の規定は、保険の目的たる漁船につき、相続その他の包括承継又は遺贈があつた場合に準用する。

（損害防止軽減の義務）

第九十七条　組合員は、保険の目的たる漁船につき、損害の防止及び軽減に努めなければならない。このために必要又は有益であつた費用は、省令の定めるところにより、組合がてん補する。

（無効な保険の保険料の払いもどし）

第九十八条　漁船保険の全部又は一部が無効である場合において、保険の申込人が善意で且つ重大な過失がないときは、当該申込人は、保険料の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。但し、附加保険料については、組合は、定款の定めるところにより、その全部又は一部を払いもどさないことができる。

（組合員の通知義務）

第九十九条　組合員は、保険の目的たる漁船につき組合のてん補すべき損害が発生したときは、定款の定めるところにより、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

第百条　組合員は、定款の定めるところにより、保険の目的たる漁船の構造、設備、漁業の種類等につき、重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ、組合に通知しなければならない。

2　保険の目的たる漁船の危険が、その構造、設備、漁業の種類等の重大な変更により著しく増加する場合においては、組合は、組合員に対して、その変更を制限し、その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

（組合の保険の目的の調査等）

第百一条　組合は、保険の目的たる漁船に関して、調査をし、又は組合員に通常の修繕その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

（組合の免責事由）

第百二条　左の場合には、組合は、てん補すべき額の全部又は一部につき、てん補する責を免かれることができる。

一　保険の目的たる漁船につき、事故による損害が、法令に違反して航行又は操業した場合に生じたとき。

二　組合員が、保険の目的たる漁船につき、損害の防止又は軽減を怠つたとき。

三　組合員が第九十九条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。

四　組合員が第百条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

五　組合員が前条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

第百三条　組合は、組合員の故意又は重大な過失によつて生じた損害及び船長その他漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害をてん補する責を負わない。

第百四条　組合は、保険の目的たる漁船が法令に違反して使用されたために法令に基いてなされた処分によつて生じた損害をてん補する責を負わない。

（委付の原因）

第百五条　左の場合には、組合員は、保険の目的たる漁船を組合に委付して保険金額の全部を請求することができる。

一　漁船が沈没したとき。

二　漁船の行方が知れなくなつたとき。

三　漁船が修繕することができなくなつたとき。

四　漁船が捕獲、だ捕又は抑留され、三十日間解放されなかつたとき。

2　前項第三号の規定に該当する場合については、省令で定める。

（追徴金）

第百六条　組合は、定款の定めるところにより、追徴金を支払わせることができる。

2　前項の追徴金に関する制限は、省令で定める。

3　組合に支払うべき追徴金については、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（保険金額の削減）

第百七条　組合は、保険金額の支払に不足を生ずるときは、定款の定めるところにより、保険金額を削減することができる。

2　組合が前項の規定により保険金額を削減する場合であつても、その支払う保険金額は、政府から支払を受けた再保険金額を下るものであつてはならない。

（責任準備金の積立）

第百八条　組合は、毎事業年度の終において存する漁船保険につき、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

（準備金の積立）

第百九条　組合は、不足金の補てんに備えるため、省令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金のうちから準備金を積み立てなければならない。

（剰余金の分配）

第百十条　組合は、定款の定めるところにより、組合員に対し、剰余金を分配することができる。

（商法の準用）

第百十一条　組合の漁船保険については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百三十一条から第六百三十六条まで、第六百三十八条、第六百三十九条、第六百四十四条から第六百四十六条まで、第六百五十九条、第六百六十一条、第六百六十二条（損害保険の総則）、第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項並びに第八百三十七条から第八百四十一条まで（保険委付）の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十四条第一項中「六ケ月間」及び第八百三十六条第一項中「三ケ月間」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間」と、第八百三十六条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及ビ第四号」とあるのは「漁船損害補償法第百五条第一項第一号及ビ第三号」と読み替えるものとする。

第二節　普通損害保険及び特殊保険

（付保義務の発生）

第百十二条　漁業協同組合の地区内に住所を有し、且つ、政令で指定する漁船（以下「指定漁船」という。）を所有する者の総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により、当該地区内に住所を有する指定漁船の所有者（以下「指定漁船所有者」という。）はすべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意をしたときは、指定漁船所有者（同意があつた後に指定漁船所有者となつた者を含む。）は、その所有する指定漁船の全部を、政令で定める金額を下らない額を保険金額として、普通損害保険に付さなければならない。当該漁船についての保険期間が満了したときも、同様とする。

2　前項の規定により普通損害保険の目的とすべき漁船が、同項の規定による同意（以下「義務付保の同意」という。）があつた時において現に普通損害保険、満期保険若しくは保険会社の普通海上保険に付されている場合又はその後において満期保険に付された場合には、同項の規定の適用については、当該保険の保険金額の限度において同項の規定により普通損害保険に付されたものとみなす。

（付保義務発生の公示等）

第百十三条　義務付保の同意があつたときは、政令の定めるところによりその同意をした者を代表する者（以下この節において「代表者」という。）は、当該地区の全部又は一部をその区域内に含む市町村及び都道府県の長に対し、その旨を届け出なければならない。

2　前項の規定による届出を受けた市町村の長は、義務付保の同意があつた旨及びその同意に係る地区を公示しなければならない。

（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）

第百十三条の二　義務付保の同意があつた場合において、代表者が、その同意に係る地区を地区とする漁業協同組合に対し、その同意があつたことを証する書面を添えて、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船所有者が当該指定漁船につき組合に支払うべき保険料（特殊保険の保険料を除く。以下この条において同じ。）を集収してその者に代り組合に払い込む事業を行うべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な事由がある場合の外は、その申出に係る事業を行わなければならない。

2　前項の規定による事業を行う漁業協同組合は、その組合員以外の者であつてその地区内に住所を有する者がその所有する漁船につき組合に支払うべき保険料についても、これを集収してその者に代り組合に払い込む事業を行うことができる。

4　組合は、前三項の規定により保険料の集収及び払込をした漁業協同組合に対し、その事務費として、政令で定める金額を交付しなければならない。

5　第二項及び第三項の規定は、普通保険の保険金額が政令で定める金額に達しない漁船については、適用しない。

（付保義務の消滅）

第百十三条の三　第百十二条第一項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、左の場合には、消滅する。

一　政令で定める手続により指定漁船所有者の総員の二分の一以上の者が当該義務を消滅させることにつき同意をしたとき。

二　政令で定める場合を除き、義務付保の同意に係る地区を地区とする漁業協同組合の地区に変更があつたとき。

三　前号の漁業協同組合が解散したとき。

四　指定漁船所有者が二人未満となつたとき。

2　第百十三条の規定は、前項の規定により指定漁船を普通損害保険

に付すべき義務が消滅した場合に準用する。

（委任規定）

第百十三条の四　前四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（保険期間）

第百十三条の五　保険期間は、普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、定款で別段の定をすることができる。

（組合のてん補責任）

第百十三条の六　組合は、保険の目的たる漁船につき、普通損害保険事故又は特殊保険事故によつて生じた損害をてん補する。但し、特殊保険事故が捕獲、だ捕又は抑留によつて生じた場合には、特約がなければ、これによつて生じた損害をてん補する責を負わない。

2　前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、省令で定める。

（危険の消滅）

第百十三条の七　組合員は、保険の目的たる漁船につき、保険期間中組合が負担した危険が消滅したときは、政令の定めるところにより、保険料の一部の払いもどしを請求することができる。

（商法の準用）

第百十三条の八　組合の普通損害保険及び特殊保険については、商法第六百三十七条（保険価額の著しい減少）及び第六百六十三条（短期時効）の規定を準用する。この場合において、同法第六百六十三条中「保険料支払ノ義務」とあるのは、「保険料支払ノ義務及ビ追徴金支払ノ義務」と読み替えるものとする。

第三節　満期保険

（保険の目的）

第百十三条の九　満期保険の保険の目的たるべき漁船は、保険期間の満了（以下「満期」という。）の時において、進水後省令で定める期間を経過しない漁船とする。

（保険の目的たる漁船の価額）

第百十三条の十　満期保険については、保険関係が成立した日における保険の目的たる漁船の価額をもつて保険期間中における当該漁船の価額とみなす。

（保険料）

第百十三条の十一　満期保険の保険料は、満期により支払うべき保険金額に係る保険料の部分（以下「積立保険料」という。）及び満期前の普通損害保険事故により支払うべき保険金額に係る保険料の部分（以下「損害保険料」という。）から成るものとする。

2　満期保険の保険料は、政令の定めるところにより、毎年支払うものとする。

（組合の保険金額支払義務）

第百十三条の十二　組合は、保険の目的たる漁船につき、満期前における普通損害保険事故によつて生じた損害をてん補し、及び満期により保険金額を支払う。

2　前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、省令で定める。

（保険期間）

第百十三条の十三　満期保険の保険期間は、政令で定める期間の範囲内において組合の定款で定める期間とする。

（保険関係の存続）

第百十三条の十四　満期保険の保険の目的たる漁船の所有者である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため、組合を脱退した場合には、当該満期保険の保険関係は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、なお存続する。

2　前項の規定によりなお保険関係が存続する満期保険に係る漁船の所有者は、第一節及びこの節の規定の適用については、組合員とみなす。

（解除）

第百十三条の十五　組合員は、何時でも、満期保険を解除することができる。

2　前項の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

（保険料不払による失効）

第百十三条の十六　組合員が保険料の支払をしないで省令で定める支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

（払いもどし金の支払）

第百十三条の十七　組合員は、解除（第百十一条において準用する商法第六百四十四条（告知義務）の規定による解除を除く。）その他政令で定める事由により満期保険の保険関係が消滅した場合には、組合に対し、当該保険につき支払つだ積立保険料（支払期限の到来した未払積立保険料を含む。）のうちの純保険料の額に百分の九十から百分の百までの間で省令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の払いもどし金を請求することができる。

2　第百十三条の七の規定は、満期保険の損害保険料につき準用する。

（時効）

第百十三条の十八　満期保険の保険金額、払いもどすべき保険料及び払いもどし金の支払義務は五年、保険料及び追徴金の支払義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

「第三章　政府の再保険事業」を「第四章　政府の再保険事業」に改める。

第百十六条中「再保険金額は、」を「普通損害保険及び特殊保険の再保険金額は、」に改め、同条に次の一項を加える。

2　満期保険の再保険金額は、満期による支払に係るものについては、保険金額と同額とし、満期前の普通損害保険事故による支払に係るものについては、保険金額の百分の九十とする。

第百十八条を次のように改める。

（再保険料の払いもどし等）

第百十八条　組合は、第九十八条、第百十三条の七又は第百十三条の十七の規定により組合員に保険料の払いもどし又は払いもどし金の支払をすべきときは、政府に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払いもどし又は払いもどし金の支払を請求することができる。

第百十九条中「通知した事項に変更を生じたとき」の下に「、又は当該保険関係が消滅したとき」を加える。

第百二十二条第四項中「第五十四条」を「第百十一条」に改め、第百二十四条中「第六百四十三条、」を削る。

「第四章　漁船保険中央会」を「第五章　漁船保険中央会」に改める。

第百三十八条第三項中「追徴金又

は」を「追徴金及び」に改め、同条第四項中「第五十六条から第六十条まで、第六十八条、第六十九条第一項から第三項まで、第七十条及び第七十四条」を「第三十一条から第四十一条まで、第四十三条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条及び第四十九条」に、「第六十四条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第五項中「第七十五条第一項第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「第八十三条」を「第五十八条」に、「第八十七条」を「第六十二条」に改め、同条第六項中「第八十八条から第九十一条まで、第九十三条、第九十五条から第九十七条まで、第九十八条第一項及び第二項、第九十九条、第百条第一項及び第二項、第百二条並びに第百四条から第百八条まで」を「第六十三条から第六十六条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十三条第一項及び第二項、第七十四条、第七十五条第一項及び第二項、第七十七条並びに第七十九条から第八十三条まで」に、「第九十三条中」を「第六十八条中」に、「第九十七条第二項」を「第七十二条第二項」に改め、同条第七項中「第百九条から第百十二条まで」を「第八十四条から第八十七条まで」に改める。

「第五章　保険料の負担及び補助金の交付」を「第六章　保険料の負担及び補助金の交付」に改める。

第百三十九条第一項中「第三十二条第一項の規定により保険に付した漁船」を「第百十二条第一項の規定により保険に付した漁船（同条第二項の規定によつて同条第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船を含む。）」に、「同条第六項の政令で定める金額に相当する保険金額」を「保険金額（政令で定めるものを除く。）」に改め、「純保険料」の下に「（積立保険料に該当するものを除く。）」を加え、第百四十一条第一項中「第三十二条第七項」を「第百十三条の二第四項」に改める。

「第六章　罰則」を「第七章　罰則」に改める。

第百四十四条第二項中「第百九条」を「第八十四条」に、「第百十三条」を「第八十八条」に、「第百十条」を「第八十五条」に改める。

第百四十五条第四号中「第六十五条第五項」を「第四十条第五項」に、「第七十一条第九項」を「第四十六条第九項」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条第七号中「第五十七条」を「第三十二条」に改め、同号を第五号とし、同条第八号中「第五十九条第一項、第六十条又は第六十一条」を「第三十四条第一項、第三十五条又は第三十六条」に改め、同号を第六号とし、同条第九号中「第六十三条第一項又は第六十四条第一項」を「第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項」に、「第六十三条第二項若しくは第六十四条第二項」を「第三十八条第二項若しくは第三十九条第二項」に改め、同号を第七号とし、同条第十号中「第七十八条又は第七十九条第一項」を「第五十三条又は第五十四条第一項」に改め、同号を第八号とし、同条第十一号中「第八十四条又は第八十六条」を「第五十九条又は第六十一条」に改め、同号を第九号とし、同条第十二号中「第八十五条」を「第六十条」に改め、同号を第十号とし、同条第十三号から第十五号まで中「第八十七条」を「第六十二条」に改め、第十三号を第十一号とし、以下順次二号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

十四　法令又は定款に違反して保険金額を削減し、又は剰余金を処分したとき。

十五　第百八条又は第百九条の規定に違反したとき。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2　政府は、当分の間、満期保険に付した漁船の所有者のうち政令で定める者に対し、政令の定めるところにより、満期保険加入奨励金を交付することができる。

3　前項の規定により交付する満期保険加入奨励金に相当する金額は、毎会計年度、予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れる。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　漁船再保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

当分ノ間業務勘定ニ於テハ第三条ノ三ニ規定スルモノノ外法附則第三項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

3　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四章」を「漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第五章」に改める。

4　漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第三十七条（保険証券の交付及び記載事項）、第四十条（相殺できない場合）及び第四十一条（保険金額の削減）」を「第九十二条（保険料の相殺の制限）、第九十三条（保険証券の交付及び記載事項）及び第百七条（保険金額の削減）」に、「第三十七条及び第四十条中」を「第九十三条中」に、「第四十一条中」を「第百七条中」に改める。

第三十五条中「第百十五条から第百十七条まで、」を「第百十五条、第百十六条第一項、第百十七条、」に改める。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案に対する修正

漁船損害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百十二条第一項中「政令で指定する漁船（以下「指定漁船」という。）」を「指定漁船（一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船であつて、当該地区内に主たる根拠地を有する漁船をいう。以下同じ。）」に改める。

附則中第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　改正後の第百十二条第一項の規定の適用については、昭和二十九年三月三十一日までの間は、同項中「百トン」とあるのは「二十トン」と読み替えるものとする。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君　ただいま議題となりました、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案並びに漁船損害補償法の一部を改正する法律案について、水産委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案につきまして、簡単に提案理由並びにその内容の大要について申し上げます。すなわち、日本国とアメリカ合衆国の間に結ばれました安全保障条約に基いて、日本国内及びその付近に配備されておりますアメリカ合衆国の陸軍、海軍、空軍によりまして、防潜網、水中聴音機その他水中工作物の設置または維持、あるいは防風林のような防風施設または防砂施設の除去あるいは損壊等が行われたことによりまして、従来適法に農業、林業、漁業その他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償するのであります。これが本案を提出いたしました理由であります。

次に、本案の内容につきまして簡単に申し上げます。まず第一点は、駐留軍の行為により適法に農林水産業等の事業を営んでいた者が事業経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償することであり、この補償する損失は、通常生ずべき損失といたしておるのであります。第二点は、損失補償の申請は、都道府県知事を経由して内閣総理大臣に提出し、総理大臣はすみやかに補償すべき損失の有無あるいは補償額を決定することといたしたのでございます。第三点は、これに対する異議の申立て及び増額請求の訴えを起すことができる道を講じておるのであります。

本案は、去る第十五国会におきまして衆議院を通過いたしましたが、解散によつて廃案となり、今回あらためて提出され、去る六月十七日水産委員会に付託されてから、前後八回にわたり委員会を開き、慎重なる審議を重ね、その間農林委員会とも連合審査会を開き、本案を十分に検討いたしました結果、七月二十日の委員会において質疑を打切り、中村委員より修正案が提出せられました。そのおもなる内容は、本案においては政令をもつて規定するアメリカ合衆国軍隊の行為がはなはだ不明確であるから、これを本案に明示すること、これが農林委員会からも特に要望がありました。また、この法律の適用を当然安全保障条約発効にさかのぼることとし、従来支給されておりました見舞金はこの法律に基く補償金の内払いとみなす規定を織り込みました各党共同提案による修正案の趣旨弁明がありました。

ただちに討論に入り、小高委員より、原案及び修正案に賛成であるが、本法施行にあたつては、特に政府において次の処置を講ずべきであるとの附帯決議の提案がありました。すなわち

一、損失補償の申請について、これが手続の簡素化を図ること。

二、各省間の緊密なる連絡の上に、これが損失の適確なる調査及び補償金の迅速なる交付を期し、且つ、補償金については予算上の制約等によりいやしくも削減払い、補償繰延べ若しくは補償停止等をせざること。

以上本案並びに修正案及び附帯決議について採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

次に、漁船損害補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。本案は、現行の漁船損害補償法の一部を改正いたしまして、事故による損害の復旧を補償する普通損害保険制度だけでなく、さらに一歩を進めて、損害保険と代船建造資金の積立てとを兼ねたいわゆる満期保険の制度を新設することとし、これに必要なる規定を加え、かつこれと関連して現行の規定の一部を改正するのであります。すなわち、その内容といたしましては、第一点は、漁船保険組合が、従来の普通損害保険事業及び特殊保険事業のほかに、新たに満期保険事業を行うことができるようにするとともに、政府がこれを再保険することといたしたのであります。第二に、満期保険の保険料は、満期支払いのための積立金部分と満期前の事故による損失補償のための損害保険料の部分からなつておりまして、右の積立金部分に該当する保険金額は全額政府で再保険し、損害保険料部分に該当する保険金額は、普通損害保険の例により九割を再保険すべきことといたしたのであります。第三に、当分の間、満期保険の加入を奨励するため、この保険の加入者が代船を建造する場合には、所要資金の金利の一部に相当する奨励金を交付することができることといたしました。これがおもなる内容でございます。

原案は去る六月二十七日水産委員会に付託され、前後三回にわたり委員会を開き、慎重なる審議をいたしました結果、七月二十日の委員会において各派の共同提案として修正案が提出され、鈴木委員からその趣旨弁明があつたのであります。すなわち、原案においては、二十トン未満の漁船に対しては、一定の条件のもとで、義務加入の制度が設けられておりまして、この義務加入の場合に限り保険料の一部を国が負担することとなつておるのでありますが、漁業界の現状は、漁場の沖合い進出、漁船の大型化のために、漁村の中堅漁船は二十トンから百トン程度のものに移行しております。この現状に即応いたしまして、保険金の一部を国で負担する制度をこれらの漁船にまで拡張して、漁業の発展に資せんとするものでありまして、これが適用については来年度からするとの趣旨弁明があつたのであります。

ただちに討論に入り、松田委員から原案及び修正案に賛成の意見の開陳がありまして、続いて修正案並びに原案についてそれぞれ採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第でございます。

なお詳細については会議録に譲ることといたしまして、右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り決しました。

第二十五　郵便物運送委託法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第十五、郵便物運送委託法の一部を改正する法律

案を議題といたします。委員長の報告を求めます。郵政委員会理事片島港君。

郵便物運送委託法の一部を改正する法律案

郵便物運送委託法の一部を改正する法律

郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「この場合においては、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条但書の規定にかかわらず、大蔵大臣に協議することを要しない。」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　第八条第一項に掲げる者の運営する運送施設を利用するとき、又は同項に掲げる者以外の運送事業を営む者の運営する運送施設を利用する場合であつてその運送料金が法令若しくはこれに基く行政官庁の処分により確定額をもつて定められているとき。

第七条に次の但書を加える。

但し、郵政大臣において、郵便物の運送等の委託を受けた者がその業務を誠実に執行し、且つ、その者に当該業務を継続して行わせることが郵便事業の円滑な運営のため有利であると認める場合は、その者の同意を得て、これを更新することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

郵便物運送委託法の一部を改正する法律案に対する修正案

郵便物運送委託法の一部を改正する法律案に対する修正

郵便物運送委託法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第一項第四号の改正規定中「第八条第一項に掲げる者の運営する運送施設を利用するとき、又は同項に掲げる者以外の」を削る。

郵便物運送委託法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○片島港君　〔片島港君登壇〕　ただいま議題となりました郵便物運送委託法の一部を改正する法律案に関し、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る第十五回国会に政府より提出せられ解散のため成立するに至らなかつたものとほとんど同一の内容でありまして、政府提案の理由とするところは次の通りであります。

すなわち、郵政大臣が郵便物の運送等を他に委託する場合に必要な準則は、郵便物運送委託法の規定するところでありますが、それらの準則の中には、その後の情勢の推移に伴い、実情に沿わなくなつたものもありますので、事業の円滑な運営を確保するため、それらのものを改正しようとするものでありまして、その内容は次の三点であります。

改正の第一点は、郵政大臣が運送等を委託するにあたつて随意契約によることができる場合の改正でありまして、運送事業者の施設を利用する場合に、その運送料金が法令等によつて確定額をもつて定められているとき等には、随意契約によることができるように改めるとともに、この規定改正によつて不必要となつた従来の規定を廃止するものであります。すなわち、鉄道、軌道、定期自動車、定期航路事業等、一般運送施設を利用する場合の現行運送料金は、本法第五条の規定に基く運輸省告示によつて各業者に共通に適用される確定額の運送料金が定められており、また上記第五条の適用を受けないもの、たとえば路線を定めない貨物自動車運送事業等についても、現行道路運送法第八条の規定によつてその認可運賃は確定額をもつて定められることになつており、双方の場合を通じ競争契約によらしめる意義を失うに至つたためであります。

第二点は、契約期間の更新をなし得る制度を新たに認めようとすることであります。現行規定においては、契約期間は四年以内となつており、期間の更新は認められていないのでありますが、契約期間中業務を誠実に執行したと認められる受託者に対しては、郵政大臣がその者の同意を得て契約期間を更新することができる道を開き、郵政事業の円滑な運営をはかるとともに、受託者の業務遂行の熱意を増進せしめ、一層事業に貢献せしめようとするものであります。

第三点は、第四条第一項後段の規定の削除であります。郵政大臣が随意契約により委託する場合においては、会計法第二十九条但書の規定にかかわらず、大蔵大臣に協議することを要しないという第四条第一項後段の規定は、会計法第二十九条但書の改正に伴い不必要となつたので、これを削除しようというのであります。

委員会は、本法案の付託以来しばしば会議を開き、まず提案理由の説明を聞きました後、政府との間に、契約の期間の更新を認めようとする第七条の改正規定を中心とし、さらに郵政業務の委託自体に関し、これを廃止して直営に移行せしめる意思の有無、委託に対する政府の基本的態度、委託を許すべき業務の限界、現行の委託事務の中で明らかに行き過ぎと思われるものに対する措置等の諸点につき、しさいにわたり熱心に質疑応答が重ねられたのであります。それらの詳細につきましては会議録に譲ることにいたしまして、以下二、三のおもな点につき、要点をかいつまんで申し上げたいと存じます。

まず、本法第七条を改正して、契約期間の更新を認めようとするのは、それ自体いわゆる独占禁止法の趣旨に抵触するのではないか、また自動車運送の委託の現状にかんがみ、その独占的傾向をさらに一層強化するおそれはないかという質疑に対しましては、独占禁止法は事業者相互間の問題で、本条には直接関係はないと思う、また自動車運送の現状がやや一社の独占的状態にあることは事実であるが、この状態は既往の競争契約の自然的な所産であつて、第七条の改正によつてさらに独占を強化させる意図はない、むしろ他の群小業者でも忠実に業務を執行した者には継続させることができるようにしたいという意味である旨の答弁がありました。

次いで、本法案に関連し、郵便物の運送等を他に委託して行わしめることは、事業本来の建前にかんがみ、真にやむを得ない事項に限定さるべきであつて、きわめて例外的な措置と思う、なお、事情の許す限りすみやかに委託事務は直営に移行せしめるべきと思うが、政府の所信はどうかという質疑に対しましては、国営事業であるからといつて、すべてを直営にするのが本則

とまでは考えていない。また、経済的という点だけで委託の可否を決するわけでなく、事業運営の合理化という総合的観点からその可否を決すべきであり、国営事業の本質をそこなわない範囲においては委託してもさしつかえないのではないかと思う旨の答弁があり、また、郵便物の運送はともかくとして、通常郵便物の取集めの委託のごときはすみやかに中止すべきと思うがどうかという質疑に対しましては、弊害を伴うようなことがあれば、なお詳細検討の上善処したい旨の答弁がありました。

以上のほか、委託する場合における運送賃金の算定の根拠、委託事務に従事する者の法律上の地位、現行の委託事務が直営の場合より経済的である具体的根拠等の諸点についても、それぞれ政府の所信をただすところがあつたのであります。

かくて、委員会は昨二十日質疑を打切つたのでありますが、その際、改進党を代表して大高委員より、法文の趣旨を明確にするため、第四条第一項第四号の改正規定の字句を改めたいという趣旨の修正案とともに

本法施行に当り左の諸点を留意すること。

一、これによつて事業の施設の改善、技術の向上及び能率の増進を期すること。

二、郵便業務は国家専掌とする本旨にかんがみ、委託業務は漸次出来得る限り縮小すること。就中通常郵便物の取集、配達等を請負とすることは、特例の場合を除き避くべきこと。

三、受託業者の監督を厳にし、苟も誠実を欠く行為があれば直ちに解約すること。

四、委託契約の更新に当つては、少数業者の私的独占の弊に陥らないよう留意すること。

五、不当の利潤を抑制するため、委託料金の公正を期すること。

という附帯決議案を提出せられ、次いで討論を省略の上、ただちに大高委員提出の修正案及び修正部分を除く残余の原案を採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決、よつて本法律案は修正議決を見た次第であります。次に、大高委員提出の附帯決議案につき賛否をはかりましたところ、同じく全会一致をもつて原案の通り可決されたのであります。なお、右決議に対しましては、郵政大臣から、その趣旨を十分尊重する旨所信を述べられたことを申し添えます。

以上御報告申し上げます（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第十六　日本航空株式会社法案（内閣提出）

第十七　海事代理士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十八　海上衝突予防法案（内閣提出、参議院送付）

○議長（堤康次郎君）　日程第十六、日本航空株式会社法案、日程第十七、海事代理士法の一部を改正する法律案、日程第十八、海上衝突予防法案、右三案を一括して議題といたします。運輸委員会理事鍋谷勝利君。

日本航空株式会社法案

日本航空株式会社法

（会社の目的）

第一条　日本航空株式会社（以下「会社」という。）は、国際路線及び国内幹線における定期航空運送事業並びにこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

（株式）

第二条　会社の株式は、額面株式とする。

2　会社の株式は、記名株式とする。

3　会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四条の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四条第一項各号に掲げる者が議決権の三分の一以上を占めることとならないようにするため、株式の譲渡を制限することができる。

4　前項の規定により株式の譲渡を制限する定をしたときは、その定を登記しなければならない。

（政府の出資）

第三条　政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

（代表取締役の決定の決議）

第四条　商法第二百六十一条第一項の会社を代表すべき取締役の決定の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（社債発行限度の特例）

第五条　会社は、商法第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少い額の二倍をこえてはならない。

（一般担保）

第六条　会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（社債の募集等）

第七条　会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（補助金の交付）

第八条　政府は、会社に対し、その行う定期航空運送事業のうち当該路線の性質上経営が困難なものにつき公益上必要な最少限度の運送を確保するため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

（定款の変更等）

第九条　会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　前項の合併の決議（会社と定期航空運送事業を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。）については、第十五条第一項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

（重要な施設の譲渡等）

第十条　会社は、航空機その他運輸省令で定める重要な施設を譲渡

し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（協議）

第十一条　運輸大臣は、第七条、第九条第一項（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）及び前条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（財産目録等の提出）

第十二条　会社は、毎営業年度終了後三箇月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を運輸大臣に提出しなければならない。

（商号の使用制限）

第十三条　会社以外の者は、その商号中に日本航空株式会社という文字を使用してはならない。

（罰則）

第十四条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の取締役は、十万円以下の罰金に処する。

一　第七条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

二　第十条の規定に違反して、施設を譲渡し、又は担保に供したとき。

三　第十二条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

第十五条　第十三条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（会社の設立）

2　運輸大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

3　設立委員は、定款を作成したときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

4　政府は、会社の設立に際し、十億円に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。

5　昭和二十七年十月二十日航空法第百条第一項の免許を受けた日本航空株式会社（以下「免許会社」という。）は、会社の設立委員の任命後三箇月以内に商法第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、会社に対してその営業の全部を出資することができる。

6　免許会社が前項の出資をする場合においては、免許会社の株主は、その所有する株式の数に比例して、会社の株式引受人となる。

7　前項の規定により引き受けることとなる会社の株式に一株に満たないものがある者の所有する免許会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項に規定する処分をすることができる。

8　免許会社は、附則第五項の決議があつた後は、その財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

9　附則第五項の規定により免許会社が出資する営業の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。

10　前項の評価審査会は、委員七人をもつて組織する。

11　免許会社は、附則第五項の出資をする場合においては、会社の成立の時において、解散するものとし、その権利及び義務は、会社に承継されるものとする。この場合においては、商法第百七十七条第三項の規定は、適用しない。

12　前項の場合において、免許会社の株式を目的とする質権は、附則第六項の規定により免許会社の株主が受けるべき株式又は附則第七項の処分により免許会社の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

13　商法第二百九条第四項の規定は、前項の質権に準用する。

14　会社の株式申込証には、商法第百七十五条第二項第一号に掲げる事項に代えて、附則第三項の規定による定款の認可の年月日を記載しなければならない。

15　附則第四項及び附則第六項の規定により政府及び免許会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に関する商法の規定によるものとする。

16　商法第百六十七条及び第百八十一条の規定は、会社の設立については適用しない。

17　附則第二項から前項までに規定するものの外、第九項の評価審査会の運営の手続その他会社の設立及び免許会社の解散に関して必要な事項は、政令で定める。

（定期航空運送事業者等の地位の承継）

18　免許会社が附則第五項の出資をする場合においては、会社は、その成立の時において、免許会社の航空法の規定による定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者及び航空機使用事業者としての地位を承継する。

（商号についての経過規定）

19　第十三条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本航空株式会社という文字を使用している者については、会社の成立後六箇月間は、適用しない。

（他の法令の改正）

20　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第六号を次のように改める。

六　日本航空株式会社

21　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

第十条の三　日本航空株式会社が左の各号に掲げる事項について登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。但し、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資及び日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第　号）附則第五項の出資に係る部分に限る。

一　会社の設立

二　会社の資本増加

22　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　日本航空株式会社に関する認可及び補助金の交付に関すること。

第二十八条の二第二項中「第十三号、第十四号」を「第十三号から第十四号の二まで」に改める。

（日本航空株式会社法案中委員会の修正に係る条文のみ掲げ、小字及び――は修正）

（補助金の交付）

第八条　政府は、会社に対し、その行う定期航空運送事業のうち当該路線の性質上経営が困難なものにつき公益上必要な最限度の運送を確保するため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

（優遇措置）

第九条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務について、保証契約をすることができる。

（政府所有株式の売渡）

第十条　会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、経営年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の八の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2　会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の八の割合をこえて利益の配当をする場合は、その割合をこえて配当することができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては一、政府の所有する株式に対しては五の割合で配当しなければならない。但し、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の十の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

（定款の変更等）

第十一条　会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　前項の合併の決議（会社と定期航空運送事業を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。）についての運輸大臣の認可は、航空法第百十五条第一項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

（重要な施設の譲渡等）

第十二条　会社は、航空機その他運輸省令で定める重要な施設を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（協議）

第十三条　運輸大臣は、第七条、第九条第一項（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）及び前条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（財産目録等の提出）

第十四条　会社は、毎営業年度終了後三箇月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を運輸大臣に提出しなければならない。

（商号の使用制限）

第十五条　会社以外の者は、その商号中に日本航空株式会社という文字を使用してはならない。

（経理の監査）

第十六条　運輸大臣は、必要があると認めるときは、会社の経理の監査をすることができる。

（報告及び検査）

第十七条　運輸大臣は、前条の規定による監査をするため必要があると認めるときは、会社からその経理に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、経理の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

（罰則）

第十八条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の取締役は、十万円以下の罰金に処する。

一　第七条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

二　第十二条の規定に違反して、施設を譲渡し、又は担保に供したとき。

三　第十四条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

第十九条　第十三条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第二十条　第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（会社の設立）

2　運輸大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

3　設立委員は、定款を作成したときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

4　政府は、会社の設立に際し、十億円に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。

5　昭和二十七年十月二十日航空法第百条第一項の免許を受けた日本航空株式会社（以下「免許会社」という。）は、会社の設立委員の任命後二箇月以内に商法第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、会社に対してその営業の全部を出資することができる。

6　免許会社が前項の出資をする場合においては、免許会社の株主は、その所有する株式の数に比例して、会社の株式引受人となる。

7　前項の規定により引き受けることとなる会社の株式に一株に満たないものがある者の所有する免許会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項に規定する処分をすることができる。

8　免許会社は、附則第五項の決議があつた後は、その財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

9　附則第五項の規定により免許会社が出資する営業の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。

10　前項の評価審査会は、委員七人をもつて組織する。

11　免許会社は、附則第五項の出資をする場合においては、会社の成立の時において、解散するものとし、その権利及び義務は、会社に承継されるものとする。この場合においては、商法第百七十七条第三項の規定は、適用しない。

12　前項の場合において、免許会社の株式を目的とする質権は、附則第六項の規定により免許会社の株主が受けるべき株式又は附則第七項の処分により免許会社の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

13　商法第二百九条第四項の規定は、前項の質権に準用する。

14　会社の株式申込証には、商法第百七十五条第二項第一号に掲げる事項に代えて、附則第三項の規定による定款の認可の年月日を記載しなければならない。

15　附則第四項及び附則第六項の規定により政府及び免許会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に関する商法の規定によるものとする。

16　商法第百六十七条及び第百八十一条の規定は、会社の設立については適用しない。

17　附則第二項から前項までに規定するものの外、第九項の評価審査会の運営の手続その他会社の設立及び免許会社の解散に関して必要な事項は、政令で定める。

（定期航空運送事業者等の地位の承継）

18　免許会社が附則第五項の出資をする場合においては、会社は、その成立の時において、免許会社の航空法の規定による定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者及び航空機使用事業者としての地位を承継する。

（商号についての経過規定）

19　第十三五条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本航空株式会社という文字を使用している者については、会社の成立後六箇月間は、適用しない。

（債務保証の限度額）

20　政府が第九条の規定に基き債務を保証することのできる限度額は、昭和二十八年度においては、会社がその事業を経営するために要とする借入金の金額三十四億四千六百万円及びその利子額五億一千七百万円とする。

（他の法令の改正）

20 21　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第六号を次のように改める。

六　日本航空株式会社

21 22　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

第十条の三　日本航空株式会社が左の各号に掲げる事項について登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。但し、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資及び日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第　号）附則第五項の出資に係る部分に限る。

一　会社の設立

二　会社の資本増加

22 23　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　日本航空株式会社に関する認可及び補助金の交付に関すること。

第二十八条の二第二項中「第十三号、第十四号」を「第十三号から第十四号の二まで」に改める。

日本航空株式会社法案（内閣提出）に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

海事代理士法の一部を改正する法律案

海事代理士法の一部を改正する法律

海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「対価を得て」を削り、「並びに」を「及び」に、「書類の作製をし、及び相談に応ずる」を「書類の作製をする」に改める。

第五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　運輸大臣は、前項の相当の地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者を選定する場合において、海事代理士の共通の利益の増進を目的とする団体又は海事代理士に第一条の事務を委託する者の共通の利益の増進を目的とする団体があるときは、その選定についてこれらの団体のうち運輸省令で定めるものの意見を徴さなければならない。

第十七条第一項中「対価を得て、」を削る。

別表第二中「四　船舶職員法（明治二十九年法律第六十八号）」を「四　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）」に改め、第五号の三、第六号及び第十号を削り、第七号を第六号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

海事代理士法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十八年七月十五日

参議院議長　河井　彌八

衆議院議長堤康次郎殿

海事代理士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

海上衝突予防法案

海上衝突予防法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　燈火及び形象物等（第二条―第十六条）
第三章　航法（前文・第十七条―第二十七条）
第四章　雑則（第二十八条―第三十二条）
附則

第一章　総則

（総則）

第一条　航洋船の航行できる海洋及びこれと接続する水域の水上にある船舶及び水上航空機は、この法律の規定を遵守しなければならない。但し、水上航空機にあつては、その構造が特殊なため燈火及

び形象物の表示に関する規定を完全に遵守することができない場合は、事情の許す限り、これらの規定の趣旨に沿うような措置をとることをもつて足りる。

2　燈火に関する規定は、いかなる天気においても、日没から日出までの間遵守しなければならない。また、この間は、この法律に規定する燈火と誤認される燈火、この法律に規定する燈火が視認されること若しくはその特性が識別されることを妨げる燈火又は適当な見張の妨げとなる燈火は、表示してはならない。

3　この法律における用語は、他の意味に解釈されることが明らかな場合を除き、左の各号の意味に用いるものとする。

一　「船舶」とは、水上輸送の用に供する船舟類をいう。

二　「水上航空機」とは、飛行艇その他水上を移動することができる航空機をいう。

三　「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶をいう。

四　機関を用いて推進する船舶であつても、帆を用いていて動力を用いていないときは、帆船とみなし、動力を用いている船舶は、帆を用いているといないとにかかわらず、動力船とする。

五　船舶又は水上航空機の「航行中」とは、船舶又は水上航空機が、水上にある場合であつて、停泊し、陸岸にけい留し、又は乗り揚げていないときをいう。

六　船体上の「高さ」とは、最上層の全通甲板からの高さをいう。

七　船舶の「長さ」及び「幅」とは、当該船舶の登録に係る証書に記載する長さ及び幅をいう。

八　水上航空機の「長さ」及び「幅」とは、当該水上航空機の耐空証明に係る証書に記載する最大の長さ及び幅をいい、耐空証明に係る証書を受けていない場合は、現に測定した最大の長さ及び幅をいう。

九　「視認される」とは、燈火に関して用いる場合には、大気が清澄な暗夜において見えることをいう。

十　「短音」とは、約一秒間継続する吹鳴をいう。

十一　「長音」とは、四秒から六秒までの時間継続する吹鳴をいう。

十二　「汽笛」とは、サイレンを含むものとする。

十三　「トン」とは、総積量を表わすトンをいう。

第二章　燈火、形象物等（マスト燈、前燈及びげん燈）

第二条　動力船の航行中における燈火の表示については、左の各号による。

一　前部マスト又はその前方に、前部マストのないときは船舶の前部に、明りような白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの二十点（二百二十五度）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から各げん正横後二点（二十二度三十分）までの間を照らすように装置され、且つ、少くとも五海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

二　前号の燈火の前方又は後方に、更にこれと同様の構造及び性能を有する白燈一個を掲げなければならない。但し、長さ四十五・七五メートル未満の船舶及び他の船舶又は水上航空機を引いている船舶は、これを掲げることを要しない。

三　前二号の燈火は、キールの上方に置き、前方の燈火の位置は、後方の燈火の位置から少くとも四・五七メートル下方とし、且つ、両燈間の水平距離は、その垂直距離の三倍以上でなければならない。これらの燈火のうち前方のもの（燈火が一個のときは、その燈火）は、船体上六・一〇メートル以上（船舶の幅が六・一〇メートルをこえるときは、その長さ以上）の高さの位置に掲げなければならない。但し、船体上十二・二〇メートルをこえることを要しない。これらの燈火は、いかなる事情においても、他のすべての燈火及び妨害となる上部構造物より高い位置に、且つ、これらによつて妨げられないように掲げなければならない。

四　右げんに緑燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から右げん正横後二点（二十二度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

五　左げんに紅燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から左げん正横後二点（二十二度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

六　前二号のげん燈には、その前に少くとも〇・九一メートル突出した内側隔板を装置し、右げん燈は左げん側から、左げん燈は右げん側から見えないようにしなければならない。

2　水上航空機の航行中における燈火の表示については、左の各号による。

一　水上航空機の前部で機軸線の上方の最も見えやすい場所に、明りような白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの二百二十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から各げん正横後二十度までの各百十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

二　右翼端に緑燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から右げん正横後二十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

三　左翼端に紅燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その

射光が正機首方向から左げん正横後二十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

（引き船等の燈火）

第三条　動力船は、航行中、他の船舶又は水上航空機を引き、又は押している場合は、前条第一項第一号の燈火を掲げないで、明りような白燈二個を一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。また、引かれている船舶又は水上航空機が二以上であつて、その最後部のものの船尾又は機尾と引いている船舶の船尾との距離が百八十三メートルをこえる場合は、これらの白燈の上方又は下方一・八三メートルの位置に、明りような白燈一個を増掲しなければならない。これらのすべての白燈は、前条第一項第一号の燈火と同一の構造及び性能でなければならず、且つ、増掲した燈火以外の二個の白燈のうち一個は、同号の燈火と同一の位置に、増掲した燈火は、船体上四・二七メートル以上の高さの位置に掲げなければならない。但し、一本マストの船舶は、これらの燈火をそのマストに掲げることができる。

2　他の船舶又は水上航空機を引いている航行中の動力船は、第十条の船尾燈に代えて、引かれているものの操だの目標として、小形の白燈一個を煙突又は後部マストの後に正横の前方から見えないように掲げることができる。

3　水上航空機は、航行中、他の水上航空機又は船舶を引いている場合は、前条第二項の燈火を掲げる外、同項第一号の白燈と同一の構造及び性能を有する燈火一個をその上方又は下方に少くとも一・八三メートル隔てて垂直線上に掲げなければならない。

（運転不自由船等の燈火及び形象物）

第四条　運転が自由でない状態にある航行中の船舶は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈二個を、昼間は、直径〇・六一メートル以上の黒球又は黒色の形象物二個をそれぞれ一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。この場合において、当該船舶が動力船であるときは、夜間は、第二条第一項第一号及び第二号の燈火を掲げてはならない。

2　運転が自由でない状態にある航行中の水上航空機は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈二個を、昼間は、直径〇・六一メートル以上の黒球又は黒色の形象物二個をそれぞれ〇・九一メートル以上隔てて垂直線上に連掲することができる。

3　水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚、測量又は水中作業をしている船舶は、航行中、作業の性質上接近してくる船舶の進路を避けることができない場合は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有し、その中央の一個が白色、上下の二個が紅色である三個の燈火を、昼間は、その直径が〇・六一メートル以上で、その中央の一個が白色のひし形、上下の二個が紅色の球形である三個の形象物をそれぞれ一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。この場合において、当該船舶が動力船であるときは、夜間は、第二条第一項第一号及び第二号の燈火を掲げてはならない。

4　前三項の船舶又は水上航空機は、対水速力を有しない場合は、げん燈を掲げてはならない。

5　船舶又は水上航空機は、他の船舶又は水上航空機が第一項から第三項までに規定する燈火又は形象物を掲げる場合は、その燈火又は形象物は、これを掲げる船舶又は水上航空機が航行中であつて、運転が自由でない状態にあり、且つこれにより他の船舶又は水上航空機の進路を避けることができないことを表わす信号であると認めなければならない。

（帆船等の燈火）

第五条　航行中の帆船は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならない。

2　引かれている航行中の動力船又は水上航空機は、第二条第一項第一号及び第二号又は同条第二項第一号の白燈を掲げてはならない。

3　引かれている航行中の船舶が二隻以上ある場合は、その最後部の船舶以外の船舶は、第十条の船尾燈に代えて、第三条第二項の小形の白燈一個を掲げることができる。

4　船首方向に押されている航行中の船舶は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈のみを各げんの前端に掲げ、且つ、これらの燈火には、同項第六号の内側隔板を装置しなければならない。但し、二隻以上の船舶が一団となつて船首方向に押されている場合は、これらの船舶は、本文の規定の適用について、一隻の船舶とみなす。

（小形船舶のげん燈の表示）

第六条　小形の船舶は、荒天又はその他のやむを得ない事由によりげん燈を定置することができない場合は、直ちにこれを使用できるように点火して手近かに備えておき、他の船舶と接近するときは、衝突を防ぐために十分な時間、これを当該船舶から最も見えやすく、且つ、緑燈又は紅燈がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように示さなければならない。この場合においては、できる限り、これらの燈火が各げん正横後の二点（二十二度三十分）をこえる後方から見えないようにしなければならない。

2　前項の燈火は、これを確実且つ容易に使用することができるように、緑燈又は紅燈の外面をそれぞれ緑色又は紅色に塗り、且つ、これに適当な内側隔板を装置しなければならない。

（四十トン未満の動力船等の燈火）

第七条　四十トン未満の動力船又は二十トン未満のろかい若しくは帆を用いている船舶（小形ろかい舟を除く。）は、航行中、第二条第一項の燈火を掲げることを要しない。但し、これらの燈火を掲げない場合は、次項から第四項までの規定によらなければならない。

2　四十トン未満の動力船の燈火の表示については、左の各号による。

一　船舶の前部の最も見えやすい場所でげん緑上二・七五メートル以上の高さの位置に、第一項第一号に規定する構造及び装置を有し、且つ、少くとも三

海里離れた所から視認される性能を有する明りような白燈一個を掲げなければならない。

二　第二条第一項第四号及び第五号に規定する構造及び装置を有し、且つ、少くとも一海里離れた所から視認される性能を有するげん燈を掲げ、又は前号の白燈から〇・九一メートル以上下方の位置に、緑紅の両色燈一個を、その緑色若しくは紅色の射光がそれぞれ正船首方向から右げん若しくは左げん正横後二点（二十二度三十分）の間を照らすように掲げなければならない。

3　航洋船に積載されるような小形の動力船は、前項第一号の規定にかかわらず、同号の白燈をげん縁上二・七五メートル未満の高さの位置に掲げることができる。但し、この位置は、同項第二号の燈火より高い位置でなければならない。

4　二十トン未満のろかい又は帆を用いている船舶（小形ろかい舟を除く。）は、最も見えやすい場所に、少くとも一海里離れた所から視認される性能を有する緑紅の両色燈一個を、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように掲げなければならない。但し、この燈火を掲げることができない場合は、これを直ちに使用できるように備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように示すことをもつて足りる。

5　小形ろかい舟は、ろかいを用いていると帆を用いているとにかかわらず、白色の携帯電燈又は点火した白燈のみを手近かに備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならない。

6　第一項に規定する船舶は、第四条第一項及び第十一条第五項の燈火又は形象物を掲げることを要しない。

（水先船の燈火）

第八条　水先帆船がパイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊していないときは、その燈火の表示については、左の各号による。この場合においては、左の各号以外の燈火を表示してはならない。

一　マストの最上部に少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げ、且つ、十分間をこえない間隔で炎火一個又は数個を示さなければならない。

二　他の船舶と間近かに接近するときは、点火しておいたげん燈を、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように、短い間隔で示さなければならない。

三　他の船舶に水先人を乗船させるためにその船舶に横付けしなければならない水先帆船にあつては、第一号の白燈をマストの最上部に掲げる代りにこれを示し、且つ、前号のげん燈に代えて、緑紅の両色燈を手近かに備えておき、これを同号に規定するところに準じて使用することができる。

2　水先動力船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊していないときは、前項第一号の白燈及び炎火を同号の規定に準じて表示する外、この白燈の下方二・四〇メートルの位置に、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈一個を掲げ、且つ、航行中の船舶が掲げることを要する燈火のうちげん燈のみを掲げなければならない。但し、炎火の代りに断続的に周囲を照らす明りような白燈一個を用いることができる。

3　水先船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊しているときは、第十一条の停泊燈を掲げる外、帆船にあつては第一項、動力船にあつては前項に規定する燈（げん燈を除く。）及び炎火をそれぞれ表示しなければならない。

4　水先船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事していない場合は、停泊していないとにかかわらず、その種類又はトン数と同一の種類又はトン数の他の船舶が掲げる燈火と同一の燈火を掲げなければならない。

（漁船の燈火等）

第九条　網又はなわを用いて漁ろうをする漁船は、漁ろうをしていない場合は、その種類又はトン数と同一の種類又はトン数の他の船舶が表示する燈火又は形象物と同一の燈火又は形象物を表示しなければならない。また、漁ろうをしている場合は、本条に規定する燈火又は形象物の表示のみをしなければならず、且つ、これらの燈火又は形象物は、別に定める場合を除き、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

2　引きなわを用いて漁ろうをしている漁船は、そのトン数と同一のトン数の他の動力船又は帆船が、航行中表示する燈火と同一の燈火を表示しなければならない。

3　網（底びき網を除く。）又はなわ（引きなわを除く。）を用いて漁ろうをしている漁船で、これと網又はなわの端との水平距離が百五十三メートルをこえるものは、停泊していない場合は、夜間は、最も見えやすい場所に周囲を照らす白燈三個を一辺が〇・九一メートル以上の三角形でその面が垂直なものになるように掲げ、且つ、対水速力を有するときは第二条第一項、第五条第一項又は第七条第二項のげん燈を掲げなければならず、昼間は、船舶の前部においてで

4　網（底びき網を除く。）又はなわ（引きなわを除く。）を用いて漁ろうをしている漁船で、これと網又はなわの端との水平距離が百五十三メートル以下であるものは、停泊していない場合は、夜間は、最も見えやすい場所に周囲を照らす白燈一個を掲げ、且つ、他の船舶と接近するときは、その白燈の少くとも一・八三メートル下方の位置から網又はなわが結びつけられている方向に水平線上少くとも三・〇五メートル（小形無甲板船にあつては、一・八三メートル）を隔てた位置に、更に白燈一個を掲げなければならず、昼間は、最も見えやすい場所に、漁ろうをしていることを表わすために、かご一個を掲げなければならない。

きる限り船首材に近い場所で手すり上三・〇五メートル以上の高さの位置にかご一個を、最も見えやすい場所にその頂点を上にして第十四条の黒色の円すい形象物一個をそれぞれ掲げなければならない。

5　底びき網（けた網その他海底又はその附近を引くために用いる漁具をいう。）を用いて漁ろうをしている漁船が停泊していない場合は、その燈火及び形象物の表示については、左の各号による。

一　動力船にあつては、夜間は、第二条第一項第一号の白燈を掲げる位置に、三色燈で、その白色の射光が正船首方向から各げん二点（二十二度三十分）の間、これに続いてその紅色又は緑色の射光がそれぞれ左げん又は右げんの正横後二点（二十二度三十分）の間を照らす構造及び装置を有するもの一個及びその下方一・八三メートルから三・六五メートルまでの位置に、周囲を完全に照らす明りような白燈一個を掲げ、且つ、第十条第一項の船尾燈を掲げなければならない。

二　帆船にあつては、夜間は、周囲を完全に照らす明りような白燈一個を掲げ、且つ、他の船舶と接近するときは、衝突を防ぐために十分な時間、最も見えやすい場所に白色の炎火を示さなければならない。

三　動力船であると帆船であるとにかかわらず、昼間は、最も見えやすい場所にかご一個を掲げなければならない。

6　網又はなわを用いて漁ろうをしている漁船は、この条の燈火の外、作業用の燈火を用い、又は接近してくる他の船舶の注意を喚起するために必要がある場合は、炎火を示すことができる。

7　網又はなわを用いて漁ろうをしている漁船は、停泊している場合は、夜間は、第十一条第一項又は第二項の停泊燈を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、前部の停泊燈から少くとも一・八三メートル下方の位置から漁具の方向に水平線上少くとも三・〇五メートルを隔てた位置に、更に白燈一個を掲げなければならず、昼間は、第十一条第三項の黒球を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、かご一個を黒球と網又はなわを結んだ線上に掲げなければならない。

8　網又はなわを用いて漁ろうをしている漁船は、漁具が岩その他の障害物にからみついた場合は、昼間は、第三項、第四項、第五項第三号又は前項に規定するかごを掲げないで第十一条第三項の黒球を掲げなければならず、夜間は、同条第一項又は第二項の燈火を掲げなければならない。この場合において、霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にあるとき、又は他の船舶が間近かに接近してくるときは、昼間であると夜間であるとにかかわらず、更に第十五条第三項第五号に規定する音響信号を行わなければならない。

（船尾燈及び機尾燈）

第十条　航行中の船舶は、船尾においてできる限りげん燈と同一の高さの位置に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十二点（百三十五度）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船尾方向から各げん六点（六十七度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

2　小形の船舶は、荒天又はその他のやむを得ない事由により前項の船尾燈を掲げることができない場合は、白色の携帯電燈又は点火した白燈を直ちに使用できるように手近かに備えておき、追い越し船が接近してくるときは、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならない。

3　航行中の水上航空機は、機尾に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百四十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機尾方向から各げん七十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

（停泊燈等）

第十一条　長さ四十五・七五メートル未満の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、その前部で最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた周囲から視認される明りような白燈一個を掲げなければならない。

2　長さ四十五・七五メートル以上の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、その前部で船体上六・一〇メートル以上の高さの位置に前項の燈火一個を掲げ、且つ、船尾又はその近くの場所でこの燈火から四・五七メートル以上下方の位置にこれと同様の燈火一個を掲げなければならない。但し、これらの燈火は、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有するものでなければならない。

3　船舶は、停泊している場合は、昼間においては、その前部で最も見えやすい場所に直径〇・六一メートル以上の黒球一個を掲げなければならない。

4　水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引綱、測量又は水中作業をしている船舶は、停泊している場合は、前三項の燈火又は形象物の外、第四条第三項の燈火又は形象物を掲げなければならない。

5　船舶は、乗り揚げている場合は、夜間は、第一項又は第二項の燈火及び第四条第一項の燈火を掲げなければならず、昼間は、最も見えやすい場所に、直径〇・六一メートル以上の黒球三個を一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。

6　長さ四十五・七五メートル未満の水上航空機は、停泊している場合は、最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げなければならない。

7　長さ四十五・七五メートル以上の水上航空機は、停泊している場合は、その前部及び後部で最も見えやすい場所に、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならない。この場合において、幅が四十五・七五メートルをこえるものにあつては、これらの燈火の外、最大の幅を表わすために、両側に、できる限り一海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならない。

8　水上航空機は、乗り揚げている場合は、前二項の燈火を掲げなければならず、且つ、周囲を照らす紅燈二個を少くとも〇・九一メートル隔てて垂直線上に連掲することができる。

（注意喚起信号）

第十二条　船舶又は水上航空機は、注意を喚起するために必要がある場合は、この法律に規定する燈火の外、炎火を示し、又はこの法律に規定する信号と誤認されない爆発音その他の有効な音響による信号を発することができる。

（軍艦等の燈火及び形象物の特別規則）

第十三条　この法律の規定は、軍艦、護送されて航行している船舶又は水上航空機が二以上である場合に、これらの船舶又は水上航空機に掲げる位置燈及び信号燈について各国の政府が特に定めた規則の施行を妨げるものではなく、また、船舶所有者が、その船舶の所属する国の政府の許可を受け、且つ登録及び公告をされた識別信号を使用することを妨げるものではない。

2　この法律の規定は、海軍その他の軍の船舶又は水上航空機であつて特殊の構造又は目的を有するものについて、燈火又は形象物の数量、位置、視認距離又は視認圏に関するこの法律の規定に従うときは当該船舶又は水上航空機の軍事機能が害されるとその国の政府が認める場合において、当該船舶又は水上航空機の燈火又は形象物の数量、位置、視認距離又は視認圏についてその国の政府がこの法律の規定に準じて定めた特別の規則の施行を妨げるものではない。

（帆及び機関を用いている船舶の形象物）

第十四条　帆を用いて進行中の船舶で同時に機関を用いて推進しているものは、昼間は、その前部で最も見えやすい場所に、底の直径が〇・六一メートル以上の黒色の円すい形象物一個を頂点を上にして掲げなければならない。

（霧中等における信号）

第十五条　動力船は、蒸気又はこれに代るものによつて音響を発し、その音響が他の物によつて妨げられないように装置された有効な汽笛、機械的な方法によつて音響を発する有効なフオグ・ホーン及び有効な号鐘を備えなければならない。また、二十トン以上の帆船は、動力船に備えられるものと同様のフオグ・ホーン及び号鐘を備えなければならない。

2　航行中の船舶が次項の規定により行う信号は、左の各号に掲げる物を用いて行わなければならない。

一　動力船にあつては、汽笛

二　帆船にあつては、フオグ・ホーン

三　引かれている船舶にあつては、汽笛又はフオグ・ホーン

3　霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にある場合の信号については、昼間であると夜間であるとにかかわらず、左の各号による。

一　航行中の動力船は、対水速力を有する場合は、二分間をこえない間隔で長音を一回鳴らさなければならない。

二　航行中の動力船は、対水速力を有しない場合は、二分間をこえない間隔で長音を二回鳴らさなければならない。この二回の長音の間隔は、約一秒間とする。

三　航行中の帆船は、一分間をこえない間隔で、右げん開きのときは一回の吹鳴、左げん開きのときは連続した二回の吹鳴、正横後から風を受けるときは連続した三回の吹鳴を行わなければならない。

四　停泊している船舶は、一分間をこえない間隔で約五秒間急速に号鐘を鳴らさなければならず、且つ、長さ百六・七五メートルをこえる船舶にあつては、これを前部において行う外、後部において、この号鐘と混同しない音調を有するどらその他の物を一分間をこえない間隔で約五秒間鳴らさなければならない。また、接近してくる他の船舶に対して、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要がある場合は、前段の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。

五　他の船舶若しくは水上航空機を引いている船舶、水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚をしている船舶、運転が自由でない状態にあるため接近してくる他の船舶の進路を避けることができない船舶又はこの法律の規定に従つて移動することができない船舶は、航行中、第一号から第三号までの信号の代りに、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音及び短音を鳴らさなければならない。

六　引かれている航行中の船舶（二隻以上あるときは、最後部の船舶）に乗組員がいる場合は、当該船舶は、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音、短音及び短音を鳴らさなければならない。この信号は、できる限り引いでいる船舶の行う信号の直後に行わなければならない。

七　乗り揚げている船舶は、第四号前段に規定する信号を鳴らし、且つ、この信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回、点打しなければならない。また、接近してくる他の船舶に対して、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要がある場合は、前段の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。

八　二十トン未満の船舶は、前各号の信号を行うことを要しない。但し、これらの信号を行わない場合は、一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

九　二十トン以上の漁ろうをしている漁船は、一分間をこえない間隔で、一回吹鳴し、これに続いて号鐘を鳴らさなければならない。但し、これに代えて、高低交互に数回連続する調子の一回の吹鳴を行うことができる。

十　水上航空機は、第一号から第七号までの規定に準じて信号を行い、又は一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

（霧中等における速力等）

第十六条　船舶又は水上において移動（離水のための滑走及び着水直後の滑走を除く。）をしている水上航

空機は、霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にある場合は、その時の状況に十分注意し、適度の速力で進行しなければならない。

2　動力船は、その正横の前方に当つて他の船舶又は水上航空機の前条第三項の信号を聞いた場合で、その位置を確かめることができないときは、状況の許す限り、機関の運転を止め、しかる後衝突の危険がなくなるまで注意して運航しなければならない。

第三章　航法

前文

1　この章の規定を履行するに当つては、すべての動作は、十分余裕のある時期に、適当な船舶の運用方法によりためらわずに行わなければならない。

2　衝突のおそれがあるかどうかを接近してくる他の船舶のコンパス方位を慎重に見守ることによつて確かめる場合において、当該コンパス方位に明確な変更が認められないときは、衝突のおそれがあるものと判断しなければならない。

3　船員は、水上航空機が、離水し若しくは着水する最後の段階に入つた場合又は不利な天気において移動中、危険が切迫した場合は、その予定の動作を変えることができないことがあることに注意しなければならない。

（帆船の航法）

第十七条　二隻の帆船が互に接近し、衝突のおそれがある場合は、その航法については、左の各号による。

一　一杯開きでない船舶は、一杯開きの船舶の進路を避けなければならない。

二　左げん一杯開きの船舶は、右げん一杯開きの船舶の進路を避けなければならない。

三　一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるげんが異なるときは、左げんに風を受ける船舶は、右げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならない。

四　一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるげんが同じであるときは、風上の船舶は、風下の船舶の進路を避けなければならない。

五　船尾に風を受ける船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

（行き会い船の航法等）

第十八条　二隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合であつて、衝突のおそれがあるときは、各船舶は、互に他の船舶の左げん側を通過することができるように、それぞれ針路を右に転じなければならない。この場合において、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合とは、昼間においては、自船のマストと他の船舶のマストとを一直線又はほとんど一直線に見る場合、夜間においては、互に他の船舶の両側のげん燈を見る場合とし、昼間において、他の船舶が自船の針路を横切つて自船の船首方向に見える場合、夜間において、自船の紅色のげん燈が他の船舶の紅色のげん燈に対する場合、自船の緑色のげん燈が他の船舶の緑色のげん燈に対する場合、自船の船首方向に他の船舶の緑色のげん燈を見ないでその紅色のげん燈を見る場合、自船の船首方向に他の船舶の紅色のげん燈を見ないでその緑色のげん燈を見る場合又は他の船舶の両側のげん燈を自船の船首方向以外の方向に見る場合は、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合としない。

2　この条から第二十九条までの規定（第二十条第二項の規定を除く。）の適用については、水上航空機は、動力船とみなす。

（横切り船の航法）

第十九条　二隻の動力船が、互に進路を横切る場合であつて、衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

（動力船と帆船とが接近する場合の航法等）

第二十条　動力船と帆船とが互に衝突のおそれがある方向に進行する場合は、動力船は、第二十四条及び第二十六条に規定する場合を除き、帆船の進路を避けなければならない。

2　水上航空機は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、当該船舶の運航を阻害しないようにしなければならない。

（針路及び速力の保持）

第二十一条　この法律の規定により二隻の船舶のうちの一隻が他の船舶の進路を避けなければならない場合は、他の船舶は、その針路及び速力を保たなければならない。但し、その船舶は、何らかの事由により両船舶が間近かに接近したため、進路を避けなければならない船舶の動作のみでは衝突を避けることができないと認めたときは、衝突を避けるために最善の協力動作をしなければならない。

（船首方向の横切りの禁止）

第二十二条　この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない船舶は、やむを得ない場合を除き、他の船舶の船首方向を横切つてはならない。

（速力の減少等）

第二十三条　この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければな[illegible]い動力船は、他の船舶に接近[illegible]は、必要に応じて、速力[illegible]停止し、又は後退しなけ[illegible]ならない。

（追い越し船の航法）

第二十四条　追い越し船は、この法律の他の規定にかかわらず、追い越される船舶の進路を避けなければならない。また、追い越し船は、他の船舶を確実に追い越し、十分に遠ざかるまで当該船舶の進路を避けなければならない。

2　他の船舶の正横後二点（二十二度三十分）をこえる後方の位置すなわち夜間は当該船舶のいずれのげん燈も見ることができない位置から当該船舶を追い越す船舶は、追い越し船とする。

3　前項の規定にかかわらず、他の船舶を追い越す船舶は、他の船舶の正横後二点（二十二度三十分）をこえる後方の位置にあるかどうかを確かめることができない場合は、追い越し船とする。

（狭い水道における航法）

第二十五条　狭い水道をこれに沿つて進行する動力船は、それが安全であり、且つ実行に適する場合は、当該船舶の進行方向に対する航路筋の右側を進行しなければならない。

2　動力船は、反対方向から接近してくる他の動力船を見ることができない水道のわん曲部に接近する場合は、そのわん曲部から半海里以内に達したときに、汽笛を用いて長音を一回鳴らさなければならない。この場合において、反対方向から接近してくる動力船は、この信号を水道のわん曲部附近で聞いたときは、同一の信号で応答しなければならない。動力船は、このようなわん曲部を航行するに当つては、反対方向から接近してくる他の船舶の信号を聞くと聞かないとにかかわらず、細心の注意を払わなければならない。

（漁船と接近する場合の航法）

第二十六条　漁ろうをしていない航行中の船舶は、底びき網その他の網又はなわ（引きなわを除く。）を用いて漁ろうをしている漁船の進路を避けなければならない。但し、この規定は、漁ろうをしている漁船が航路筋において他の船舶の航行を妨げることができることとするものではない。

（切迫した危険を避けるための措置等）

第二十七条　この法律の規定を履行するに当つては、運航上の危険及び衝突の危険に十分注意するとともに、切迫した危険のある特殊の状況（船舶又は水上航空機の性能に基くものを含む。）について十分注意しなければならない。この特殊の状況の場合には、切迫した危険を避けるためにこの法律に規定する航法によらないことができる。

第四章　雑則

（針路信号等）

第二十八条　船舶が互に他の船舶の視野の内にある場合において、航行中の動力船がこの法律の規定により針路を転じ、又は機関を後進にかけているときは、当該船舶は、気笛を用いて左の各号の信号を行わなければならない。

一　針路を右に転じているときは、短音一回

二　針路を左に転じているときは、短音二回

三　機関を後進にかけているときは、短音三回

2　動力船は、この法律の規定によりその針路及び速力を保持しなければならない場合であつて、他の船舶の視野の内にあり、且つ当該船舶が衝突を避けるために十分な動作をとつているかどうか疑わしいと認めるときは、この疑問を表示するため、汽笛を用いて急速に短音を五回以上鳴らすことができる。但し、この規定は、この信号を行うことによりこの法律に規定する義務を免除するものではない。

3　この法律の規定は、軍艦又は護送されて航行している船舶の相互の間において用いるこの法律に定める汽笛信号以外の汽笛信号について、各国の政府が特に定めた規則の施行を妨げるものではない。

（注意等を怠ることについての責任）

第二十九条　この法律の規定は、燈火を表示し、若しくは信号を行うこと、適当な見張をおくこと又は船員の常務として若しくはその時の特殊な事情により必要とされる注意を払うことを怠ることによつて生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は船員の責任を免除するものではない。

（港、河川、湖沼等における特例）

第三十条　港及びその境界附近における船舶又は水上航空機が衝突予防に関し遵守すべき燈火又は形象物の表示、信号、航法その他運航に関する事項であつて、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の定めるものについては、同法の定めるところによる。

2　河川、湖沼、内水又は水上航空機の飛行場であつて、政令で定める水域において、船舶又は水上航空機が衝突予防に関し遵守すべき燈火又は形象物の表示、信号、航法その他運航に関する事項については、前項に定めるものを除く外、政令で特例を定めることができる。

（遭難信号）

第三十一条　船舶又は水上航空機が遭難して他の船舶又は陸岸からの救助を求める場合は、左の各号に掲げる信号の全部又は一部を用いるものとする。

一　約一分間の間隔で行う一回の発砲その他の爆発による信号

二　霧中信号器による連続音響の信号

三　短時間の間隔で発射され、赤色の星火を発するロケット又はりゅう弾による信号

四　無線電信その他の信号方法によるモールス符号の「・・・－－－・・・」の信号

五　無線電話による「メーデー」という語の信号

六　国際旗りゅう信号によるNCの遭難信号

七　方形旗であつて、その上又は下に球又はこれに類似するもの一個の付いたものの信号

八　船舶上の発炎（タールおけ、油たる等の燃焼）による信号

九　落下さんの付いた赤色の炎火ロケットによる信号

2　船舶又は水上航空機は、遭難して救助を求めていることを示す目的以外に、前項の信号又はこれと混同されるおそれのある信号を行つてはならない。

（操だ号令）

第三十二条　操だ号令においては、「おもかじ」又は「スターボート」とはかじを右げんにとれという意味に、「とりかじ」又は「ポート」とはかじを左げんにとれという意味に用いるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2　海上衝突予防法（明治二十五年法律第五号）は、廃止する。

3　港則法の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　海上衝突予防法（昭和二十八年法律第　号）第七条第四項に規定する船舶（同項但書に規定する場合に限る。）又は同条第五項に規定する船舶は、これらの規定にかかわらず、港内においては、夜間航行中それぞれ同条第四項但書又は同条第五項に規定する燈火を表示しておかなければならない。

第二十八条、第三十条の二第一項及び第三十条の三中「汽笛又はサイレン」を「汽笛又は汽角」に改める。

第三十条の二第一項中「長声五発を」を「長音（海上衝突予防法第一条第三項第十一号の長音をいう。）を五回」に改め、同条第三項を削る。

4　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

第二十八条中「、操縦及操舵命令」を「及操縦」に、第二十九条中「前二条」を「前条」に改める。

第三十条中「、第二十七条ノ規定」を削る。

第三十一条中「、海上衝突予防法ハ第二十七条ノ規定ノ施行ノ日ヨリ」を削る。

5　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条中「若しくは水上にてい泊し」を削り、同条に次の但書を加える。

但し、水上にある場合については、海上衝突予防法（昭和二十八年法律第　号）の定めるところによる。

第八十三条に次の但書を加える。

但し、水上にある場合については、海上衝突予防法の定めるところによる。

6　保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七条中「第二十七条の規定並びに」を削る。

海上衝突予防法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十八年七月二十日

参議院議長　河井　彌八

衆議院議長堤康次郎殿

海上衝突予防法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔關谷勝利君登壇〕

○關谷勝利君　ただいま議題となりました日本航空株式会社法案、海事代理士法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本航空株式会社法案について申し上げます。

本法案は、わが国の航空事業は敗戦の結果まつたく壊滅に帰し、その再建並びに今後の発展を民間資本のみに依頼することは事業の特殊性から見てきわめて困難であるのにかんがみまして、国際路線及び国内幹線における定期航空運送事業と、これに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社を設立し、これに政府出資その他必要な助成をしようとするものであります。

本法律案は、去る六月二十二日本委員会に付託され、二十四日政府より提案理由の説明を聴取し、七月十四日質疑に入りましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、十八日質疑を終了しましたところ、自由党關谷勝利より、政府所有の株式は後配株とすること、及び政府の債務保証を規定することに関し、また改進党原隆君より、会社の経理に関する政府の監査権について規定することの修正動議がありました。次いで、討論を省略し、右修正案について採決の結果、起立総員をもつてこれを可決、修正部分を除く原案について採決の結果、これまた起立総員をもつて可決、よつて本法案は修正可決すべきものと議決いたした次第であります。

次に、海事代理士法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、海事代理士の業務の範囲のより適切を期するとともに、その試験に関する規定等を整備しようとするものでありまして、六月二十二日予備審査として本委員会に付託され、二十四日政府より提案理由の説明を聴取、二十九日質疑を行い、七月十五日本付託となりましたが、質疑の内容については会議録によつて御承知を願います。

かくて、二十日質疑を打切り、討論を省略、採決の結果、起立総員をもつて本法案は原案の通り可決いたしました。

次に、海上衝突予防法案について申し上げます。本法案は、海上における人命の安全のための国際会議において承認された一九四八年の国際海上衝突予防規則に準拠して、海上における船舶及び水上航空機の衝突予防に関し規定しようとするものでありまして、六月二十二日予備審査のため本委員会に付託され、二十四日政府より提案理由の説明を聴取、二十九日質疑に入り、七月二十日本付託となりましたが、質疑応答の詳細については会議録によつて御承知を願います。

かくて、同日質疑を打切り、討論を省略、採決の結果、起立総員をもつて本法案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　討論の通告があります。これを許します。川島金次君。

〔川島金次君登壇〕

○川島金次君　ただいま委員長報告のありました三案のうちの日本航空株式会社法案に対しまして、私は、日本社会党を代表して、遺憾ながら反対の態度を明らかにするものでございます。（拍手）

もちろん、今日の国際社会にありまして、わが国が国際的な航空事業に参画をいたしまして、国際収支の改善に当ることを初めとして、国際交通の促進をはかり、近代国家としての進歩的な発展をはかることの必要であるということは、私といえどもこれを否定するものではございません。しかしながら、日本のような最も国際的に立ち遅れた国際航空を維持発展せしめるためには、より強固な組織と、より強大な資本力と、また多年にわたる技術と人材とが必要であるということはいうまでもございません。しかるに、わが国の国際航空事業は、御承知の通り、先年日本航空株式会社が設立せられまして、この会社は、その資本金はわずかに四億にすぎません。しかしながら、今日の旅客航空機の価額はきわめて厖大なところにまで及んでおりまして、わずか四億や五億の資本金をもつていたしましては、いかんともいたしがたい実情であるということは、想像にかたくはないのであります。従つて、今や現存の日本航空株式会社は、わずか資本金四億に対しまして、借入金に借入金を重ねまして、今日ではその負債が実に驚くなかれ十八億を突破するという厖大な額に上つておるのであります。しかるに、この十八億に上る負債額にもかかわらず、なおかつ近来ますます激甚をきわめようといたしております国際航空の間に伍しまして、とうていこれに匹儔することのできないような微力かつ無力な航空株式会社としつつおる現状であるのであります。従つて、現存の日本航空株式会社は、一方には厖大な負債を背負つており、

一方においては日に日に刻々として激烈をきわめようとしておるところの国際間の航空路競争に耐えかねて、今や将来の方針をすらも立てかねるような身じめな状態に陥っておることは、皆さんも御承知と思うのであります。そこで考えられましたのが、今度の日本航空株式会社法案だとわれ〳〵は所定いたしております。

この航空株式会社は、新たなる法案によりますと、民間の資本金が十億、政府の資本金が十億、合せまして新たな二十億万円の資本金をもつて日本航空株式会社を設立いたし、この設立後におきましては、現存のまことにみじめな姿に陥っております航空株式会社を接収いたしまして、それで新しく発足をいたそうというのでございます。しかも、その上に、今委員長からも報告がありましたように、この新しい航空株式会社におきましても、資本金はわずかに二十億でありますから、これをもつていたしましても、なおかつ国際航空路競争の中に伍して堂々たる歩を進めることは、これまた不可能な現状にあるのであります。しかも、その上に、航空料金が世界的に比較いたしまして非常に高い。従つて、会社が予期するような乗客をつかむことがほとんど不可能の状態であります。従つて、新たに日本航空株式会社が発足いたしましても、客は少いわ、飛行機の新しいのは買わなければならないわというようなことで、ます〳〵会社の経営は困難の道を歩まなければならないということは、これまた見やすき道理でございます。そこで、またさらに会社は、さらでだに困難な事業経営に当りまして、一層に多くの赤字を負担しなければならぬということも、これまたきわめて明白な事実であると私は考えます。この場合に、どうしても会社は、さるがゆえに新たにまた負債をいたさなければならない。

この新しい借入金に対しまして、自由党の諸君の提案いたしました修正案によりますと、この負債に対して政府は債務を保証するという修正案でございます。のみならず、さらに一方におきましては、政府の出資いたしました十億の株式に対しましては、民間の出資いたしました十億の株式に対して八分の配当が可能であるまでは、政府に対しましては、その出資金に対して配当はしない。八分の配当ができるようになつてから、初めて政府の株に対しましても、民間とはなはだしい差異のある若干の配当ができるような仕組みといたしまして、この法案が立案されておるのであります。

しかも、この修正案がなぜ出たかという真相を尋ねてみると、こうであります。元来、運輸省では、初めから、今申し上げました修正案のように、債務の保証もすべし、株式の民間優先配当もすべしという法案を原案として持ち出し、これを大蔵省に諮つたところ、大蔵省は、このような種類の会社に対して、政府が十億の出資をしたほかに、さらに厖大な今後幾らになるかわからないところの債務を保証することは、第一、財政法上の疑義がある、次には、戦後いまだかつてこういうような前例がない、こういう建前を堅持いたしまして、大蔵省は、せつかくの運輸省の申入れに対して拒絶をいたしておる事実があります。なお一方、優先株式の問題にいたしましても同様でありまして、これまた、この種の政府出資の会社に対しまして、民間の株式にのみ優先配当を認めるということは、これまた悪例を残す道を開くようなものであるという建前から、これまた反対をいたしたしろものであります。

このように、原案は、すでに運輸省と大蔵省との意見が明らかに食い違つており、そして、閣内が不統一のままに、やむを得ず大蔵省の反対の条項だけは削除してできたのが、この航空株式会社法案の原案でございます。その原案であつては――航空会社と自由党と政府とがどのような関係にあるかは私は存じません。が、とにもかくにも自由党の議員の各位は、鞠躬如として、今度は、大蔵省が断固として削り取りましたところの条項を復活して、議員提出の形で修正案という ものを出して来たのであります。一方、かんじんかなめの政府の方は、運輸省と大蔵省との意見が対立し、しかも大蔵省は断固たる見解を表明して反対し、拒絶している。その拒絶しているところの問題をも、あえて、院内においては、運輸委員会の議員立法の形で修正案を出して来て、従来の運輸省の主張を通させてやろうという形で生れたのが、この運輸委員会に出ました航空会社法案でございます。この一連の――政府部内においては、大蔵省と運輸省が違つておる、しかも大蔵省は、財政法上疑義がある、その上にそのような悪例を残すということは、将来の財政運営上においてきわめて重大な問題である、こう言つてはつきり答弁しておる。にもかかわらず、その政府の下に立つところの自由党の諸君は、その逆な修正案を出して来ている。一体このような一連のことを考え合せてみますと、どうも一部の運輸省と、一部の自由党の諸君と、そのかんじんかなめの接収される予定であるところの現在の航空株式会社との間に何かあるんじゃないかと想像するのは、私一人ではないだろうと考えるのであります。

（拍手）

こういうことで立案されたのみならず、さらに一言加えたいのは、この議案の審議の過程において、わが党の前本委員からは、世界の航空事業の発達した諸国のうちのおもなものでもよろしいから、一体政府が出資したもの、あるいは半官半民のもの、しかも政府が全額出資したものは十数箇国に上ると言われておるけれども、この政府全額出資の十数箇国におけるところの国際航空事業に対する運営の実態について、われ〳〵の参考のために資料を提出してもらいたい、こういう申入れをいたしたにかかわらず、昨日討論採決を行うというにもかかわらず、この資料の提出がございません。

さらにまた、委員会において、先ほど申し上げましたように、明らかにこの法案に対しては、修正案を含めて、一つ政府であるところの大蔵省と運輸省との間で明らかな意見の対立があるではないか、このままで、かりにこの修正案が成立するようなことがありましても、かんじんかなめの債務の保証のごときは予算化を必要とする、予算化を必要とすれば、大蔵省の同意がなければ、この法案が成立いたしましても空文にひとしいものになるではないか、従つて、潔く政府部内は意見を調整して、こんな無責任な法案をわれわれに諮らずして、責任のある見通しのついた法案として、あらためて出直して来たらどうか、従つてこの意見の調整のできるまでわれ〳〵はこの討論を一日たりとも延ばして、翌日政府の方の意見の調整を待つてから、この法案の討論採決をやつてもおそくはないではないかと、私どもは申し入れたのであります。われ〳〵のこの意見に対しましては、社会党の左派も、あるいは

また鳩山自由党と称せられる自由党も、あるいは労農党の諸君も賛成して、せつかく私どもが委員長と自由党の理事の諸君に折衝を行つておつたのであります。その折衝中に、自由党の諸君は、何を思つたか、改進党の三名の委員諸君を誘つて、臨時的に委員をさしかえて、遂に、自由党の委員は、平素は全員出て来たことがございませんにかかわらず、昨日だけは全員の首をすげかえて成立をさせ、そして、われわれの折衝にもかかわらず、最後に一方的に委員会を開会して、この修正案を通過せしめたというのが、昨日の運輸委員会におけるところのこの法案審議の実相であります。（拍手）

このように、何ゆえか、日本航空株式会社法案に対しましては、自由党の諸君は非常な焦燥を感じておられる。非常に性急に行つておられる。そうして、このような非民主的きわまる態度をもつて、この法案を一方的に強行して可決したというのが実相であるのであります。このようなことを考え合せましたときに、いよ〳〵もつてこれには何かありそうだと考えざるを得ないのは、あえて私一人ではないと思うのでございます。（拍手）

本来、国際航空の事業というものは、先ほど申し上げましたように、今日のような民間まかせのことでは、とうてい満足な発展を遂げることは不可能であります。従つて、強大な資本力、そうしてまた綿密なる技術と多年の経験を持つた人材を養成いたしまして、その事柄が一体となつて、初めて国際航空のこの競争激烈な中に伍して日本の国際航空の発展が維持せられるのではないかと思うのであります。従つて、このような事業の維持発展のためには、すべからく政府はみずから国有として全額を出資し、そうして事情によれば、英国その他のごとくに、国有民営あるいは国有国営あるいはそれがいけなければ絶対民営、これが国際航空事業の実態であります。にもかかわらず、政府は、このような半官半民で、しかも中途半端な機構をもつて提出して来たということは、政府に確固とした国際航空事業に対する大方針がないということを如実に暴露したものと断定しなければならないのであります。（拍手）こういう意味合いにおきまして、私どもは、国際航空のこの激烈な競争において、しかも外貨の獲得あるいは国際航空の促進、そうして近代国家としての日本が国際航空の名実ともに備わつた一つの態勢を確立いたしますためには、国有国営が最も望ましいものであるという断定をいたしまして、あえて以上の理由を付しまして、われ〳〵はこの法案に断固反対の態度を明らかにする次第であります。以上をもつてわが党の反対の理由を明らかにいたした次第であります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　これにて討論は終局いたしました。

まず、日程第十六につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。（拍手）

次に日程第十七及び第十八の両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

学校図書館法案（大西正道君外一十四名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○今村忠助君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、大西正道君外二十四名提出、学校図書館法案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

学校図書館法案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。辻寛一君。

学校図書館法案

学校図書館法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　学校図書館審議会（第八条―第十二条）
第三章　国の負担（第十三条―第十五条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「学校図書館」とは、小学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部を含む。）、中学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部を含む。）及び高等学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条　学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条　学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

一　図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。

二　図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三　読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。

四　図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。

五　他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2　学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条　学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2　前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3　前項に規定する司書教諭の講習は、大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。

4　前項に規定するものを除く外、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

（設置者の任務）

第六条　学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるように、その設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第七条　国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一　学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二　学校図書館（国立学校の学校図書館を除く。）の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三　前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

第二章　学校図書館審議会

（設置）

第八条　文部省に学校図書館審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第九条　審議会は、二十人の委員で組織する。

2　委員は、学校図書館に関し学識経験のある者の中から、文部大臣が任命する。

3　委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

（権限）

第十条　審議会は、第七条各号に掲げる事項、第十三条に規定する学校図書館の設備又は図書の基準その他学校図書館に関する重要事項について、文部大臣の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。

（委員の費用弁償等）

第十一条　委員は、非常勤とする。

2　委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3　費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

（政令への委任）

第十二条　この法律に規定するものを除く外、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　国の負担

（国の負担）

第十三条　国は、地方公共団体が、その設置する学校の学校図書館の設備又は図書が審議会の議を経て政令で定める基準に達していない場合において、これを当該基準にまで高めようとするときは、これに要する経費の二分の一を負担する。但し、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第二百三号）の適用を妨げない。

（負担金の返還等）

第十四条　文部大臣は、前条の規定により負担金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の負担金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の負担金を返還させるものとする。

一　この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

二　負担金の交付の条件に違反したとき。

三　虚偽の方法によつて負担金の交付を受けたとき。

（政令への委任）

第十五条　前一条に規定するものを除く外、第十三条の規定による国の負担金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（司書教諭の設置の特例）

2　学校には、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

（地方財政法の一部改正）

3　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二　学校図書館の設備及び図書の充実に要する経費。

（文部省設置法の一部改正）

4　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表中中央産業教育審議会の項の次に次の一項を加える。

学校図書館審議会	学校図書館法（昭和二十八年法律第号）に基き文部大臣の諮問に応じ、学校図書館に関する重要事項を調査審議し、学校図書館に関する重要事項に関して文部大臣に建議すること。

〔辻寛一君登壇〕

○辻寛一君　ただいま議題となりました学校図書館法案につきまして、御審議を願うにあたりまして、その提案理由と概要を御説明申し上げます。

本法律案は文部委員全員が慎重に研究したものでございます。戦後わが国は教育制度の改革を断行し、教育の機会均等と教育の画期的振興とをはかり、漸次成果を収めて参りましたが、学校教育における内容の充実とその発達を促進いたしますためには、学校図書館の設置がきわめて必要でございます。すなわち、学校教育におきましても、学校図書館が設置されますことにより、その結果児童生徒を指導いたします場合著しく便宜が供せられ、学習指導の能率が高まり、自発的学習態度が養成せられ、もつて個性の伸展と教養の向上に資することきわめて顕著なるものがあります。次にまた学校図書館は、それ自体一つの指導機関としての機能を持つものであります。すなわち、学校図書館の資料を活用して読書指導の徹底が達せられ、また図書館利用を通じて社会的、民主的な生活態度を経験させるなど、実に学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であります。

以上申し述べましたごとく、学校図書館は学校教育においてきわめて重要なる地位を占めておるにもかかわらず、今日まで法的措置が講ぜられず、

そのために、学校図書館の設置については、全国的にはなはだ低調なる状態にあり、また財政上の確立がないために、もつぱら父兄の犠牲的な負担にまかされており、そのため経費の不足により学校図書館の円滑なる運営に支障を来しており、さらにまた学校図書館の本質的機能を十分に発揮せしめ得るに足るすぐれたる専門的教職員を求め得ない現状であります。ここにおいて、学校図書館の設置、運営並びに財政の制度を確立し、学校図書館に必要なる教職員を養成配置し、もつて学校教育の充実とさらに発達とをはかるための措置を講ずることは、まさに目下の急務でございます。以上の理由によりまして、ここに学校図書館法案を提案いたした次第であります。

次に、この法案の骨子について申し上げます。第一に、この法律案は、学校教育において学校図書館の目的を明確に規定し、さらにこれが設置及び運営に関して必要なる事項を規定いたしております。第二に、学校には当然学校図書館が設置されなければならないことを明確に規定しております。第三には、学校図書館の教職員養成のために必要なる制度の確立をはかり、もつて学校図書館の機能を十分に発揮し得るような措置を講じた次第であります。第四に、学校図書館に対する国庫負担であります。現在学校図書館に要します経費はもつぱら父兄の負担にまかされておりますが、本法案におきましては、国庫負担の道を開いて、その結果父兄の負担を軽減いたすように考慮いたしております。

以上、この法律案の趣旨及び大要について申し述べましたが、本法律案が成立し、施行せられますならば、学校教育は充実いたし、さらに著しい発達を遂げ、わが国の教育の振興に貢献するところきわめて大きいことを確信いたす次第でございます。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。（拍手）

公衆電気通信法案（内閣提出）

有線電気通信法案（内閣提出）

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案（内閣提出）

○今村忠助君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、公衆電気通信法案、有線電気通信法案、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、右三案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

公衆電気通信法案、有線電気通信法案、有線電気通信及び公衆電気通信法施行法案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。電気通信委員長成田知巳君。

公衆電気通信法案

公衆電気通信法

目次

第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　電報（第十三条―第二十四条）
第三章　電話（第二十五条―第五十五条）
第四章　公衆電気通信設備の専用（第五十六条―第六十七条）
第五章　料金（第六十八条―第八十条）
第六章　土地の使用（第八十一条―第百四条）
第七章　雑則（第百五条―第百九条）
第八章　罰則（第百十条―第百十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が迅速且つ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを図ることによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律及びこの法律に基く命令の規定の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

一　電気通信　有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること。

二　電気通信設備　電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備

三　公衆電気通信役務　電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。

四　公衆電気通信設備　もつぱら公衆電気通信役務を提供するための電気通信設備

五　公衆電気通信業務　公衆電気通信役務を提供する業務

（利用の公平）

第三条　日本電信電話公社（以下「公社」という。）、第七条又は第八条の規定により公衆電気通信業務を委託された者及び第四十一条第二項の契約を公社と締結した者並びに国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）及び第九条の規定により国際電気通信業務を委託された者は、公衆電気通信役務の提供について、差別的取扱をしてはならない。

（検閲の禁止）

第四条　公社又は会社の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

（秘密の確保）

第五条　公社又は会社の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2　公衆電気通信業務に従事する者は、在職中公社又は会社の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（業務の停止）

第六条　公社又は会社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合において、重要な通信を確保するため必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公衆電気通信業務の一部を停止することができる。

（公衆電気通信業務の委託）

第七条　公社は、電報の受付、伝送若しくは配達（電話による送達、着信の場所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）、電話の加入に関する事務、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務を郵便局において行うことが適当であるときは、これを郵政大臣に委託することができる。

第八条　公社は、前条の規定による委託をすることができないときは、左の各号に掲げる事務をそれぞれ各号に掲げる者に委託することができる。

一　有線電気通信法（昭和二十八年法律第　号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備であつて、公衆電気通信設備以外のもの（以下「私設有線設備」という。）を設置している者又は電波法（昭和二十五年法律第百三

十一号）第四条の規定により無線局を開設している者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、その電気通信設備を利用して取り扱う電報の受付、伝送若しくは配達、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務

二　電報又は電話に関する現業事務を取り扱う公社の事業所からの距離が遠い地域に住所、居所又は事務所を有する者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、電報の受付、伝送若しくは配達、電話の通話の取扱又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務

三　電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所の近傍に住所、居所又は事務所を有する者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、電報の配達に関する事務又はその事務に係る電報に関する料金の収納に関する事務

四　日本銀行又は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十七条第一項但書の規定により公社が現金を預け入れることができる金融機関にあつては、公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務

五　会社にあつては、公衆電気通信役務の取扱に関する事務の一部又はその役務の料金の収納に関する事務

六　前各号に掲げるものの外、公社が郵政大臣の認可を受けて定める条件に適合する者にあつては、公衆電気通信役務の取扱に関する事務の一部又はその役務の料金の収納に関する事務

第九条　公社は、国際電気通信役務に属する電報（以下「国際電報」という。）の受付、伝送若しくは配達、国際電気通信役務による通話（以下「国際通話」という。）の取扱若しくは交換又は国際電気通信役務の料金の収納に関する事務を他の者に委託することができる。

第十条　公社は、第八条第五号の規定により会社に国際電気通信業務を委託しようとするときは、その契約の内容たる重要な事項であつて、郵政省令で定めるものについて、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の規定は、会社が前条の規定により公社に国際電気通信業務を委託する場合に準用する。

（国際電気通信業務）

第十一条　国際電気通信業務に関し条約に別段の定があるときは、その規定による。

第十二条　会社が行うことができる国際電気通信業務は、政令で定める。

2　公社が行うことができる国際電気通信業務は、前項の政令で定めるもの以外のものとする。

第二章　電報

（電報の種類）

第十三条　電報の種類は、左の通りとする。

一　通常電報　特別電報以外の電報

二　特別電報

イ　報道電報、政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙であつて、その発行部数が公社が定める数以上であるものに掲載し、又は放送事業者（電波法の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）が放送をするためのニュース又は情報（広告を除く。以下単に「ニュース」という。）を内容とする電報であつて、その日刊新聞紙を発行する新聞社（以下単に「新聞社」という。）若しくは放送事業者又はこれらにニュースを供給することを主たる目的とする通信社（以下単に「通信社」という。）の機関相互間のもの（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ロ　報道無線電報、船舶、航空機その他の交通機関に開設される無線局により送信されるニュースを内容とする電報であつて、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間のもの

ハ　同報無線電報　国の機関又は新聞社若しくは通信社が公務に関する事項又は政治、経済、文化その他公共的な事項に関する報道を、一月以上の期間を通じ毎日、公社が定める数以上の同じ受取人にあて、又は航行中の同じ船舶若しくは航空機にあて発信する電報であつて、無線の方式により伝送されるもの

ニ　その他利用者の範囲又は利用の条件が特定される電報であつて、公社が定めるもの

2　公社は、前項第二号イの規定により日刊新聞紙の発行部数を定めようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

（電報の伝送及び配達の順序）

第十四条　電報は、左の順序によりその伝送及び配達をするものとする。

一　至急電報

二　普通電報

三　翌日配達電報

2　前項の規定による順序が同一である電報相互間の順序は、その受付又は受信の先後によつて定める。

3　翌日配達電報は、その受付の日には、配達をしないものとする。

第十五条　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、前条の規定にかかわらず、他の電報に先だつて伝送及び配達をする。

第十六条　前条に定めるものを除く外、公共の利益のため緊急に通報することを要する事項で公社が定めるものを内容とする電報であつて、公社が定める者相互間のものは、第十四条の規定にかかわらず、他の電報（前条に規定するものを除く。）に先だつて伝送及び配達をする。

2　公社は、前項の規定による定をするには、あらかじめ、その基準について郵政大臣の認可を受けなければならない。

（通常電報の種類）

第十七条　通常電報（翌日配達電報たるものを除く。）は、左の二種に区別する。

一　市内電報　その電報を受け付ける電報取扱局（電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七条の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八条第一号、第二号、第五号又は第六号の規定により電報に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。）の配達区域（その電報取扱局が配達区域を有しないときは、その所在の場所を配達区域に含む他の電報取扱局の配達区域）内又はその所在する市町村の区域内にある者にあてる電報

二　市外電報　前号以外の電報

2　前項第一号の適用に関しては、特別区の存する区域は、一の市の区域とみなす。

（特殊取扱）

第十八条　発信人は、その発信する電報について、照合（電報の伝送又は電気通信設備による電報の受付若しくは送達に当り、照合する取扱。以下同じ。）その他の特殊の取扱であつて、公社が定めるものを請求することができる。

（配達先）

第十九条　電報は、あて名に記載された場所に配達をするものとす

る。但し、公社又は会社が定めるところに従い、あらかじめ自己にあてた電報を配達すべき場所を指定した者にあてた電報は、その指定した場所に配達をする。

2　電報取扱局（電報に関する現業事務を取り扱う会社の事業所及び第九条の規定により電報に関する事務を委託されている者を含む。以下この章において同じ。）からの交通が著しく困難であつて、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める地域内の場所をあて名に記載した電報は、前項の規定にかかわらず、配達電報取扱局に留め置き、受取人が来るのを待つて交付することができる。

（正当の配達）

第二十条　この法律に規定する手続を経て電報の配達をしたときは、正当の配達をしたものとみなす。

（免責）

第二十一条　公社又は会社は、その責に帰することができない事由により電報の配達をすることができない場合において、その旨を発信人に通知したときは、配達の責を免かれるものとする。但し、第七十八条第一項第一号の規定の適用を妨げない。

（誤配達の電報）

第二十二条　電報の誤配達を受けた者は、すみやかに電報取扱局にその電報を返し、又はその旨を通知しなければならない。

2　公社又は会社は、前項の規定による電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

（取扱の停止及び契約の解除）

第二十三条　公社又は会社は、月額若しくは年額をもつて料金が定められている電報の利用者又は電報の料金について後払の取扱を受けている者がその料金の支払を怠つたときは、料金の支払があるまで、その者について、その電報の取扱を停止し、又はその電報の取扱の契約を解除することができる。

2　公社又は会社は、電気通信設備による受付をした電報の発信人がその料金の支払を怠つたときは、料金の支払があるまで、その者について、その電気通信設備による電報の受付をしないことができる。

（国際電報）

第二十四条　第十三条から第十八条までの規定は、国際電報については、適用しない。

2　国際電報と国際電報以外の電報との間の伝送及び配達の順序は、公社及び会社が郵政大臣の認可を受けて定める。

第三章　電話

（電話の種類）

第二十五条　その交換に関する事務が電話取扱局（電話に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七条の規定により電話の交換に関する事務を委託されている郵便局及び第八条第一号、第五号又は第六号の規定により電話の交換に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。）によつて行われる電話（船舶、航空機その他の交通機関に設置する無線電話及び公社が業務上の必要により設置する電話を除く。）は、左の通りとする。

一、加入電話　公社と特定の者との契約により設置する電話

二　公衆電話　加入電話以外の電話

（加入電話の種類）

第二十六条　加入電話は、その電話回線並びに電話回線に接続する電話機（第三十六条に規定する附属的なものを除く。以下この条において同じ。）及び交換設備により、左の三種に区別する。

一　単独電話　一個の電話機及びこれと電話取扱局の交換設備との間の電話回線からなるもの

二　共同電話　二個以上の電話機及びこれらと電話取扱局の交換設備との間の共通に使用される部分を有する電話回線からなるもの

三　構内交換電話　交換設備及びこれにより接続される電話機並びにその交換設備と電話取扱局の交換設備との間の電話回線からなるもの

2　単独電話及び共同電話にあつては、その電話機の数をもつて、構内交換電話にあつては、その交換設備と電話取扱局の交換設備との間の電話回線の数をもつて、加入電話の数とする。

3　共同電話の種類は、その電話機の数により、公社が定める。

（加入契約）

第二十七条　公社との間に、加入電話の設置を受け、これにより公衆電気通信役務の提供を受ける契約（以下「加入契約」という。）を締結することができる者は、一の加入電話につき一人に限る。

（加入電話の電話機等の設置場所）

第二十八条　単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換電話の交換設備（以下「構内交換設備」という。）の設置の場所は、公社と加入契約を締結した者（以下「加入者」という。）の居住の場所、事務所若しくは事業所又は加入者たる法人の役員、加入者の使用人その他加入者の行う事業に従事する者の居住の場所でなければならない。

2　前項の規定は、法人でない社団又は財団であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に該当するものの代表者が加入者である場合において、その社団又は財団の事務所若しくは事業所又はその役員、使用人その他その社団又は財団の業務に従事する者の居住の場所に単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換設備を設置するときは、適用しない。

3　構内交換電話の電話機（以下「内線電話機」という。）の設置の場所は、これを接続する構内交換設備が設置される場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分。以下同じ。）又はこれに連ずる区域（その区域が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分。以下同じ。）でなければならない。

4　前項の規定は、第四十一条第二項の契約の条項に従つてその契約に係る内線電話機を設置するときは、適用しない。

（加入区域）

第二十九条　公社は、その区域内における加入電話の設置についての加入契約の申込（以下「加入申込」という。）を承諾すべき区域を指定しなければならない。

2　公社は、前項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により指定した区域（以下「普通加入区域」という。）について、その区域外であつても、別に公社が定める額の料金の支払があることを条件として加入申込を承諾する区域を指定しなければならない。

3　公社は、前二項の規定による指定をするに当つては、一の区域ごとにその地域の社会的経済的諸条件、行政区画、加入電話の需要及び供給の見込並びに公衆電気通信役務を提供するに要する原価を考慮しなければならない。

4　普通加入区域及び第二項の規定により指定した区域（以下「特別加入区域」という。）内の加入電話は、当該普通加入区域内の電話取扱局（当該区域内に二以上の電話取扱局があるときは、公社が指定するもの）に収容するものとする。但し、業務の遂行上支障がなく、且つ、特に必要があると認められる場合において、別に公社が定める額の料金の支払があるときは、他の普通加入区域内の電話取扱局に収容することを妨げない。

（加入申込の承諾）

第三十条　公社は、公社の手算の範

囲内においては、普通加入区域及び特別加入区域（以下「加入区域」と総称する。）内における加入電話の設置についての加入申込並びに加入区域外における加入電話の設置についての加入申込（その設置が業務の遂行上支障がないと認められるものであつて、別に公社が定める額の料金の支払があるものに限る。）の全部を承諾しなければならない。

2　公社は、公社の予算の範囲内においては、前項に規定する加入申込の全部を承諾することができないときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な加入電話に係る加入申込を優先的に承諾しなければならない。

3　公社は、加入申込に係る加入電話による通話が著しく少いと認めるとき、又は加入申込に係る共同電話による通話が著しく多いと認めるときは、その加入申込に係る加入電話の種類（共同電話の種類を含む。以下同じ。）を変更することを条件として、その加入申込を承諾することができる。

4　加入区域外の加入電話を収容すべき電話取扱局は、公社が指定する。

第三十一条　公社は、左に掲げる場合は、加入申込を承諾しないことができる。

一　加入申込に係る加入電話の設置のため必要な公衆電気通信設備の新設、改造又は修理が技術上著しく困難であるとき。

二　加入申込をした者が電話に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。

三　加入申込をした者が加入申込の日前一年以内にその加入申込に係る加入区域内の電話取扱局に収容されていた加入電話に係る電話加入権（加入者が加入契約に基いて加入電話により公衆電気通信役務の提供を受ける権利をいう。以下同じ。）を譲渡した者であるとき。

（普通加入区域外の加入電話の特別負担）

第三十二条　公社は、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつたときは、その加入電話の設置のため普通加入区域外において新たな線路を設置するための費用であつて、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い計算したものを負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2　前項の規定による負担であつて、二以上の加入電話の設置のため同一の線路を新たに設置する場合におけるその線路に係るものは、その加入電話の加入申込をした者が共同して負担するものとし、その各別の負担額は、線路の利用の割合を考慮して公社が定める。

3　公社は、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、第一項の規定による負担をさせて設置した線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその加入電話の設置を行うことが経済的であると認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、その線路について同項の規定により負担させた額（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者に負担させた額を除く。）の一部を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

4　公社は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、加入申込をした者が前項の規定により負担した額を、その線路について既に第一項又は前項の規定による負担をした者（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者を除く。）に返還しなければならない。

5　公社が業務の遂行上支障がないと認めるときは、加入申込をした者は、第一項又は第三項の規定により負担する額のうち物件又は労務の費用の額に相当する部分については、物件又は労務の提供をもつてその支払に代えることができる。

（加入電話の種類の変更等）

第三十三条　加入者は、公社が定める条件に従い、加入電話の種類の変更、構内交換設備若しくは内線電話機の増設若しくは変更又は加入電話の電話機若しくは構内交換設備の移転（その加入電話の設置の場所と同一の構内（内線電話機については、同一の構内又はこれに準ずる区域）に限る。）若しくは一時撤去を請求することができる。

2　公社は、共同電話による通話が著しく少いと認めるとき、又は共同電話による通話が著しく多く、その共同電話の電話回線による他の加入者の通話に著しく支障を及ぼすと認めるときは、その共同電話につき加入電話の種類を変更することができる。

3　前条の規定は、特別加入区域内又は加入区域外において、第一項の規定による加入電話の種類の変更の請求があつた場合に準用する。

（設置の場所の変更）

第三十四条　加入者は、公社が定める条件に従い、その加入電話が収容されている電話取扱局の加入区域内の場所又はその加入区域外であつて加入電話の設置が業務の遂行上支障がないと認められる場所に、加入電話の設置の場所を変更すべきことを請求することができる。

2　第三十二条の規定は、特別加入区域内又は加入区域外の場所に変更することに係る前項の規定による請求があつた場合に準用する。

（準用規定）

第三十五条　第三十条第一項及び第二項の規定は、前二条の規定による請求があつた場合に準用する。

（附属機器の設置）

第三十六条　加入者は、公社が定める条件に従い、その加入電話について、転換器により加入電話の電話回線に接続する電話機その他の附属機器であつて、公社が定めるものの設置を請求することができる。

（加入電話設備の修理又は復旧）

第三十七条　公社は、加入電話の設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したときは、すみやかに、これを修理し、又は復旧しなければならない。

2　第三十条第二項の規定は、滅失した加入電話の設備を前項の規定により復旧する場合に準用する。

（電話加入権の譲渡等）

第三十八条　電話加入権の譲渡は、公社の承認を受けなければ、その効力を生じない。

2　公社は、前項の承認を求められたときは、電話加入権を譲り受けようとする者が電話に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるときでなければ、その承認を拒むことができない。

3　電話加入権の譲渡があつたときは、譲受人は、加入者の有していた一切の権利及び義務を承継する。

4　電話加入権は、質権の目的とすることができない。

第三十九条　加入者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、加入者の地位を承継する。

2　前項の規定により加入者の地位を承継した者は、承継の日から六月以内にその旨を公社に届け出なければならない。この場合において、相続により加入者の地位を承継した者が二人以上あるときは、

そのうちの一人を代表者と定め、これを届け出なければならない。

3　前項後段の規定による代表者の届出がないときは、公社が代表者を指定するものとする。

4　前二項の代表者の変更は、公社に届け出なければ、その効力を生じない。

5　代表者は、公社に対して加入者を代表する。

（電話加入原簿）

第四十条　公社は、郵政省令で定めるところにより、電話加入原簿を備え、電話加入権に関する事項を登録しなければならない。

2　利害関係人は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める手数料を支払つて、電話加入原簿に記載した事項の証明を請求することができる。

（他人使用の制限）

第四十一条　加入者は、その加入電話により他人に通話をさせるときは、加入者が支払うべき料金のうちその他人の通話により増加する部分に相当する額をこえて対価を受けてはならない。

2　前項の規定は、加入者が構内交換設備に接続される内線電話機の一部により他人に電話をさせるための契約を公社と締結した場合において、その契約の条項に従つてその他人に通話をさせるときは、適用しない。

（通話の停止及び加入契約の解除）

第四十二条　公社は、加入者が左の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその加入電話の通話を停止し、又は加入契約を解除することができる。

一　この法律の規定に違反したとき。

二　電話に関する公社の業務の遂行又は公社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為であつて、郵政省令で定めるものをしたとき。

2　公社は、前項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、加入者又はその代理人の出席を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、公社の指定する職員に聴聞をさせなければならない。

第四十三条　会社は、加入者が国際通話の料金を支払わないときは、その料金が支払われるまで、その加入電話による国際通話を取り扱わないことができる。

（電話取扱局の種類）

第四十四条　公社は、左の表に掲げる加入電話の数（業務の遂行上必要があるときは、公社が郵政大臣の認可を受けて定める数を加え、又は減じた数）により、電話取扱局の種類を区別し、これを公示しなければならない。

種類	電話取扱局に収容されている加入電話の数
一級局	二十五万以上
二級局	十五万以上二十三万未満
三級局	五万以上十五万未満
四級局	八千以上五万未満
五級局	二千以上八千未満
六級局	八百以上二千未満
七級局	四百以上八百未満
八級局	二百以上四百未満
九級局	百以上二百未満
十級局	二十五以上百未満
十一級局	三以上二十四以下
十二級局	二以下

2　同一の加入区域内に二以上の電話取扱局があるときは、前項の規定の適用については、これらの電話取扱局に収容されている加入電話の総数をもつて、電話取扱局に収容されている加入電話の数とする。

第四十五条　電話取扱局は、次条第一号に規定する市内通話の料金の算定方法により、左の二種に区別する。

一　度数料金局　加入電話による市内通話の料金が市内通話の度数に応じて算定される料金制度（以下「度数料金制」という。）による電話取扱局

二　定額料金局　加入電話による市内通話の料金が市内通話の度数にかかわらず、定額である料金制度（以下「定額料金制」という。）による電話取扱局

2　度数料金局の加入電話のうち別に公社が定める種類に属するものに対しては、定額料金制によることができる。

（通話の種類）

第四十六条　加入電話又は公衆電話による通話は、公社が定めるものを除き、左の通りとする。

一　市内通話　同一の普通加入区域内の電話取扱局に収容される電話相互間の通話

二　市外通話　市内通話以外の通話

（市外通話の種類）

第四十七条　市外通話は、その接続の方法により、左の五種に区別する。

一　普通通話

二　至急通話　普通通話に先だつて接続をする通話

三　特別至急通話　至急通話に先だつて接続をする通話

四　定時通話　請求者が指定する時刻に接続をする通話（予約通話を除く。）

五　予約通話　予約した期間毎日、請求者が指定する一定の時刻に請求者が指定する一定の時間接続をする通話

2　公社が指定する地域相互間において、至急通話及び特別至急通話は、取り扱わない。

3　公社は、通話の取扱上必要があるときは、第一項第四号又は第五号の規定により接続する時刻を、十五分をこえない範囲内において繰り下げ、又は繰り上げることができる。

（通話の接続の順序）

第四十八条　普通通話相互間、至急通話相互間又は特別至急通話相互間の接続の順序は、その通話の請求の先後によつて定める。

第四十九条　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする市外通話は、前二条の規定にかかわらず、他の市外通話に先だつて接続をする。

第五十条　前条に定めるものを除く外、公共の利益のため緊急に通話することを要する事項を内容とする市外通話は、第四十七条及び第四十八条の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、他の市外通話（前条に規定するものを除く。）に先だつて接続をする。

（構内交換設備による交換取扱）

第五十一条　加入者は、公社の認定を受けた構内交換取扱者でなければ、その構内交換設備（公社が定めるものを除く。）による交換に従事させてはならない。

2　構内交換設備による交換は、電話の通話及び交換に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度

において公社が定める方法に従つて行わなければならない。

第五十二条　前条第一項の認定は、構内交換取扱者資格試験によつて行う。

2　公社は、左の各号の一に該当する者に対しては、構内交換取扱者資格試験を受けさせないことができる。

一　構内交換取扱者の認定を取り消され、取消の日から六月を経過しない者

二　著しく心身に欠陥があつて構内交換取扱者たるに適しない者

3　構内交換取扱者資格試験は、構内交換設備による交換に必要な知識及び技能について行う。

4　構内交換取扱者資格試験を受けようとする者は、五百円をこえない範囲内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める手数料を支払わなければならない。

第五十三条　公社は、構内交換取扱者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は三月以内の期間を定めて、その交換に従事することを停止することができる。

一　この法律の規定に違反したとき。

二　不正な手段により認定を受けたとき。

2　第四十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　構内交換取扱者の認定は、構内交換取扱者が引き続き三年以上当該認定に係る交換に従事しなかつたときは、その効力を失う。

第五十四条　前三条に規定するもの外、構内交換取扱者の資格の種類、構内交換取扱者資格試験の試験科目その他構内交換取扱者の認定について必要な事項は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。

（国際通話）

第五十五条　第四十六条から第五十条までの規定は、国際通話については、適用しない。

2　国際通話相互間及び国際通話と国際通話以外の通話との間の接続の順序は、公社及び会社が郵政大臣の認可を受けて定める。

第四章　公衆電気通信設備の専用

（専用契約）

第五十六条　公社又は会社は、前二章の規定による公衆電気通信役務の提供に支障がないとき、又はその提供に著しい支障がなく、且つ、公共の利益のため特に必要があるときは、公衆電気通信設備の専用の契約（以下「専用契約」という。）の申込を承諾しなければならない。

第五十七条　専用契約を公社又は会社と締結することができる者は、一の専用契約につき一人に限る。

（端末機器の設置の場所）

第五十八条　専用契約の目的となつている公衆電気通信設備（以下「専用設備」という。）の端末機器の一の部分の設置の場所は、その端末機器の他の部分の設置の場所と同一の構内でなければならない。

2　第二十八条第一項の規定は、専用設備の端末機器の設置の場所に準用する。

3　前二項の規定は、専用設備の端末機器であつて、公社又は会社が定める特殊のものについては、適用しない。

（専用契約の承諾）

第五十九条　公社又は会社は、専用させることができる公衆電気通信設備の範囲内においては、専用契約の申込の全部を承諾することができないと認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な業務を行う者の専用契約の申込を優先的に承諾しなければならない。

（費用の負担等）

第六十条　公社又は会社は、専用契約の申込があつた場合において、専用させることができる公衆電気通信設備がないときは、申込をした者がその設置に必要な費用の全部若しくは一部を負担し、又は物件の全部若しくは一部を提供することを条件として、その申込を承諾することができる。

（端末機器の変更等）

第六十一条　公社又は会社と専用契約を締結した者（以下「専用者」という。）は、その専用設備の端末機器について、公社又は会社が定める条件に従い、その移転、設置の場所の変更、一時撤去、増設又は種類の変更の請求をすることができる。

2　前二条の規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。

（専用契約に基く権利の移転又は承継）

第六十二条　専用者が専用契約に基いて公衆電気通信設備を専用する権利は、移転の目的とすることができない。

第六十三条　専用者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、専用者の地位を承継する。

2　前項の規定により専用者の地位を承継した者は、承継の日（同項の規定により相続人の選定をしたときは、その選定をした日）から一月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を公社又は会社に届け出なければならない。

（他人の通信の用に供することの制限）

第六十四条　専用者は、業としてその専用設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その専用設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　第百六条第一号の規定により専用設備に接続した私設有線設備を有線電気通信法第九条第一項第五号又は第六号の規定により他人の私設有線設備に接続した場合において、その専用設備をその他人に使用させるとき。

二　第百六条第一号の規定により専用設備に接続した私設有線設備が有線電気通信法第四条第四号又は第五号の規定によりその専用者が他人と共同して設置したものである場合において、その専用設備をその他人に使用させるとき。

三　警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四条第二項第一号但書の規定により自治体警察が使用するとき。

四　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十三条の規定により国家消防本部又は地方公共団体が使用するとき。

五　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十条第二項の規定により建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命令を受けた者が使用するとき。

六　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第十一条の規定により郵政省が使用するとき。

七　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を通報するとき。

八　前各号に掲げる場合の外、公社又は会社が公共の利益のため必要があり、且つ、公社又は会社の業務の遂行上支障がないと認めたとき。

2　専用者は、前項第一号又は第二号の場合は、別に公社又は会社が定める額の料金を支払わなければならない。

（専用契約の解除及び専用の停止）

第六十五条　公社又は会社は、専用

昭和二十八年七月二十一日　衆議院会議録第二十五号　公衆電気通信法案外二件

者の事業の目的に変更があり、又はその規模が著しく縮少されたため、その者が新たに専用契約の申込をしようとした場合において、第五十九条の規定により他にその者より先に申込を承諾すべき者があるときは、その専用者の専用契約を解除することができる。但し、第六十条の規定によりその申込を承諾した専用契約については、その承諾後五年以内は、この限りでない。

2　公社又は会社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合において、専用設備を他の公衆電気通信業務の用に供するため特に必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、期間を定めてその専用設備の専用を停止することができる。

3　第四十二条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

（共同専用契約）

第六十六条　公社又は会社は、業務の遂行上支障がないときは、第五十七条の規定にかかわらず、別に公社又は会社が定める額の料金の支払があることを条件として、国の機関及び地方公共団体又は共同して同一の業務を行う二人以上の者若しくは相互に業務上緊密な関係を有するためその間の通信を必要とする二人以上の者が同一の公衆電気通信設備を専用するための専用契約の申込を承諾することができる。

（準用規定）

第六十七条　第三十一条第二号、第三十七条及び第四十二条の規定は、専用設備の専用に準用する。

第五章　料金

（料金の決定）

第六十八条　公衆電気通信役務の料金であつて、別表の上欄に掲げるものの額は、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2　前項に規定するもの以外の公衆電気通信役務の料金の額は、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める。但し、試行的な公衆電気通信役務の料金については、認可を受けることを要しない。

（換算割合）

第六十九条　公社又は会社は、その額が金フランの単位をもつて定められている国際電気通信役務の料金を、郵政大臣の認可を受けて定める換算の割合により本邦通貨の単位に換算しなければならない。

2　郵政大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（料金の減免）

第七十条　公社は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、左の公衆電気通信役務の料金を減免することができる。

一　船舶又は航空機が重大且つ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報

二　船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために発信する電報

三　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報

四　災害に際し罹災者より発信する電報

五　警察機関に犯罪について通報する通話

六　消防機関に出火を報知し、又は人命の救護を求める通話

第七十一条　報道電報又は報道無線電報の料金は、他の電報の料金より低く定めることができる。

2　ニュース又は放送事業者の放送事項を内容とする予約通話であつて、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間のものの料金は、第六十八条第一項の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて、他の予約通話の料金より低く定めることができる。

3　警察法による国家地方警察若しくは自治体警察の機関、消防組織法に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は新聞社、放送事業者若しくは通信社の事業のための市外設備（専用設備のうち、一の加入区域内の場所と加入区域外の場所との間に設置されている部分であつて、加入区域外に設置されている部分の長さが公社が定める長さ以上であるもの、いずれの加入区域にも属しない場所相互間に設置されている部分であつて、公社が定める条件に適合するもの及び一の加入区域内の電話取扱局又は電報取扱局と他の加入区域内の電話取扱局又は電報取扱局との間に設置されている部分をいう。以下同じ。）で、あつて、専用契約の期間が一年以上であるものの専用の料金は、第六十八条第一項の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて、その原価を下らない範囲内において、他の市外設備の専用の料金より低く定めることができる。

第七十二条　公社又は会社は、その総収入に著しい影響を及ぼさない範囲内において、臨時に、公衆電気通信役務の料金を減免することができる。

（無料通話）

第七十三条　公衆電気通信役務の利用者がその取扱について公社が定める電話に対してする通話の料金は、支払うことを要しない。

（料金の公示）

第七十四条　公社は、第六十八条第二項及び第七十条から第七十二条までの規定により公衆電気通信役務の料金を定め、若しくは減免したとき、又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したときは、郵政省令で定める方法により、これを公示しなければならない。

2　会社は、第六十八条第二項及び第七十二条の規定により国際電気通信役務の料金を定め、若しくは減免したとき、又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したときは、郵政省令で定める方法により、これを公示しなければならない。

（料金の連帯支払）

第七十五条　一の電報に関する料金を支払うべき発信人又は受取人が二人以上であるときは、各発信人又は受取人は、その料金の支払について連帯してその責に任ずるものとする。度数料金制による共同電話の加入者が支払うべき市内通話の料金及び自動接続市外通話方式による市外通話の料金又は第六十六条に規定する専用契約を締結した者が支払うべき料金についても、同様とする。

（割増金）

第七十六条　不法に公衆電気通信役務の料金を免かれた者は、その免かれた額の外、その免かれた額の二倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。

（電報の取扱等の停止と料金の支払義務）

第七十七条　第二十三条第一項の規定により電報の取扱を停止された者又は第四十二条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定により加入電話の通話若しくは専用設備の専用を停止された者は、その停止された期間についても、料金の支払の責を免かれることがない。

（料金の返還）

第七十八条　公衆電気通信役務の料金は、左に掲げる場合において、それぞれ各号に掲げるものに限り、これを支払つた者の請求により返還するものとする。この場合において、その料金が支払われていないときは、支払うことを要しないものとする。

一　発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、電報が速達の取扱とした郵便物として差し出したものとした場合におけるその郵便物が到達するのに通常要する時間（翌日配達電報にあつては、二十四時間を加算した時間）以内に到達し

なかつたときは、その電報の料金

二　発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、照合とした電報の通信文に誤を生じたとき（問合せの取扱により誤を訂正することができた場合を除く。）は、その照合の料金

三　発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、引きもき一日分以上同報無線電報の取扱をしなかつたときは、その取扱をしなかつた日数に対応するその料金

四　加入者がその責に帰することができない事由により、その加入電話（加入契約の期間が公社が定める期間以内であるものを除く。以下第百九条第一項第三号において同じ。）により通話をすることができない場合において、その旨を電話取扱局に通知した日（その前に電話取扱局がその旨を知つたときは、その知つた日。以下この号及び第百九条第一項第三号において同じ。）から引き続き二日以上その加入電話により通話をすることができなかつたときは、その旨を電話取扱局に通知した日後の通話をすることができなかつた日数に対応する電話使用料及びこれに附加して支払うべき料金（その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。）

五　加入者の責に帰することができない事由により、度数料金制による加入電話による市内通話が通話中にできなくなつたときは、その市内通話の料金

六　請求者の責に帰することができない事由により、第四十七条第一項第四号の請求者が指定する時刻（同条第三項の規定による繰下又は繰上があつたときは、その繰り下げ、又は繰り上げた時刻。以下同じ。）に定時通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同条第一項第四号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。）は、その定時通話料

七　請求者の責に帰することができない事由により、定時通話が一回の通話につき引き続き三分以上できなかつたときは、その通話をすることができなかつた時分（三分の倍数である部分に限る。）に対応する定時通話料

八　加入者の責に帰することができない事由により、第四十七条第一項第五号の請求者が指定する時刻（同条第三項の規定による繰下又は繰上があつたときは、その繰り下げ、又は繰り上げた時刻。以下同じ。）に予約通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同条第一項第五号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。）、その契約を解除したとき、又はその通話時数を減少したときは、その取扱をしなかつた日数、解除後の契約の期間又は減少した時数に対応する予約通話料

九　加入者の責に帰することができない事由により、予約通話が一回の通話につき引き続き三分以上できなかつたときは、その通話をすることができなかつた時分（三分の倍数である部分に限る。）に対応する予約通話料

十　専用者がその責に帰することができない事由により、その専用設備を使用することができない場合において、その旨を電報取扱局（電報に関する現業事務を取り扱う会社の事業所を含む。以下この号において同じ。）又は電話取扱局（電話に関する現業事務を取り扱う会社の事業所を含む。以下この号において同じ。）に通知した時（その前に電報取扱局又は電話取扱局がその旨を知つたときは、その知つた時。以下この号及び第百九条第一項第六号において同じ。）から引き続き二十四時間以上その専用設備を使用することができなかつたときは、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時以後の使用することができなかつた時間（二十四時間の倍数である部分に限る。）に対応する専用の料金（その使用することができなかつた設備に係るものに限る。）

十一　第六十五条第一項又は第二項の規定により専用契約を解除し、又は専用を停止したときは、その解除後の契約の期間又は停止の期間に対応する専用の料金

十二　公衆電気通信役務の料金の過払又は誤払があつたときは、過払又は誤払の料金

十三　前各号に掲げる場合の外、公衆電気通信役務の全部又は一部を提供しなかつた場合であつて、公社又は会社が定める場合に該当するときは、公社又は会社が定める料金

2　公社又は会社は、前項第十三号の規定による定をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項の規定による返還の請求は、その返還の事由が発生した日から起算して、六月を経過したときは、することができない。

（延滞金）

第七十九条　公衆電気通信役務の料金を支払うべき者がその料金を支払わず、又は第七十六条に規定する割増金を支払うべき者がその割増金を支払わないため、公社が督促状を発した場合において、支払義務者がなお支払わないときは、公社は、その支払うべき料金又は割増金の額百円につき一日四銭の割合で、督促状に指定した期日の翌日からその支払の日の前日までの日数により計算した延滞金を支払わせることができる。但し、百円未満の料金及び割増金については、この限りでない。

（料金支払義務の存続期間）

第八十条　公衆電気通信役務の料金の支払の義務は、その料金を支払うべき日から六月以内に支払の請求を受けないことによつて消滅する。

2　前項の規定は、不法に免かれた公衆電気通信役務の料金については、適用しない。

第六章　土地の使用

（土地等の使用）

第八十一条　公社は、公衆電気通信業務の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備（第百七条第三項を除き以下「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下単に「土地等」という。）を利用することが必要且つ適当であるときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを使用することができる。但し、他の法律によつて土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあつては、その事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

2　前項の規定により土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の存続期間は、十五年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年）とする。但し、次条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

3　第一項の規定により使用する土地等に最初に設置した電柱又は地下ケーブルが前項の存続期間が満

了した後なお残存する場合において、その土地等の所有者又は占有者が存続期間の満了の日から一月以内にその撤去を請求しないときは、使用権は、その電柱又は地下ケーブルが残存する期間存続する。

（土地等の使用の手続）

第八十二条　公社は、前条第一項の規定により土地等を使用しようとするときは、その土地等の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地等の所有者（所有者以外に権原に基きその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）とその土地等の使用について協議しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第八十三条　前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社は、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

第八十四条　公社は、第八十一条第三項の規定による請求を受け、且つ、なおその土地の使用を継続する必要がある場合において、当該使用権の存続期間の延長について、その請求をした者と協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、郵政省令で定める手続に従い、その使用の継続について、都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、その請求を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2　公社は、前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地を使用することができる。

（裁定）

第八十五条　都道府県知事は、第八十三条又は前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写を当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3　市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

第八十六条　前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

第八十七条　都道府県知事は、前条の期間が経過した後、一週間以内に、裁定をしなければならない。

2　使用権を裁定すべき旨を定める裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一　使用権を裁定すべき土地等の所在地及びその範囲

二　線路の種類及び数

三　使用開始の時期

四　使用権の存続期間を定めたときは、その期間

3　都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を公社及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第八十八条　使用権を裁定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、公社は、その土地等の使用権を取得するものとする。

2　使用を継続すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権は、従前の存続期間が満了した後その電柱又は地下ケーブルが残存する期間存続するものとする。

（協議の効果）

第八十九条　第八十二条第一項の規定による協議又は第八十一条第三項の規定による請求を受けた場合における当該使用権の存続期間の延長についての協議がととのつた場合において、公社及び土地等の所有者が郵政省令で定めるところにより、それぞれその協議において定めた事項を都道府県知事に届け出たときは、その届け出たところに従い、使用権を裁定すべき旨を定める裁定又は使用を継続すべき旨を定める裁定があつたものとみなす。

（土地等の使用の対価）

第九十条　公社は、第八十一条第一項の規定により土地等を使用するときは、これに対し対価を支払わなければならない。

2　前項の対価の額は、その使用によつて通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

3　第一項の対価であつて、第八十一条第二項に規定する存続期間に対するものは、第八十二条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定において定める使用開始の時期までに、その全額を一時に支払うものとする。但し、第八十二条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定において五年より短い期間を存続期間と定めたときは、その存続期間に対するものは、各事業年度分を毎事業年度に支払うことができる。

4　第一項の対価であつて、第八十一条第三項又は第八十八条第二項の規定によつて使用権が存続する期間に対するものは、各事業年度分を毎事業年度に支払うものとする。

（土地等の一時使用）

第九十一条　公社は、左に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。但し、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一　線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

二　天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路の設置

三　測標の設置

2　公社は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3　公社は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

4　第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

5　第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号の場合において、仮線路を設置したとき、又は同項第三号の規定により一時使用するときは、一年）をこえることができない。

6　第一項の規定による一時使用のためその土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に呈示しなければならない。但し、同項但

書の場合は、この限りでない。

（土地の立入等）

第九十二条　公社は、線路に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2　公社は、前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、立入の五日前までに、その目的、日時及び場所を市町村長（国有又は公有の土地については、その土地の管理者）に通知しなければならない。

3　前項の規定による通知を受けた市町村長は、遅滞なく、通知を受けた事項を公告しなければならない。

第九十三条　公社は、線路に関する工事のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2　第九十一条第三項の規定は、公社が前項の規定により他人の土地を通行する場合に準用する。

第九十四条　第九十二条第一項の規定により立ち入り、又は前条第一項の規定により通行しようとする土地が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

2　第九十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は前条第一項の規定により他人の土地を通行する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

（植物の伐採）

第九十五条　公社は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量若しくは実地調査に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2　公社は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3　公社は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

（立入、伐採の損失補償）

第九十六条　公社は、第九十一条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第九十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第九十三条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償について、公社と損失を受けた者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社又は損失を受けた者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

3　第八十五条、第八十六条並びに第八十七条第一項及び第三項の規定は、前項の裁定に準用する。

4　相失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

5　第三項において準用する第八十七条第三項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、公社と損失を受けた者との間に協議がととのつたものとみなす。

（線路の移転等）

第九十七条　線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになつたときは、その土地等の所有者は、公社に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2　公社は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3　第一項の措置について、公社と土地等の所有者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4　第八十五条、第八十六条並びに第八十七条第一項及び第三項の規定は、前項の裁定に準用する。

5　第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期並びにその措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべきときは、その負担の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

6　第四項において準用する第八十七条第三項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、公社と土地等の所有者との間に協議がととのつたものとみなす。

（訴訟）

第九十八条　第九十六条第二項又は前条第三項の裁定のうち補償金の額又は費用の負担の額に不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2　前項の訴においては、公社又は損失を受けた者若しくは土地等の所有者をもつて被告とする。

（原状回復の義務）

第九十九条　公社は、土地等の使用を終つたとき、又はその使用する土地等を公衆電気通信業務の用に供する必要がなくなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地等を返還しなければならない。

（公用水面の使用）

第百条　公社又は会社は、公共の用に供する水面（以下「水面」という。）に公衆電気通信業務の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、左の事項を郵政大臣及び都道府県知事（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十六条の規定により農林大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林大臣。以下同じ。）に届け出なければならない。

一　水底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域

二　工事の開始及び完了の時期

三　工事の概要

2　都道府県知事は、漁業権（漁業法による漁業権をいう。以下同じ。）が設定されている水面について前項の規定による届出があつた場合において、その漁業権に関する利害関係人の意見により、同項第一号又は第二号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、届出があつた日から三十日以内に、その旨を公社又は会社に通知することができる。

3　公社又は会社は、前項の規定による通知を受けた場合において、第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更が業務の遂行上支障がないと認めるときは、これを変更し、その旨を郵政大臣及び都道府県知事に届け出なければならない。

（水底線路の保護）

第百一条　郵政大臣は、公社又は会社の申請があつた場合において、水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル（河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川並びに同法第五条の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川（以下「河川等」という。）については、五十メートル）以内の区域を保護区域として指定することができる。

2　前項の規定による指定は、告示によつて行わなければならない。

3　公社又は会社は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、郵政省令で定めるところにより、これを示す陸標を設置し、且つ、その陸標の位置を公告しなければならない。

4　何人も、第一項の保護区域内において船舶をびよう泊させ、底びき網若しくはもりを用いる漁業その他政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないではならない。但し、河川等の管理者がその河川等に関する工事を行う場合であつて、やむを得ないとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5　都道府県知事は、公社又は会社の申請があつた場合において、水底線路を保護するため必要があるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命じなければならない。

6　都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

第百二条　公社又は会社は、前条第五項の規定による漁業権の取消、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

2　漁業法第三十九条第六項から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償に準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、又は同条第十項中「政府」とあるのは、「日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社」と読み替えるものとする。

第百三条　船舶は、水底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから千メートル（河川等については、五十メートル）以内又は敷設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨を示す標識を掲げてあるものから四百メートル（河川等については、三十メートル）以内の水面を航行してはならない。但し、水底線路の敷設又は修理に従事する船舶内の公社又は会社の職員の承認を受けたときは、この限りでない。

（特別区の区長等に対する規定の適用）

第百四条　この章中市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市にあつては区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合の管理者に適用する。

第七章　雑則

（利用者による設置）

第百五条　左の公衆電気通信設備の設置は、加入者又は専用者が行うことを妨げない。但し、同一の加入電話の電話回線又は同一の専用設備たる回線の一端に接続するものの全部について、する場合に限る。

一　構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備

二　船舶に設置する加入電話の設備

三　専用設備の端末機器その他端末の設備

2　公社は、加入者又は専用者が前項の規定により設置する公衆電気通信設備の保存を公社において行うべきことの申込を受けたときは、業務の遂行上支障がある場合を除き、これを拒んではならない。

3　第一項の規定による公衆電気通信設備の設置は、公衆電気通信業務に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度において公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合するものでなければならない。

4　加入者又は専用者は、第一項の規定により公衆電気通信設備を設置したときは、公社の検査を受け、その設置が前項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

5　第一項の規定により公衆電気通信設備を設置している加入者又は専用者は、公社からその公衆電気通信設備が第三項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求められたときは、これを拒んではならない。但し、正当な事由がある場合並びに加入者又は専用者の営業時間外及び日没から日出までの間は、この限りでない。

6　前二項の規定による検査に従事する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

7　加入者は、郵政省令で定めるところにより、公社の認定を受けた工事担任者でなければ、第一項第一号の規定による構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備の設置に従事させてはならない。

8　第五十二条及び第五十三条の規定は、工事担任者の認定について準用する。

9　第二項から第五項までの規定は、会社が公衆電気通信設備を専用させる場合に準用する。

（私設有線設備の接続）

第百六条　公社は、左に掲げる場合において、公衆電気通信設備に私設有線設備を接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続しようとする私設有線設備が公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合しないとき、その他その接続により公社の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合を除き、その接続をしなければならない。

一　専用設備にその専用者が設置する私設有線設備（端末機器その他端末の設備のみのものを除く。）を接続するとき。

二　内線電話機のみと通話することができるように、構内交換設備にその構内交換電話の加入者が設置する私設有線設備の電話回線を接続するとき。

三　前二号に規定する場合の外、私設有線設備を接続することが公共の利益のため必要であるとき。

（補償金）

第百七条　構内交換設備であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類のものの設置の日から五年以内に、加入者が加入契約を解除したとき、又は公社がその加入電話若しくは構内交換設備の変更の請求に応じ、若しくは第四十二条第一項の規定により加入契約を解除したときは、加入者は、その構内交換設備の撤去に要する費用の額以内において公社が定める額を補償金として支払わなければならない。

2　専用設備の端末機器であつて、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める種類のものの設置の日から五年以内に、専用者が専用契約を解除したとき、又は公社若しくは会社がその端末機器の変更の請求に応じ、若しくは第六十七条において準用する第四十二条第一項

の規定により専用契約を解除したときは、専用者は、その端末機器の撤去に要する費用の額以内において公社又は会社が定める額を補償金として支払わなければならない。

3　専用契約を締結したため新たに設置した専用設備の線路の設置の日から五年以内に、専用者が専用契約を解除したとき、又は公社若しくは会社が第六十七条において準用する第四十三条第二項の規定により専用契約を解除したときは、専用者は、その線路の撤去に要する費用の額以内において公社又は会社が定める額を補償金として支払わなければならない。

4　前二項の場合において、その専用設備が第六十条の規定により費用を支払い、又は物件を提供して設置されたものであるときは、補償金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により公社又は会社が定める額からその支払つた費用の額と提供した物件の価額の合計額（その合計額がこれらの規定により公社又は会社が定める額より大きいときは、その定める額）を控除した額とする。

5　前四項の規定は、その構内交換設備又は専用設備を引き続きその設置の場所で使用することができるときは、適用しない。

6　第一項又は第二項の規定は、その構内交換設備又は専用設備の端末機器が第百五条第一項第一号又は第三号の規定により設置されたものであるときは、適用しない。

（国際電気通信業務に関する協定等）

第百八条　公社又は会社は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に国際電気通信業務に関する協定又は契約であつて、郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。但し、第六十八条第二項の認可を受けるべき場合は、この限りでない。

（損害の賠償）

第百九条　公社は、公衆電気通信役務を提供すべき場合において、その提供をしなかつたため、利用者（電報の受取人及び電話の通話の相手方を含む。以下同じ。）に損害を加えたときは、左に掲げる場合に限り、それぞれ各号に掲げる額を限度とし、その損害を賠償する。但し、損害が不可抗力により発生したものであるとき、又はその損害の発生について利用者に故意若しくは過失があつたときは、この限りでない。

一　電報が速達の取扱とした郵便物として差し出したものとした場合におけるその郵便物が到達するのに通常要する時間（翌日配達電報にあつては、二十四時間を加算した時間）以内に到達しなかつたときは、その電報の料金の五倍に相当する額

二　照合とした電報の通信文に誤を生じたとき（問合せの取扱により誤を訂正することができた場合を除く。）は、その電報の料金及び照合の料金の合計額の五倍に相当する額

三　加入者がその加入電話により通話をすることができない場合において、その旨を電話取扱局に通知した日から引き続き五日以上その加入電話により通話をすることができなかつたときは、その旨を電話取扱局に通知した日後の通話をすることができなかつた日数に対応する電話使用料（その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍（定額料金制による加入電話にあつては、二倍）に相当する額及びその電話使用料に附加して支払うべき料金（その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍（定額料金制による加入電話にあつては、二倍）に相当する額

四　第四十七条第一項第四号の請求者が指定する時刻に定時通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合並びに第四十九条及び第五十条に規定する市外通話を接続するため必要がある場合を除く。）は、その定時通話料の五倍に相当する額

五　第四十七条第一項第五号の請求者が指定する時刻に予約通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合並びに第四十九条及び第五十条に規定する市外通話を接続するため必要がある場合を除く。）は、その予約通話料の五倍に相当する額

六　専用者がその専用設備を使用することができない場合において、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時から引き続き四十八時間以上その専用設備を使用することができなかつたときは、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時以後の使用することができなかつた時間（二十四時間の倍数である部分に限る。）に対応する専用の料金（その使用することができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍に相当する額

七　前各号に定める場合の外、公衆電気通信役務の全部又は一部を提供しなかつた場合であつて、公社が定める場合に該当するときは、公社が定める料金の五倍に相当する額

2　公社は、前項第七号の規定による定をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項の規定による損害賠償の請求は、その事由が発生した日から起算して、六月を経過したときは、することができない。

第八章　罰則

第百十条　公衆電気通信業務に従事する者が正当な理由がないのに公衆電気通信役務の取扱をせず、又は不当な取扱をしたときは、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2　前項の場合において金銭物品を収得したときは、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十一条　公社又は会社の取扱中に係る電報を正当な事由がないのに開き、破り、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に配達した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百五十八条又は第二百五十九条に該当するときは、同条の刑に処する。

第百十二条　公社又は会社の取扱中に係る通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2　公衆電気通信業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十三条　前二条の未遂罪は、罰する。

第百十四条　公社又は会社の役員がこの法律の規定により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その役員は、十万円以下の罰金に処する。

第百十五条　第百一条第四項又は第百三条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第百十六条　第七十四条又は第百一条第三項の規定に違反した公社又は会社の役員又は職員は、五千円以下の過料に処する。

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

第一　通常電報の料金

料金種別	料金額
一　普通電報料	
イ　市内電報料	
基本料	和文十字又は欧文五語まで　三十円
累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに　七円
ロ　市外電報料	
基本料	和文十字又は欧文五語まで　六十円
累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに　十円
二　至急電報料	普通電報料の二倍
三　翌日配達電報料	
基本料	和文十字又は欧文五語まで　三十円
累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに　七円
四　第十五条又は第十六条に規定する電報の電報料	至急電報料と同額

第二　電話使用料（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）

料金種別	料金額
一　度数料金制による場合	
イ　基本料	
単独電話及び構内交換電話（内線電話機及び構内交換設備を除く。）	
一級局	千円
二級局	九百円
三級局	八百円
四級局	七百円
五級局	六百円
六級局	五百円
一加入電話ごとに月額	
ロ　度数料	一加入電話について毎月六十度数をこえる市内通話一度数ごとに　十円
二　定額料金制による場合	事務用　住宅用
イ　単独電話	一加入電話ごとに月額
五級局	千九百円　千百五十円
六級局	千六百円　九百五十円
七級局	千三百円　八百円
八級局	千百円　六百五十円
九級局	九百円　四百五十円
十級局	八百円　四百五十円
十一級局	七百円　四百円
十二級局	
基本額	二百円　百円
加算額	普通加入区域内の関係線路百メートルまでごとに　四十円　二十四円
ロ　構内交換電話（内線電話機及び構内交換設備を除く。）	一加入電話ごとに月額
五級局	二千八百五十円　千七百円
六級局	二千四百円　千四百円
七級局	千九百五十円　千二百円
八級局	千六百五十円　千円
九級局	千三百五十円　八百円
十級局	千二百円　七百円
十一級局	千五十円　六百円

備考

一　住宅用とは、加入者（法人たるもの及び第二十八条第二項に規定する加入者を除く。）がもつぱら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。

二　事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第三　装置料　一加入電話ごとに　四千円

（加入申込を承諾された場合のもの。

但し、内線電話機及び構内交換設備の装置に要するもの並びに契約の期間が三十日以内のものに係るものを除く。）

第四　市外通話料（公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話による場合のものを除く。）

料金種別	料金額
一　普通通話料	
市外通話地域	毎三分又はその端数ごとに下記以外のもの
十キロメートルまで	十円
二十〃	二十円
三十〃	二十五円
四十〃	三十円
六十〃	三十五円
八十〃	四十円
百〃	四十五円
百二十〃	五十円
百六十〃	六十円
二百〃	七十円
二百四十〃	八十円
二百八十〃	九十円
三百二十〃	百円
三百八十〃	百十円
四百七十〃	百二十円
五百九十〃	百四十円
七百十〃	百六十円
八百三十〃	百八十円
九百五十〃	二百十円
千〃	二百四十円
千二百五十〃	二百七十円
千五百〃	三百円
千八百〃	三百三十円
二千百〃	三百六十円
二千四百〃	三百九十円
二千四百キロメートルをこえるもの	四百二十円
二　至急通話料	普通通話料の二倍
三　特別至急通話料	普通通話料の三倍
四　第四十九条又は第五十条に規定する通話の市外通話料	普通通話料の三倍
五　定時通話料	一の料金額の欄の上段に掲げる額の四倍
六　予約通話料（予約の期間が一月未満のものに係るものを除く。）	（月額）一の料金額の欄の上段に掲げる額の九十倍

第四十七条第二項の規定により公社が指定する地域相互間の通話（八十キロメートルをこえる市外通話地域において午後八時から翌日の午前七時までの間に通話の請求に応じたものを除く。）

料金種別	料金額
二十円	七百円
三十円	七百六十円
四十円	普通通話料と同額
五十円	
六十円	
七十円	
八十円	
九十円	
百円	
百二十円	
百四十円	
百六十円	
百八十円	
二百円	
二百二十円	
二百五十円	
二百九十円	
三百三十円	
三百八十円	
四百三十円	
四百八十円	
五百三十円	
五百八十円	
六百四十円	

第五　公衆電話料

料金種別	料金額
一　公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域内に設置されたものによる場合	
イ　市内通話	一度数ごとに
ロ　市外通話	毎三分又はその端数ごとに
二　公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域外に設置されたものによる場合	
イ　市内通話	一度数ごとに十円
ロ　市外通話	毎三分又はその端数ごとに第四に掲げる料金額と同額
市外通話	一度数ごとに十五円
	毎三分又はその端数ごとに第四に掲げる料金額に十円を加算した額

第六　専用設備たる回線の専用（市外設備に係るものであつて、専用契約の期間が一年以上のものに限る。）の料金　（月額）第四の一の料金額の欄の上段に掲げる額の六千倍以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

公衆電気通信法案に対する修正案

公衆電気通信法案に対する修正

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

別表第二を次のように改める。

第二　電話使用料（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）

料金種別	料金額	
	事務用	住宅用
一　度数料金制による場合		
イ　基本料		
単独電話及び構内交換電話（内線電話機及び構内交換設備を除く。）	一加入電話ごとに月額	
一級局	千円	七百円
二級局	九百円	六百三十円
三級局	八百円	五百六十円
四級局	七百円	四百九十円
五級局	六百円	四百二十円
六級局	五百円	三百五十円
ロ　度数料	市内通話一度数ごとに七円	
二　定額料金制による場合		
イ　単独電話	一加入電話ごとに月額	
五級局	千八百円	千八十円
六級局	千四百五十円	八百七十円
七級局	千百五十円	六百九十円
八級局	九百五十円	五百七十円
九級局	八百五十円	五百十円
十級局	七百五十円	四百五十円
十一級局	六百五十円	三百九十円
十二級局	百五十円	九十円
基本額		
加算額		
ロ　構内交換電話（内線電話機及び構内交換設備を除く。）	普通加入区域内の関係線路百メートルまでごとに一加入電話ごとに月額	四十円　二十四円
五級局	二千七百円	千六百円
六級局	二千二百円	千三百円
七級局	千七百五十円	千五十円
八級局	千四百五十円	九百円
九級局	千三百円	八百円
十級局	千百五十円	七百円
十一級局	千円	六百円

備考

一　住宅用とは、加入者（法人たるもの及び第二十八条第二項に規定する加入者を除く。）がもつぱら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。

二　事務用とは、住宅用以外のものをいう。

別表第四を次のように改める。

第四　市外通話料（公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話による場合のものを除く。）

料金種別	料金額	
	毎三分又はその端数ごとに	
一　普通通話料	下記以外のもの	第四十七条第二項の規定により公社が指定する地域相互間の通話
市外通話地域十キロメートルまで	十円	十四円
二十　〃	二十円	二十一円
三十　〃	二十五円	二十八円
四十　〃	三十円	三十五円
六十　〃	三十五円	四十九円
	下記以外のもの	六十キロメートルをこえる市外通話地域において午後十時から翌日の午前六時までの間に請求に応じた通話
	十円	十四円
	二十円	二十一円
	二十五円	二十八円
	三十円	三十五円
	三十五円	四十九円
		六十キロメートルをこえる市外通話地域において午後八時から翌日の午前七時までの間に請求に応じた通話

八十	四十円	三十五円	六十五円	四十円
百	四十五円	三十五円	七十五円	四十五円
百二十	五十円	四十円	八十五円	五十円
百六十	六十円	四十円	百円	六十円
二百	七十円	五十円	百二十円	七十円
二百四十	八十円	五十円	百四十円	八十円
二百八十	九十円	六十円	百六十円	九十円
三百二十	百円	六十円	百八十円	百円
三百八十	百十円	七十円	二百円	百十円
四百七十	百二十円	八十円	二百二十円	百二十円
五百九十	百四十円	九十円	二百五十円	百四十円
七百十	百六十円	百円	二百九十円	百六十円
八百三十	百八十円	百十円	三百三十円	百八十円
九百五十	二百十円	百三十円	三百八十円	二百十円
千百	二百四十円	百五十円	四百三十円	二百四十円
千二百五十	二百七十円	百七十円	四百八十円	二百七十円
千五百	三百円	百九十円	五百三十円	三百円
千八百	三百三十円	二百十円	五百八十円	三百三十円
二千百	三百六十円	二百三十円	六百四十円	三百六十円
二千四百	三百九十円	二百五十円	七百円	三百九十円
二千四百キロメートルをこえるもの	四百二十円	二百七十円	七百六十円	四百二十円
二　至急通話料	普通通話料の二倍			
三　特別至急通話料	普通通話料の三倍			
四　第四十九条又は第五十条に規定する通話の市外通話料	普通通話料の三倍		普通通話料と同額	
五　定時通話料	普通通話料の四倍		上記の料金額と同額	
六　予約通話料（予約の期間が一月未満のものに係るものを除く。）	（月額）普通通話料の九十倍		（月額）上記の料金額と同額	

公衆電気通信法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕。

有線電気通信法案

有線電気通信法

（目的）

第一条　この法律は、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

2　この法律において「有線電気通信設備」とは、有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備（無線通信用の有線連絡線を含む。）をいう。

（有線電気通信設備の届出）

第三条　有線電気通信設備を設置しようとする者は、左の事項を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から二週間以内）に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

一　有線電気通信の方式の別

二　設備の設置の場所

三　設備の概要

2　有線電気通信設備を設置した者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、変更の日から二週間以内）に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3　前二項の規定は、左の有線電気通信設備については、適用しない。

一　日本電信電話公社（以下「公社」という。）又は国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）が設置するもの

二　設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）又は同一の建物内であるもの（以下「構内等設備」という。）

三　警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置するもの

四　次条第四号から第六号までの許可を受けて設置するもの

五　前各号に掲げるものの外、郵政省令で定めるもの

（有線電気通信設備の共同設置）

第四条　有線電気通信設備は、二人以上の者が共同して設置してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　構内等設備を設置するとき。

二　有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線放送の業務を行うための有線電気通信設備（以下「有線放送設備」という。）を設置するとき。

三　公社と会社とが共同して設置するとき。

四　二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため、その業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。（第一号及び前号に規定する場合を除く。）

五　相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。（第一号及び第三号に規定する場合を除く。）

六　前各号に掲げる場合の外、都市からの距離が遠く、公社が公衆電気通信法（昭和二十八年法

律第　号）第二条第三号に規定する公衆電気通信役務を提供することが困難であると認められる地域であつて、郵政省令で定める基準に該当するもの（以下「特定地域」という。）に、郵政大臣の許可を受けて設置するとき。

第五条　前条第四号から第六号までの許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一　設置を必要とする事由

二　第三条第一項各号の事項

2　郵政大臣は、前項の申請書を受理したときは、その申請を審査し、前条第四号又は第五号の許可の申請にあつては、その設備により行う通信が二人以上共同して行う業務又は相互に緊密な関係を有する業務のため必要な通信であり、同条第六号の許可の申請にあつては、設置の場所の全部又は一部が同号の特定地域内であるときは、許可をしなければならない。

第六条　第四条第四号又は第五号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者は、前条第一項第一号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。第四条第六号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者が第三条第一項第二号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　第四条第四号又は第五号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者は、第三条第一項各号の事項を変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、変更の日から二週間以内）に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。第四条第六号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者が第三条第一項第一号若しくは第三号又は前条第一項第一号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

3　前項の規定は、第三条第三項第三号及び第五号に掲げる有線電気通信設備については、適用しない。

第七条　第四条第四号から第六号までの許可を受けて有線電気通信設備を設置した者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2　前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日（同項の規定により相続人を選定したときは、その選定をした日）から一月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（本邦外にわたる有線電気通信設備）

第八条　本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電気通信設備は、公社又は会社でなければ、設置してはならない。但し、特別の事由がある場合において、郵政大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（設備の接続）

第九条　有線電気通信設備を設置した者（公社及び会社を除く。）は、その設備と他人（公社及び会社を除く。）の設置した有線電気通信設備とを相互に接続させてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するとき。

二　第十五条第一項の規定による命令を受けたとき。

三　一の構内又は一の建物内にある二以上の構内等設備を接続するとき。

四　有線放送設備を接続するとき。

五　二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため、その業務を行う者が設置した有線電気通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

六　相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が設置した有線電気通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

七　一の特定地域内にある二以上の特定地域設備（設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の特定地域内である有線電気通信設備をいう。以下同じ。）を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

2　前項第五号から第七号までの許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一　接続を必要とする事由

二　接続する設備の設置の場所

三　接続のための設備の概要及びその設置の場所

3　第一項第五号又は第六号の許可を受けて有線電気通信設備を接続した者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。第一項第七号の許可を受けて有線電気通信設備を接続した者が前項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

（他人の通信の用に供することの制限）

第十条　有線電気通信設備を設置した者（公社及び会社を除く。）は、業としてその設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　前条第一項第一号に掲げる場合

二　前条第一項第三号又は第五号から第七号までの規定により有線電気通信設備を接続した者が相互に使用するとき。

三　第十五条第一項の規定による命令を受けたとき。

四　その設備が第四条第六号の許可を受けて設置した特定地域設備であるとき。

五　その設備が特定地域設備（前号に掲げるものを除く。）である場合において、郵政大臣の許可を受けたとき。

六　公衆電気通信法第八条第一号の規定により公社の業務の取扱を委託されたとき。

七　公衆電気通信法第九条の規定により会社の業務の取扱を委託されたとき。

八　その設備が公衆電気通信法第百五条第一項の規定により設置したものであるとき。

九　その設備が公衆電気通信法第百六条の規定により接続したものであるとき。

十　有線放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する有線放送を行うとき。

十一　警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四条第二項第一号但書の規定により自治体警察が使用するとき。

十二　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十三条の規定により国家消防本部又は地方公共団体が使用するとき。

十三　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十条第二項の規定により建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの

者の命を受けた者が使用するとき。

十四　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第十一条の規定により郵政省が使用するとき。

十五　前各号に掲げる場合の外、公共の利益のため特に必要がある場合であつて、郵政省令で定める事由があるとき。

（技術基準）

第十一条　有線電気通信設備（政令で定めるものを除く。）は、政令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

2　前項の政令は、左に掲げるところによらなければならない。

一　有線電気通信設備は、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えないようにすること。

二　有線電気通信設備は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

（設備の検査等）

第十二条　郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（妨害等の防止）

第十三条　郵政大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が第十一条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。

（許可の取消）

第十四条　郵政大臣は、第四条第四号若しくは第五号又は第九条第一項第五号若しくは第六号の許可に係る有線電気通信設備について、その設置又は接続を必要とする事由がなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

2　郵政大臣は、第四条第六号、第九条第一項第七号又は第十条第五号の許可に係る有線電気通信設備の設置の場所の全部が特定地域でなくなつた日から五年を経過したときは、その許可を取り消すことができる。

（非常事態における通信の確保）

第十五条　郵政大臣は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、有線電気通信設備を設置した者に対し、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うためその有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができる。

2　郵政大臣が前項の規定により有線電気通信設備を設置した者に通信を行い、又はその設備を他の者に使用させ、若しくは接続すべきことを命じたときは、国は、その通信又は接続に要した実費を弁償しなければならない。

（有線電気通信の秘密の保護）

第十六条　有線電気通信（公衆電気通信法第五条第一項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならない。

（聴聞）

第十七条　郵政大臣は、第十四条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該処分に係る者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立）

第十八条　この法律又はこの法律に基く命令の規定による郵政大臣の処分に不服がある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その理由を記載した書面をもつて、郵政大臣に異議の申立をすることができる。

2　郵政大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により、公開の聴聞をした後文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

（準用規定）

第十九条　第十一条から第十三条まで及び前条の規定は、有線電気通信設備以外の設備であつて、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、信号を行うための設備に準用する。この場合において、第十二条第一項、第十三条及び前条中「郵政大臣」とあるのは、「郵政大臣（鉄道事業及び軌道事業の用に供する設備にあつては、運輸大臣、政令で定める設備にあつては、政令で定める行政機関）」と読み替えるものとする。

（国に対する適用）

第二十条　この法律の規定は、第十七条、第十八条及び次条から第二十六条までの規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（罰則）

第二十一条　有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　第十条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第十六条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十四条　第二十一条及び前条の未遂罪は、罰する。

第二十五条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第四条又は第八条の規定に違反して有線電気通信設備を設置した者

二　第六条第一項又は第九条第三項の許可を受けなければならない事項を許可を受けないでした者

三　第九条第一項の規定に違反して有線電気通信設備を接続した者

四　第十三条（第十九条において準用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者

第二十六条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項若しくは第二項、第六条第二項又は第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十二条第一項（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十二条第一項（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十二条及び前二条の違反行為をしたときは、行為

者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

有線電気通信法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法

（有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行期日）

第一条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第　号。以下「有線法」という。）及び公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号。以下「公衆法」という。）は、昭和二十八年八月一日から施行する。

（電信線電話線建設条例等の廃止）

第二条　左の法律は、廃止する。

電信線電話線建設条例（明治二十三年法律第五十八号）

電信法（明治三十三年法律第五十九号）

電信電話料金法（昭和二十三年法律第百五号）

（共同して設置した有線電気通信設備）

第三条　有線法の施行の際現に旧電信法第二条第二号、第三号又は第五号の規定により二人以上の者が共同して設置している有線電気通信設備は、有線法の施行の日において同法第四条第四号又は第五号の許可を受けたものとみなす。

（鉱業特設電話）

第四条　有線法の施行の際現に旧鉱業特設電話規則（明治三十八年逓信省令第八十四号）の規定により施設している鉱業特設電話は、有線法の施行の日において従前の専用者たる鉱業者が設置したものとみなす。この場合において、専用者たる鉱業者が二人以上あるときは、同法第四条第四号の許可があつたものとみなす。

（公衆通信の用に供されている有線電気通信設備又は無線局）

第五条　公衆法の施行の際現に旧電信法第三条第一項の規定により公衆通信の用に供されている有線電気通信設備を設置している者又は旧無線電信法（大正四年法律第二十六号）第六条第一項の規定により公衆通信の用に供されている無線局を開設している者は、公衆法の施行の日から三月間は、その現に公衆通信の用に供されている有線電気通信設備又は無線局について、その現に公衆通信の用に供されている体様と同一の体様をもつて、同法第八条第一号の規定による委託を受けているものとみなす。但し、その者と日本電信電話公社（以下「公社」という。）との間の契約により別段の定をしたときは、この限りでない。

（構内交換電話となる接続電話機）

第六条　公衆法の施行の際現に旧電話規則の一部を改正する省令（昭和二十五年電気通信省令第二号）附則第二項但書の規定により接続電話機の取扱を受けている私設電話又は市内専用電話の設備であつて、加入電話の電話回線が収容されている交換設備の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分）又はこれに準ずる区域（その区域が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分）にある電話機でその交換設備に収容されているものに係る部分は、公衆法の施行の日において、同法第二十六条第一項第三号の構内交換電話となつたものとみなす。

2　前項に規定する設備については、公衆法第百五条第四項前段の規定は、適用しない。

（準法人）

第七条　公衆法の施行の際現に旧電話規則（昭和十二年逓信省令第七十三号）第六条第二項の規定により社寺、学校、組合又は団体であつて、法人でないもの（以下「準法人」という。）が加入者となつている加入電話については、公衆法の施行の日から六月以内は、同法第二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項に規定する加入電話については、公衆法の施行の日から六月を経過した日に、旧電話規則第六条第三項の規定によりその準法人の代表者として届け出てある者が加入者となつたものとみなす。

（電話機等の設置場所）

第八条　公衆法の施行の際現に旧電話規則第四条ノ二但書の規定により公衆法第二十八条第一項に規定する場所以外の場所に設置されている単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換電話の交換設備の設置の場所については、同法の施行の日から六月以内は、なお従前の例による。

（旧電話規則により受理された加入申込）

第九条　旧電話規則（明治三十九年逓信省令第二十五号）の規定により受理された加入申込であつて、公衆法の施行前に加入電話が設置されるに至らなかつたものについては、同法の施行後も、なお従前の例による。

2　公社は、公衆法の施行の日から六月以内に、少くとも三回の公告をもつて、前項に規定する加入申込に係る権利を有する者に対し、最後の公告の日から一年以内にその請求の申出をすべき旨を催告しなければならない。

3　公社は、知れている権利者には、各別にその申出を催告しなければならない。

4　第一項に規定する加入申込に係る権利を有する者が第二項の期間内に申出をしないときは、その権利は、その期間の満了の日に消滅する。

5　公社は、公衆法第三十条第二項の規定により優先的に承諾した加入申込に係る加入電話の設置に支障を及ぼさない限度において、第二項の期間内に申出があつた加入申込に係る加入電話をなるべくすみやかに設置するようにしなければならない。

（加入電話の特別負担）

第十条　公社は、昭和三十一年三月三十一日までは、普通加入区域内における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、その加入電話の設置のため新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、加入申込をした者がその超過額を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2　前項の規定は、普通加入区域内における加入電話の種類の変更の請求又は普通加入区域内の場所に加入電話の設置の場所を変更すべきことの請求があつた場合に準用する。

3　公衆法第三十二条第二項及び第五項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一条　公社は、昭和三十一年三月三十一日までは、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、その加入電話の設置のため普通加入区域内において新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、加入申込をした者が公衆法第三十二条第一項の規定による負担をする外、その超過額を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2　前項の規定は、特別加入区域内若しくは加入区域外における加入電話の種類の変更の請求又は特別加入区域内若しくは加入区域外の場所に加入電話の設置の場所を変更すべきことの請求があつた場合に準用する。

3　公衆法第三十二条第二項及び第五項の規定は、前二項の場合に準用する。

（戦災電話の復旧等）

第十二条　公衆法施行の際現に戦災により滅失している加入電話（以下「戦災電話」という。）の加入者は、公社がその請求により同法の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間に普通加入区域内においてその加入電話の復旧工事を完了した場合において、その復

旧工事のため新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえたときは、公社が定める期日までに、その超過額を支払わなければならない。

2　前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、公社は、同項の加入電話に係る加入契約を解除することができる。

3　職災電話の加入者は、第一項の規定により支払うべきこととなる額のうち物件又は労務の費用に相当する部分については、あらかじめ物件又は労務を提供してその支払に代えるべき旨の請求をすることができる。この場合において、公社は、業務の遂行上支障がないと認めるときは、その請求に応じなければならない。

4　公衆法第三十二条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

第十三条　職災電話の加入者は、公社がその請求により特別加入区域内又は加入区域外においてその加入電話の復旧工事を完了したときは、公社が定める期日までに、その復旧工事のため普通加入区域外において新たな線路を設置するための費用であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い計算したものを支払わなければならない。

2　昭和三十一年三月三十一日までは、前項の場合において、普通加入区域内において新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、前項の加入者は、同項の規定による支払をする外、公社が定める期日までに、その超過額を支払わなければならない。

3　職災電話の加入者は、公社がその請求により特別加入区域内又は加入区域外においてその復旧工事を完了した場合において、第一項の規定による支払又は公衆法第三十二条第一項の規定による負担があつた線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその復旧工事を完了したときは、公社が定める期日までに、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、その線路について第一項の規定による支払又は公衆法第三十二条第一項の規定による負担があつた額（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者の支払又は負担に係る額を除く。）の一部を支払わなければならない。

4　前条第二項及び第三項の規定は、前三項の場合に準用する。

5　公衆法第三十二条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

6　公衆法第三十二条第四項の規定は、第三項の場合に準用する。

第十四条　公衆法第三十二条第三項から第五項までの規定は、特別加入区域内若しくは加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合又は特別加入区域内若しくは加入区域外において加入電話の種類の変更の請求があつた場合において、前条第一項の規定による支払をさせて線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその加入電話の設置又は加入電話の種類の変更を行う場合に準用する。

（十一級局等の加入電話の種類の変更）

第十五条　公社は、公衆法の施行の日から二年以内は、十一級局又は十二級局たる電話取扱局の運営が著しく不経済である場合において、その電話取扱局を廃止し、これに収容されていた加入電話をもよりの電話取扱局に収容するときは、単独電話（その交換が転換器によつて行われるものに限る。）を共同電話に変更することができる。

（甲種増設電話機の交換取扱者）

第十六条　公衆法の施行の際現に旧電話規則（昭和十二年逓信省令第七十三号）第四十条第一項の規定により甲種増設電話機の交換取扱者としての資格の認定を受けている者は、公衆法の施行の日において、現にその交換に従事している構内交換設備の種類に従い、同法第五十一条第一項の認定を受けたものとみなす。但し、同法の施行の日の前日まで引き続き三年以上当該認定に係る交換に従事しなかつた者については、この限りでない。

（公衆法の施行前の料金）

第十七条　公衆法の施行前に納付し、又は納付すべきであつた公衆電気通信役務の料金については、旧電信法第十八条から第二十条まで（旧無線電信法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定は、公衆法の施行後も、なおその効力を有する。

（旧電信線電話線建設条例の規定により使用する土地等）

第十八条　公衆法の施行の際現に旧電信線電話線建設条例の規定により公社が使用している土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）については、公衆法の施行の日において、その土地等にある電柱又は地下ケーブルが残存する期間を存続期間として、同法第八十一条第一項の規定による使用権が設定されたものとみなす。

2　前項に規定する土地等に係る公衆法第九十条第一項の対価は、各事業年度分を毎事業年度に支払うものとする。

（水底電信線路又は水底電話線路の区域）

第十九条　公衆法の施行の際現に旧電信法第四十条第一項の規定により指定されている区域については、公衆法の施行の日において同法第百一条第一項の規定による保護区域の指定があつたものとみなす。但し、その水底線路から千メートル（河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川並びに同法第五条の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川については、五十メートル）をこえる区域については、この限りでない。

（構内交換設備等の保存）

第二十条　公衆法の施行の際現に加入者が設置し、公社が保存している構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備の保存は、公社が行うものとする。但し、同法第百五条第一項の規定の適用を妨げない。

2　公衆法の施行の際現に加入者が設置し、公社が保存している電話機及びその附属設備であつて、前項に規定するもの以外のものの設置については、当該電話機及び附属設備の存続する期間中は、なお従前の例による。

（構内交換設備に接続される私設有線設備となる接続電話機）

第二十一条　公衆法の施行の際現に旧電話規則の一部を改正する省令（昭和二十五年電気通信省令第二号）附則第二項但書の規定により接続電話機の取扱を受けている私設電話の設備は、第六条第一項の規定により構内交換電話となつたものとみなされるものを除き、公衆法第百六条第二号の規定により接続されたものとみなす。

（損失補償）

第二十二条　公衆法の施行前に旧電信法第六条又は第七条に規定する事由によつて生じた損失の補償については、公衆法の施行後も、なお従前の例による。

（滞納処分）

第二十三条　公衆法の施行の際現に旧電信法第二十一条第一項（旧無線電信法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により国税滞納処分の例により徴収している公衆電気通信役務の料金の徴収については、公衆法の施行後も、なお従前の例による。

（旧法の規定による処分等の効力）

第二十四条　第五条、第十六条、第十八条及び第十九条に規定する場合の外、公衆法の施行前に旧電信線電話線建設条例又は旧電信法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公衆法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

（国税徴収法の改正）

第二十五条　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ一第一項中「債権」の下に「（電話加入権ヲ除ク以下同ジ）」を加える。

（海底電信線保護万国連合条約罰則の改正）

第二十六条　海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五百円」を「十万円」に改め、同条第三項中「千円」を「十万円」に改める。

第二条中「二百円」を「五千円」に改める。

第三条中「千円」を「一万円」に改める。

第四条中「三百円」を「一万円」に改める。

（昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の改正）

第二十七条　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七号を次のように改める。

七　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）第十二条第一項

（電波法の改正）

第二十八条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2　公衆通信業務（無線設備を用いて他人の通信を媒介し、その他無線設備を他人の通信の用に供する業務であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）を行うことを目的とする無線局は、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社でなければ、開設することができない。但し、第十六条の二の許可を受けた場合及び政令で定める場合は、この限りでない。

第十六条の次に次の一条を加え、第十七条の見出しを削る。

（変更等の許可）

第十六条の二　免許人は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）第八条及び第九条の規定による委託を受けようとするときは、無線局の目的の変更について、郵政大臣の許可を受けなければならない。

第五十九条中「無線通信」の下に「（公衆電気通信法第五条第一項の通信たるものを除く。以下第百九条において同じ。）」を加える。

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の二　公衆通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持若しくは気象業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

（土地収用法の改正）

第二十九条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号の二中「電信線電話線建設条例（明治二十三年法律第五十八号）」を「公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）」に改める。

（電話設備費負担臨時措置法の改正）

第三十条　電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（旧電話規則により受理された加入申込に係る加入電話の設置の場合の負担）

第四条の二　有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（昭和二十八年法律第　号）第九条第一項に規定する加入申込に係る権利を有する者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその加入申込に係る加入電話の設置を完了したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、加入電話及び電話取扱局の種類ごとに二万五千円以内において政令で定める額を支払う外、加入電話及び電話取扱局の種類（政令で定めるものを除く。）ごとに四万円以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。

2　第二条及び第三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五条を次のように改める。

（構内交換電話の加入申込の場合の負担）

第五条　構内交換電話（三十日以内の加入期間を指定して加入申込をするものを除く。）の加入申込をした者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間に加入申込の承諾の通知を発したときは、第一条第一項の規定による支払及び債券の引受をする外、日本電信電話公社が定める期日までに、設備の種類ごとにその設置に通常要する費用の額以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。但し、加入者がその構内交換設備及び内線電話機を設置する場合は、この限りでない。

2　第一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五条の次に次の三条を加える。

（構内交換設備の増設等の場合の負担）

第五条の二　構内交換電話への加入電話の種類の変更又は構内交換設備若しくは内線電話機（三十日以内の使用期間を指定して請求するものを除く。）の増設若しくは変更の請求をした加入者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、設備の種類ごとにその種類の変更又は増設若しくは変更に通常要する費用の額以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。但し、加入者がその構内交換設備又は内線電話機を設置する場合は、この限りでない。

2　前項の加入者が同項の規定による債券の引受をしないときは、日本電信電話公社は、同項の請求に応じないものとする。

（附属電話機の設置又は増設の場合の負担）

第五条の三　日本電信電話公社が定める附属的な電話機（三十日以内の使用期間を指定して請求するもの を除く。以下「附属電話機」という。）の設置又は増設の請求をした加入者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、その設置又は増設に通常要する費用の額以内において政令で定める額を支払わなければならない。

2　前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、日本電信電話公社は、同項の請求に応じないものとする。

第五条の四　日本電信電話公社は、前条第一項の規定による支払があつた附属電話機が設置又は増設の日から十年以内に左の各号の一に該当するに至つたときは、同項の規定により支払つた額から、その設置又は増設の日からその附属電話機が左の各号の一に該当するに至つた日までの期間（その期間に六月未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、六月以上一年未満の端数があるときは、その端数を一年として計算する。）一年につき同項の規定により支払つた額の十分の一に相当する額を控除した額を、その附属電話機が左の各号の一に該当するに至つた際における加入者に支払わなければならない。

一　加入者がその使用を廃止したとき。（当該附属電話機に係る加入契約が失効した場合を含む。）

二　日本電信電話公社がその使用を禁止したとき。

第六条を次のように改める。

（専用設備の端末機器の設置等の場合の負担）

第六条　第五条の二の規定に、専用設備の端末機器その他端末の設備（政令で定める期間以内の期間を指定して請求するものを除く。）の設置、増設又は種類の変更の場合に準用する。

第七条中「若しくは増設機械」を、「構内交換設備、内線電話機、附属電話機若しくは専用設備の端末機器その他端末の設備」に改める。

第三十一条　改正前の電話設備費負担臨時措置法第六条の規定は、改正前の同法第五条第一項の規定による支払があつた増設機械については、前条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。但し、増設機械たる交換機及びこれにより加入電話の回線に接続される電話機にあつては、公衆法の施行の日から六月を経過した後及び加入者が次条第一項の規定により請求をした後は、この限りでない。

（債券の交付等）

第三十二条　公社は、公衆法の施行の日における構内交換電話の加入者又は専用者であつて、左の各号の一に該当するものに対しては、その請求により、債券（日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項の規定により発行する電信電話債券であつて、郵政省令で定めるものをいう。以下同じ。）を交付し、又はそれぞれ各号に規定する支払に係る設備を無償で譲渡しなければならない。但し、国が専用者である場合は、この限りでない。

一　昭和二十六年七月一日以後公衆法の施行前に、加入電話の増設機械たる交換機又はこれにより加入電話の回線に接続される電話機に係る改正前の電話設備費負担臨時措置法第五条第一項の規定による支払をした加入者

二　昭和二十六年十一月一日以後公衆法の施行前に、旧電信電話料金法別表二、第四類　専用電話に関する料金、第一　市内専用電話料、一　設備料のうち電話機若しくは交換機に関するものの若しくは五　機械種類変更料のうち交換機に関するもの又は、第二　市外専用電話料、三　端末設備料のうち電話機若しくは交換機に関するものの支払をした専用者

2　前項に規定する加入者又は専用者が公衆法の施行の日から六月以内に前項の規定による請求をしないときは、公衆法の施行の日から六月を経過した日に前項の規定による債券の交付の請求をしたものとみなす。

3　第一項の規定により交付すべき債券の額は、左の通りとする。

一　第一項第一号の加入者に対しては、その支払をした額（その加入者が公衆法の施行前に、その加入電話の増設機械たる交換機若しくはこれにより加入電話の回線に接続される電話機（以下「増設機械」という。）の一部について改正前の電話設備費負担臨時措置法第六条の規定による支払を受けたときは、改正前の同法第五条第一項の規定により支払つた額のうちその増設機械の一部に係る額を控除した額）

二　第一項第二号の専用者に対しては、その支払をした額から、電話機にあつては一個について四千円（構外からの引込線不要のものにあつては千五百円）、交換機にあつては公衆法第六十八条第二項の規定により公社が郵政大臣の認可を受けて定める料金であつて、その交換機と同一の種類の構内交換設備の装置の料金に相当する額を控除した額

（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金等の特例に関する法律の改正）

第三十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律

第一条中「電信電話料金法（昭和二十三年法律第百五号）」を「公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）」に改める。

第二条中「増設機械」を「構内交換設備、内線電話機、附属電話機若しくは専用設備の端末機器その他端末の設備」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一条の目的を遂行するためアメリカ合衆国の軍隊が設置する有線電気通信設備については、有線電気通信法（昭和二十八年法律第　号）の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の定めるところによる。

（旧法の罰則の適用）

第三十四条　公衆法及び有線法の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、第二条、第二十六条及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔成田知巳君登壇〕

○成田知巳君　ただいま一括議題となりました公衆電気通信法案、有線電気通信法案、並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に関し、電気通信委員会における審議の経過と結果の概要につき御報告申し上げます。

提案理由として政府の説明するところによると、有線電気通信に関する現行法令は、明治中期の制定に属し、今日の実情に適合しない点が多いので、新たに有線電気通信設備の設置に関する監督法規として有線電気通信法を、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社の電信電話サービス、料金、土地の使用等に関する基本的事項を規定するため公衆電気通信法を制定する意図のもとに、これら三法案を提出するというのであります。

本法案と現行法との相違点の詳細はすべて会議録に譲り、本委員会の審査にあたつて特に問題となつた点についてのみ御報告申し上げます。

その第一は、いわゆるＰＢＸの問題、すなわち構内交換設備の設置保存は、現在原則として公社の独占となつているのを改めて、加入者の自営を認めることとしたことであります。

その第二は、電信電話料金の改訂でありまして、すなわち本年八月一日より現行収入の約二五％、約百三十四億円の増収をはかるため料金の値上げを行い、その大部分を減価償却の不足及び設備拡充資金の一部に充当しようとするものであります。各種料金につきその概要を申し上げますと、市外電報料は基本料現行五十円を六十円とし、市内電話料金のうち、度数制局は、市内通話一度数ごとに現在の五円を十円に値上げするとともに、基本料についても相当額の引上げを行い、全体として約五割四分の値上げを行い、定額制局の使用料は平均二割七分を引上げることとなつております。また、市外通話料については、現行の待時区間の最低料金七円を十円とし、三百八十キロまでの区間についてそれぞれ十円ずつの値上げを行い、即時、準即時区間の料金も、現在は待時区間の普通通話料の約五割増しとなつているのを、さらに五割ないし八割増しに改訂するものであります。その他、公衆電話料、市外

専用料、電信専用料等もそれ〳〵大幅の引上げをすることとなつておるのであります。

まず料金改訂の問題に関する委員会の質疑応答について申し上げますと、政府原案に対しまして、第一に、電信電話設備の拡充に要する資金は、理論上からもまた従来の例からいつても、財政資金もしくは公募社債にその財源を求むべきであつて、その負担を料金値上げによつて利用者に転嫁することは誤りではないか、特に電信電話設備の過去における償却不足のおもな原因は、昭和九年以降十九年度までの間のみを見ても、通信事業特別会計は、時価にして三千億円以上の巨額を一般会計及び臨時軍事費特別会計によつて吸い上げられておつたというこの事実に基因するものであるから、今日国がその拡充資金を負担することは当然ではないか。第二に、第七十五回会提案の流産予算においては、政府は、資金運用部資金四十億円、公募社債百億円の建設資金が計上せられておつたにかかわらず、幾ばくの時日も経過していない今日、資金運用部資金四十億をまる〳〵削り、かつ公募社債を三十五億減じて七十五億円のみを計上して、他は料金値上げに転嫁したことは理解に苦しむ、第三に、料金値上げによる増収率は平均二割五分というが、度数制局があつては、使用度数のいかんにより、多きは七割、八割に達するものを生じ、一部加入者の急激なる負担増加を招くほか、政府みずから低物価政策に反してインフレ高進の原因を与えるものではないか等の諸点につき、各委員から政府当局に質疑が行われたのでありますが、これに対し、政府は、拡充財源を政府資金もしくは公募社債に仰ぐときは、将来元利払いが公社の経営収支を圧迫すること、起債市場の応募能力に限度があるとと、電信電話の拡充は現在の加入者にも利益をもたらすものであること、現在料金は一般物価の値上りより低位にあり、かつ国民生計費中に占むる割合も低いから、この程度の値上りは国民経済に著しい悪影響は及ぼさないと認める旨を答弁しております。

次に、構内交換設備、いわゆるPBXの問題について申し上げますと、元来PBXの建設保存を公社の直営としたのは、戦前これを加入者の自営にまかせた結果、工事の粗雑、保守の不統一等の欠陥を生じて、加入電話サービス全体に悪影響を及ぼした弊害を矯正したものであつて、再び加入者の自営を認めようとする政府原案は、過去の経緯を無視し、通信の統一性を破壊する改悪ではないかという質疑に対し、今回の改正は、PBXの工事を公社のほか民間業者にも行い得る道を開き、そのいずれに行わしめるかは加入者の選択にまかせる趣旨であつて、特に公社を除外したものではない、また、これによる弊害は、技術基準の設定、公社による民間工事業者の資格認定、工事検査の措置を法律で規定しているから、技術上の欠陥を生ずるおそれはないと認める旨を答えております。

かくして、委員会は、昨七月二十日ようやく三法案に対する質疑を終了したのでありますが、この一箇月にわたる審議の結果、各党委員において政府原案に修正を加える必要があるとの結論に達し、本二十一日、委員会の席上、公衆電気通信法案については、自由党、改進党、自由党三派共同修正案並びに日本社会党両派共同修正案が提出され、また有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案については、日本社会党両派共同修正案が提出され、改進党の齋藤憲三君及び日本社会党の松井政吉君が、それ〳〵修正案の趣旨の説明に当られたのであります。

以下、右修正案の要点について申し上げます。

まず、公衆電気通信法案に対する自由党、改進党、自由党三派の共同修正案は、料金改訂の内容に関する修正でありまして、利用者負担の急激な増高を緩和する趣旨をもつて、料金値上げによる原案増収率二五%を二〇%程度にとどめ、これによつて生ずる損益勘定から建設勘定への繰入額の不足約二十五億円は、本年度中において公募社債のわくを拡張して、公社が原案の裏づけとして行わんとする拡充五箇年計画初年度分の遂行を期しようとするものであります。

次に、日本社会党両派の共同修正案の主要点は二つでありまして、その一つは、PBXの加入者自営を無条件に認めることは、公衆電気通信事業のサービス低下を招来するおそれがあるという見地から、公社による設置が困難である等例外的の場合に限り、加入者の自営を認めようとするものであります。その二は、三派共同修正案と同じく料金改訂に関する修正でありますが、その趣旨とするところはまつたく別でありまして、電信電話設備の拡充資金は、原則として財政資金等の外部資金に依拠すべきであるから、料金値上げの幅は、適正減価償却を行つた結果公社の収支が均衡を得る限度にとどめなければならない。また、諸般の事情から、公社の企図する拡充五箇年計画は、これを六箇年に延長して施行することが適当であるという見地から算定をいたしたのであります。その結果、政府原案二五%、自改自共同修正案二〇%値上げに対し、社会党両派の修正案は一〇ないし一三%の値上げにおさつくよう措置したことであります。

以上、両法案に対する修正案の説明を終つたのでありますが、なお自改自共同修正案に関連して問題となりました重要な点を一言申し添えておきます。すなわち、三派共同修正案に関し、日本社会党委員から、修正案提出者及び政府当局に対して、日本電信電話公社の本年度予算に計上されている損益、建設、資本各勘定の収支は、すべて公衆電気通信法案の政府原案による料金額、すなわち二五%値上げを基礎としたものである、従つて、もし公衆電気通信法案の料金額に修正を加えるならば、当然公社予算にも、これに照応した修正を加えなければならない、しかるに、本年度公社予算は、政府関係機関予算としてすでに本院を通過しているのであるから、三派共同修正が成立するあかつきにおいては、法律と予算との不一致を来し、予算は架空の数字となり、予算の権威を著しく失墜するものではないか、また、政府は、この間の不一致は将来公社予算の修正によつて補正する意図であると言うが、補正予算の提出は不確定の事実に属するのみならず、少くとも補正の行われるまでは、前に述べた法律と予算との矛盾する状態は存続するものではないかとの質疑があり、これに対して、修正案提出者から、修正案と予算との不一致はまことに遺憾であるが、拡充五箇年計画を遂行する必要から、本法案の成立を期したため、やむを得ざるに出た結果であるとの答弁があり、また、政府からは、法律と予算との不一致は好ましくはないが、現行法制上往々にしてかかる事態を生ずる場合があり、これを防止するためには、将

昭和二十八年七月二十一日　衆議院会議録第二十五号　公衆電気通信法案外二件

四四八

来日本電信電話公社法第五十一条あるいは国会関係法規等も適宜改正する必要があるかもしれぬという答弁がありました。

委員会は、今二十一日討論を行い、自由党を代表して橋本登美三郎君、改進党を代表して小泉純也君、自由党を代表して中村梅吉君は、いずれも公衆電気通信法案に対する三派共同修正案、同じく修正部分を除く原案、有線電気通信法案、並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の原案に賛成、公衆電気通信法案、並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に反対の意見を述べられ、日本社会党を代表して原茂君、日本社会党を代表して松井政吉君は、いずれも公衆電気通信法案、並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する日本社会党両派共同修正案に賛成、公衆電気通信法案に対する三派共同修正案及び修正部分を除く原案、有線電気通信法及び公衆電気通信法案、及び有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に反対の意見を述べられたのであります。

委員会は、引続き採決に入り、順次可否を諮りましたところ、公衆電気通信法案に対する日本社会党両派共同修正案を否決、同法案に対する自由党、改進党、自由党共同修正案を可決、同じく修正部分を除く原案を可決、有線電気通信法案原案を可決、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する日本社会党両派共同修正案を否決、原案を可決いたした次第であります。

これをもつて報告を終ります。

（拍手）

○議長（堤康次郎君）　三案中、公衆電気通信法案及び有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の両案に対しては、柴田義男君外五名から成規によりそれぞれ修正案が提出されております。この際その趣旨弁明を許します。柴田義男君。

公衆電気通信法案に対する修正案

（柴田義男君外五名提出）

公衆電気通信法案に対する修正公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

第百五条第一項各号を次のように改める。

一　構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備であつて公社による設置が困難であるもの又は加入者の業務の性質上若しくは設備の構造上特殊の保存を要するもので、公社が定める基準に適合するもの

二　船舶に設置する加入電話の設備であつて、公社が定める基準に適合するもの

三　専用設備の端末機器その他の端末の設備であつて公社による設備が困難であるもの又は専用者の業務の性質上若しくは設備の構造上特殊の保存を要するもので、公社が定める基準に適合するもの

第百五条第二項を次のように改める。

2　公社は、前項各号の基準を定めるには、あらかじめ、郵政大臣の認可を受けなければならない。

別表第二を次のように改める。

第二　電話使用料（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）

料金種別	料金額	
一　度数料金制による場合		
イ　基本料		
単独電話及び構内交換電話（内線電話機及び構内交換設備を除く。）	一加入電話ごとに月額	事務用　住宅用
一級局	六百十円	四百六十円
二級局	五百五十円	四百二十円
三級局	四百九十円	三百八十円
四級局	四百三十円	三百四十円
五級局	三百七十円	三百四十円
六級局	三百十円	三百円
ロ　度数料	七円	二百六十円
二　定額料金制による場合	市内通話一度数ごとに	事務用　住宅用
イ　単独電話		
五級局	千六百円	千百二十円
六級局	千三百五十円	九百五十円
七級局	千百五十円	八百円
八級局	千円	七百円
九級局	八百五十円	六百円
十級局	七百五十円	五百三十円
十一級局	六百五十円	四百六十円
十二級局	百五十円	百円
基本額		
加算額	一加入電話ごとに月額	
ロ　構内交換電話（内線電話機及び構内交換設備を除く。）	普通加入区域内の関係線路百メートルまでごとに	二十四円
五級局	四十円	
六級局	二千四百円	千七百円
七級局	二千五十円	千四百五十円
八級局	千七百五十円	千二百円
	千五百円	千五十円

九級局	千三百円	九百円
十級局	千百五十円	八百円
〃十一級局	千円	七百円

備考

一　住宅用とは、加入者（法人たるもの及び第二十八条第二項に規定する加入者を除く。）がもつぱら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。

二　事務用とは、住宅用以外のものをいう。

別表第四を次のように改める。

第四　市外通話料（公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話による場合のものを除く。）

料金種別	料金額					
	毎三分又はその端数ごとに					
	下記以外のもの			第四十七条第二項の規定により公社が指定する地域相互間の通話		
				下記以外のもの		
一　普通通話料	市外通話地域	午後十時から翌日の午前六時までの間に請求に応じた通話	午後八時から翌日の午前七時までの間に請求に応じた通話	午後十時から翌日の午前六時までの間に請求に応じた通話	午後八時から翌日の午前七時までの間に請求に応じた通話	
	十キロメートルまで	十円	十円	十四円	十四円	
	二十〃	十五円	十五円	二十一円	二十一円	
	三十〃	二十円	二十円	二十八円	二十八円	
	四十〃	二十五円	二十五円	三十五円	三十五円	
	六十〃	三十円	三十円	四十九円	四十九円	
	八十〃	三十五円	三十五円	六十円	六十円	
	百〃	四十円	四十円	七十円	七十円	
	百二十〃	四十五円	四十五円	八十円	八十円	
	百六十〃	五十五円	五十五円	九十円	九十円	
	二百〃	六十五円	六十五円	百十円	百十円	
	二百四十〃	七十五円	七十五円	百三十円	百三十円	
	二百八十〃	八十五円	八十五円	百五十円	百五十円	
	三百二十〃	九十五円	九十五円	百七十円	百七十円	
	三百八十〃	百五円	百五円	百九十円	百九十円	
	四百七十〃	百二十円	百二十円	二百二十円	二百二十円	
	五百九十〃	百四十円	百四十円	二百五十円	二百五十円	
	七百〃	百六十円	百六十円	二百九十円	二百九十円	
	八百三十〃	百八十円	百八十円	三百三十円	三百三十円	
	九百五十〃	二百十円	二百十円	三百八十円	三百八十円	
	千〃	二百四十円	二百四十円	四百三十円	四百三十円	
	千二百五十〃	二百七十円	二百七十円	四百八十円	四百八十円	
	千五百〃	三百円	三百円	五百三十円	五百三十円	
	千八百〃	三百三十円	三百三十円	五百八十円	五百八十円	
	二千〃	三百六十円	三百六十円	六百四十円	六百四十円	
	二千四百〃	三百九十円	三百九十円	七百円	七百円	
	二千四百キロメートルをこえるもの	四百二十円	四百二十円	七百六十円	七百六十円	
二　至急通話料		普通通話料の二倍	普通通話料の二倍	普通通話料の四倍	普通通話料の四倍	
三　特別至急通話料		普通通話料の三倍	普通通話料の三倍	普通通話料と同額	普通通話料と同額	
四　第四十九条又は第五十条に規定する通話の市外通話料		普通通話料の三倍	普通通話料の三倍	普通通話料と同額	普通通話料と同額	
五　定時通話料		普通通話料の四倍	普通通話料の四倍	上記の料金額と同額	上記の料金額と同額	
六　予約通話料（予約の期間が一月未満のものに係るものを除く。）		普通通話料の九十倍	普通通話料の九十倍	（月額）上記の料金額と同額	（月額）上記の料金額と同額	

昭和二十八年七月二十一日　衆議院会議録第二十五号　公衆電気通信法案外一件

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する修正案（柴田義男君外五名提出）

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する修正

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の一部を次のように修正する。

第三十二条第一項本文中「その請求により、」及び「、又はそれぞれ」を削り、「第三項」を「前項」に改め、第三項を第二項とする。

号に規定する支払に係る設備を無償で譲渡し」を削り、第三項中「第一項」を「前項」に改め、第二項を削り、第三項を第二項とする。

〔柴田義男君登壇〕

○柴田義男君　ただいま議題となりました公衆電気通信法案に対する修正案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する修正案に関して、提案の趣旨並びに内容を御説明いたします。

公衆電気通信法案外一法案は、わが国電信電話のあり方を規律する根本法規として、日本社会党といたしましても

これに重大な関心を寄せ、本委員会における審議の過程を通じて、あらゆる角度から検討を遂げたのでありますが、その結果として、公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の二つについては、その一部に修正を加える必要を認め、両派社会党提案としてここに本修正案を提出いたした次第であります。

まず、公衆電気通信法案に対する修正案について申し上げます。

修正の内容は大別して二つとなるのでありますが、その一つは、公衆電気通信設備の利用者による設置に関する第百五条第二項及び第三項の修正であります。すなわち、原案第百五条第一項の規定によれば、構内交換設備及び内線電話機等、いわゆるPBXと称せられるもの、船舶に設置する加入設置、専用設備の端末機器等の設置は、加入者または専用者がみずからこれを行うことを妨げないことになつているのでありますが、電話は神経系統といわれるごとく、機械の設置、保守、運営は一貫性をもつて行わなければ神経全体が統一して働かないのでありまして、PBXはあくまで加入電話の延長であり、電電公社の電話系と一体をなして公衆電気通信設備を構成するものであります。ゆえに、その設置、保存を加入者にゆだねる結果、PBXの建設保存の工事に欠陥を生じた場合は、ただちに公衆電話事業に悪影響を及ぼし、サービスの低下を来すおそれがきわめて大きいのであります。事実、戦前PBXの設置保存を無統制に民間業者にゆだねておつた時代の実績は、このおそれが決して単なる予測ではないことを証明しているのであります。よつて、本修正におきましては、大体現行の電信法付属の省令の規定に準拠し、PBX等の設備であつて公社による設置が困難であるもの、または加入者もしくは専用者の業務の性質上もしくは設備の構造上、特殊の保存を要するものについて公社の定める基準に適合する場合に、例外的に加入者または専用者による設置を認めることとし、かつ、第二項を改めて、これらの基準を定めるにはあらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならないこととしいたした次第であります。

その二は、電話使用料及び市外通話料に関する公衆電気通信法を別表のごとく修正いたしたのであります。原案におきましては、現行電信電話料金収入の約二五%の増加をはかるため、本年八月一日より各種料金の大幅値上げを実施しようとしております。すなわち、電話使用料につきましては、度数制局においては、市内通話毎月六十度数を越える一度数ごとに現行の五円を十円とし、基本料、度数料の合計額において平均約五四%を引上げるとともに、均一制局の定額料金は平均約二七%、市外通話料は平均三一%に及ぶ値上げを行おうとするものであります。かような大幅の値上げを行わなければならない理由として、当局の説明するところは、電信電話拡充五箇年計画実施に要する所要資金の一部にあてるため、損益勘定に多額の繰入れをする必要を生じたというのでありますが、元来電信電話のごとき企業の拡張資金は、財政資金の融通または公債発行によつて調達するのが常道であり、また、わが国電信電話事業創始以来最近に至るまで、この方法をずつと継続し来つたのであります。また、特にこの際注意を喚起しておきたいことは、昭和九年通信事業特別会計が設置されて以来、昭和九年より昭和十九年までの間、国民大衆の最大の犠牲のもとに行われた日支事変から太平洋戦争に至る侵略戦争におきまして、その財政的裏づけとして十二億三千四百万円余、今日の金に換算すれば、三千億になんなんとする莫大な金額を、本特別会計から、一般会計、特に臨時軍事費に納入しているという事実でありまして、昭和九年以前の分を合算すれば、この額はさらに増大するのであります。今日問題となつている電信電話設備の過去における償却不足の最大の原因は、一般会計が電信電話特別会計からその収益の大半を搾取したことにあるのであります。その償いとしても、電信電話の拡充資金はその大部を低利なる財政資金の供与にまつべきは当然であります。よつて、日本社会党としては、電信電話の拡充整備はけつこうであるが、その資金は大部分財政資金にまつべきであつて、料金値上げによる利用者にこれを転嫁するがごとき政策に反対するものであります。

よつて、本修正案においては、おおむね公社が適正なる減価償却を行つて、損益収支の均衡を得る程度を目途として増収を算定し、これを各種料金に配分して値上げ率を定める方策をとつたのであります。また、政府原案は、電信電話拡充五箇年計画を基礎としておりますが、財政資金の状況、社債公募に対する金融市場の情勢等より察して、七十万個の加入電話、百十八万キロの市外電話線、七万五千キロの市外専用線を五箇年に建設することは無理があるという見地から、本修正案の基礎をなす拡充計画は、五箇年計画を六箇年に延長したものを用いたのであります。以上のような見地から、各種料金に配分した値上げ率については、お手元に配付いたした修正案の通りでありますが、少しく説明を加えますれば、市外電報料及び公衆電話料については原案に修正を加えておりません。度数制使用料においては、原案の一箇月六十度までは基本料に含まれるという最低度数料制を捨て、度数料は一度につき原案十円を七円に修正するとともに、基本料は事務用、住宅用にわかち、級別に応じて適当に定め、また均一使用料は度数制局と均衡をはかつて、それぞれ料金額を設定いたしたのであります。次に市外通話料におきましては、待時区間につき二十キロから三百八十キロまでの各区間の料金引上げ額原案十円を五円にとどめ、八十キロを越える区間の夜間通話の料金の逓減については、原案では、即時、準即時区間のみを認めようとするのを改めて、待時区間についても夜間割引制を設定したのであります。

以上をもつて公衆電気通信法案に対する修正案の説明を終ります。

次に、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する修正は、第三十二条の債券の交付等に関するものでありまして、先ほど申し述べました公衆電気通信法第百五条の修正に関連して、原案に規定のあるような設備の無償譲渡を必要とする場合を生じないこととなりますので、これに関する規定を削除し、かつこれに伴う所要の修正を加えた次第であります。

これをもつて修正案の説明を終ります。何とぞ全会一致をもつて御賛成あらんことを望みます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　討論の通告があります。順次これを許します。廣瀬正雄君。

［廣瀬正雄君登壇］

○廣瀬正雄君　ただいま議題となつております有線電気通信法案、公衆電気通信法案、並びに有線電気通信法及び

公衆電気通信法施行法案に対しまして、私は、自由党、改進党及び自由党の三派を代表いたしまして、ただいま委員長より報告のありましたところに賛成し、有線電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の二法案は政府原案に、公衆電気通信法案は自由党、改進党及び自由党の三派共同修正案並びに同修正部分を除く政府原案に賛成し、日本社会党両派提出の修正案には反対するものであります。

この三法案は、去る第十五国会に提出せられ、審議未了となつたものでありますが、前国会において修正せられた事項を改めるとともに、減価償却費の不足及び設備拡充資金の一部を補うため料金別表に改訂を加え再提出されたものであります。

まず、有線電気通信法案につきましては、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与することを目的としたものでありますが、電気通信の利便を広くするため、有線電気通信設備の設置及び使用については、でき得る限り自由にすることを建前とし、ただ日本電信電話公社または国際電信電話会社が行う公衆電気通信業務の専掌を侵されることのないようにするために、多少の制限を設けてあるのであります。その他手数の簡略化、技術基準の設定、妨害損傷の防止等について規定が定められたのでありますが、この法律は、有線電気通信設備の設置、使用に対する監督規律の法規として必要なものであり、政府原案を妥当と認めるものであります。

次に、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案につきましては、有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行期日を定め、この二つの法律の施行に関し必要なる経過的措置を定め、かつまた関係法令の改廃を行わんとするものでありまして、これまた当然の措置と存ずるのであります。

次に、公衆電気通信法案につきましては、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が、迅速かつ確実なる公衆電気通信サービスを、合理的な料金で、あまねくかつ公平に提供することによりまして公共の福祉を増進せんとすることを目的としたものでありますが、幾多の論点が存するのであります。

まず第一に、この法案の料金改訂の前提となつている日本電信電話公社の電信電話整備拡充五箇年計画がはたして妥当であるかどうか、五箇年をもつて二千七百七十二億の巨額の資金を要するこの計画は、日本の他の継続的な年次計画事業と比べましてあまりに厖大に過ぎるやいなか、国力にマッチしているかどうかという疑念が一応持たれるのであります。しかしながら、私どもといたしましては、電信電話が、社会の神経系統として国民生活に多大な関連を持ち、事業、産業の動脈ともなつておる重大な使命を有するものであるにかかわらず、わが国の電信電話がその普及状況において世界の第二十二位にあり、あるいは通話が輻湊いたしまして、通話完了率はまことに低く、かつ待合い時間は長時間にわたり、さらに電話架設の申込みは殺到しているにかかわらず、架設数は寥々たるもので、その需給はきわめて貧困であります等の現状は、一日もすみやかに打開しなければならないのでありまして、従来のごとく保守改善すら十分でなく、しかも弥縫的、場当り的であつたところの方策を捨てて、施設の整備拡充、発展飛躍のために長期な計画をもつて推進し、文化の利器を国民に普及させ、産業の興隆に寄与することは当然であるのでありまして、五箇年間の主要工程として、加入者を七十万個増加せしめ、市外電話線百十八万キロ、市外専用線七万五千キロを延長せんとするこの計画は、厖大に過ぎるとは申しがたいのであります。

第二に、施設整備拡充の建設資金に、電信電話料金の値上げを含む損益勘定から本年度七十六億円を初め、五箇年間に合計六百九十八億円を繰入れることになつておりますが、これは不合理である、この建設資金はその性質上公募債券または政府借入金をもつて充当すべきであるとする説があるのであるのを持つておるのであります。そうして、これが実行できるとすれば、料金値上げは一割余で押えることが可能であるのであります。しかるに、かかる方策は、本年度のみはその措置をとり得るといたしましても、明年度以後は元利金の累積によりまして運営至難に陥り、整備拡充は事実上不能に終るものと思われるのであります。のみならず、建設資金中には施設の改良と新規建設の二つの費用を含むものでありまして、改良はもとより、新規建設といえども、既存の加入者もまたその利便を享有するのでありますから、料金値上げの一部を建設資金に充当することはやむを得ないと思うのであります。しかしながら、つとめて損益勘定から建設資金への繰入れを減額するの必要があり、かつまた本年度は政府借入金は全然考慮されていないのはまことに遺憾と思うのでありまして、建設資金につきまして向後政府借入金の獲得、公募債券の発行に、郵政省、電電公社は格段の努力が必要と思うのであります。

第三に、施設拡充の資金は、現在の電話市価等にかんがみ、もつぱら加入者引受債券の増発に依存すべきであるとの意見もあるのでありますが、社債の増発には、大都市はとにかくといたしまして、地方におきましては漸次消化困難を加えるものと考えられ、五箇年計画の遂行がこれによることは不可能と思われるのであります。のみならず、電話架設の費用は、つとめて低廉に向わしむべきことが文化諸国の趨勢と存ずるのであります。

第四に、電報電話料金の値上げについては、低物価政策に反し、コスト引下げに逆行するものであるとなす説があるのであります。これは最も尊重すべき見解でありまして、私どもにおきましても、電報、電話料金の値上げが一般物価に与える影響を考慮し、産業、貿易の振興に支障あることを憂え、ことに中小商工業者の利益を擁護するために、値上げについては慎重に考究を加えたのであります。しかるに、施設の整備拡充のためには、つとめて値上率を抑制しつつ、幾らかこれを行わざるを得ないであろうとの結論に到達したのであります。しかも、他面電信電話の普及によつて、事業、産業の合理化が進み、むしろこれによつてコストの引下げが招来されることも考えられるのであります。

第五に、以上のごとく、電報、電話料金の値上げがやむなきものといたしましても、その値上率が政府原案のごとく平均二割五分ということはあまりに高きに過ぐるものであり、また種目によりましては不均衡、不適当なものがありますが、これを委員長報告のごとく修正し、平均二割の値上にとど

め、かつ各種目の料額も改変することが妥当と思われるのであります。わけても、開設料の現行五円を十円に値上げせんとする原案を七円に抑え、また市外電話料において夜間、早朝の割引制を設けることに修正したことは注目に値するものであります。

第六に、ただいま申しましたごとく、法案の別表を修正いたしますれば約二十五億円の減収となります。かくては、電信電話拡充五箇年計画の実行は不可能となるのでありますが、電電公社におきましては、今回の一般会計予算の行政費節約に準じて事業費の節約を行うべきであり、また企業の合理化についても、格段の配意をもつて経費の捻出に努めなければならないのであります。しかしながら、それをもつてしてもなお足らないことは明らかでありますので、委員長報告の通り、もはや予算は本院を通過後でありまして、衆議院の修正は不可能でありますので、電気通信委員会において、郵政大臣、大蔵大臣、電電公社総裁が言明しましたごとく、後日、本年度必ず早い機会に、補正予算等において、公募債券の発行限度額七十五億円を百億円に増額修正する等の措置を講ずべきものであります。これを条件に賛成するものであります。

第七に、料金と並んで大きな論点となりましたものは、第百五条の「構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備」を「加入者又は専用者が行うことを妨げない。」という条文でありまして、いわゆるPBXの民間業者施行の許容ということであります。これにつきましては、一部において、施行の一貫性や公社業務の縮小等を憂慮いたしまして、反対の意見を主張するものがあるのでありますけれども、技術基準の設定、施工者の資格認定、工事検査の励行、公社サービスの向上、積極化によつて、それは杞憂にすぎないものと思われ、わが国は電話創設以来すでに民間施工を続け、終戦後占領軍の指示により停止しておりますものを再び復活するにすぎないのであります。かかる見地から原案を適切と認めるものであります。

以上、公衆電気通信法案につきまして各種の見解、議論の存するところを述べ、あわせて改進党、自由党両派の共同修正案及び同修正部分を除く政府原案に賛成の理由を明らかにしたのであります。

次に、社会党両派提出の修正案につきましては、第一に、この案によりますれば平均一割三分程度の料金値上げになるようでありますが、料金値上率は低きほど好ましきものであることはもちろんでありますが、この案をもつてしましては財政借入金、債券発行多額に上つて、その元利金支払いに迫われ、とうてい電信、電話の整備拡充計画は実行不能に陥るのであります。のみならず、そのしわ寄せは従業員に及び、将来従業員の身分、給与等に多大なる影響なきやを憂えるものであります。

第二に、修正案は五箇年計画を六箇年計画に一箇年の延長を行わんとするものでありますが、計画の内容を検討いたしますれば、かかる工程の整備拡充は五箇年で完了すべきが当然と思われ、かつまた一年早ければ早いだけ、事業合理化、経済化のためにも妥当と思われるのであります。

第三に、公衆電気通信法案第百五条に特に制限を設けんとしているのでありますけれども、さきに述べましたように、施工を民間に開放する半面、技術基準、資格認定、工事検査等によつてその弊を慎えば、何ら支障なきものと思われ、また政府原案は、公社の施工を排除するものではなくて、民間業者と公社と並んで、よい意味の競争をせしむるものであり、さらに、本件につき最も発言権を有すべき施設者自体において自営を希望していることを思えば、原案を可とすべきものと認められるのであります。

第四に、施行法案に対する修正案は、第三と同様の理由により、特にその修正の要なきものと認めるものであります。

以上の理由によりまして、私は、まことに遺憾ながら、社会党両派提出の修正案に反対せざるを得ないのであります。（拍手）

終りに、右三法案に関連し、私の希望いたしたいことは、第一に、電信電話の整備拡充計画は、採算主義に立つて大都市偏重に陥らないことが望ましく、地方僻地に至るまで文化の利器を普及せしむべきであると思うのであります。第二に、国際電信電話会社は本年四月に発足したものでありますが、収益の確保せられた、しかも国際通信という特殊の業務を日本電信電話公社が離脱せしめたことは、まことに理不尽と思われるのでありまして、将来あらためて検討せられたいのであります。第三に、日本電信電話公社の電線及び機器の発注は、大業者のみへの随意契約により、また中間検査等の雑費に多額を要していると聞いているのであります。これらは経営の合理化に立つて将来考慮改善すべきことであると思うのであります。第四に、公社は、従業員についても考慮すべき幾多の点を持つていると思うのであります。施設の拡張に伴い、新規採用を抑制し、また管理要員から現場要員への切りかえをすみやかにする等は、きわめて必要であると思うのであります。第五に、今回公務員の給与ベース勧告が行われたのでありますが、公社におきましても、当然今後従業員のベース・アップその他待遇改善の必要に迫られるものと思われるのでありますが、その資金は重ねて料金の値上げによることは至難と思われますので、企業の合理化、冗費の節約については一層の努力を払い、経費の捻出を心がけてもらいたいのであります。第六に、公社の電話交換サービスについては、あるいは市外通話数不正確とか、あるいは応答不親切とかの非難がかなり強いのでありまして、格段の改善が願いたいのであります。

以上をもちまして私の討論を終ります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　原茂君。

〔原茂君登壇〕

○原茂君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になつております公衆電気通信法案、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案等について、原案並びに自由党、改進党、自由党の共同修正案に反対し、両派日本社会党提出にかかる修正部分について賛成の理由を明らかにしたいと思うのであります。（拍手）

まず、構内交換設備、すなわちPBX等の利用者による設置でありますが、そもそも日本電信電話公社法の制定が、わが電気通信事業をして従来その経営に加えられていた官庁的な制約から脱却せしめ、事業の公共性を発揮するとともに、企業性を高揚することによつて施設の拡充をすみやかにし、サービスの向上をはかり、国民の電信電話利用の便益を真に増進することを目的として行われたことは御承知の通りであります。従つて、在来、公社直営をもつて建設し保存して参りました

BPXのごときは、いよ〳〵ますま〳〵その手によつて改良拡張の方途を講じ、この方面のサービスの改善に努力すべきであることは当然の条理であります。ことに、PBXは加入電話の延長であり、加入電話系と一体をなし、公衆電気通信設備を構成する関係にあるものでありますから、これが建設保存を加入者にゆだねることは、ただちに公衆電話事業に影響を及ぼすことになり、その結果として、事業の円滑なる運行をはばみ、サービスの低下を来すことの必然性は、過去における加入者自営当時の実績に徴しても明らかに認められるものであります。あるいは監督の規定をもつてこの弊害防止に備えるというがごとき、まつたく冗費をあえてしてばからざるものということができるのであります。すなわち、利用者自営の例外範囲は、少くとも現行程度にとどむべきであつて、これを拡大することは、公社の使命にもとるものであり、われ〳〵の絶対にくみすべからざるものであります。（拍手）

次は料金の値上げでありますが、思うに、公社の事業の企業性は、その公共性の充足を前提といたしまして初めて発揮せらるべきものであり、独立採算主義をとるにいたしましても、公社の事業設備の由来、ないしは資産構成の経過を顧みまして、国営の手を離れたといいましても、その事業経営については、政府は依然重大なる責任を負うべきものであります。さきに第十五国会に提案された値上げは、増収率一割であり、それにより拡充五箇年計画の遂行を可能としたものでありますが、爾来僅か二、三箇月を経過したにすぎない今日、俄然二割五分増収を同様計画遂行のため必要とするというのであります。しかも、その間の理由といたしましては、政府借入金及び公募債券による資金調達の予定を、料金値上げによる増加収益に転換したことに見出されるのでありまして、不合理もはなはだしきものと言わざるを得ないのであります。（拍手）本来、建設資金の調達を利益金の繰入れにまつがごときは、経営経理の常道でないのでありまして、それにはおのずから限度があるのであります。原案が、国民負担の急激なる増加を顧みず、五箇年計画において所要資金の二割五分以上を収益繰入れに予定するがごときは、まことに暴挙ともいうべきでありまして、われわれのとうてい是認し得ないものであります。（拍手）

わが国の電気通信事業が、創業以来その収益より多額の一般会計繰入れを行い、昭和九年通信事業特別会計設定後において通計せられるもののみでも、一般会計及び臨時軍事費特別会計繰入金総額十二億三千四百五十四万円に上り、通貨価値よりいたしまして、今日の約三千億ないし四千億円に上るのでございます。従つて、公社の現有事業設備、現在資産の構成というものは、まつたく利用者負担の累積にほかならぬものと言つても過言ではないのであります。さらに、さきの国際電信電話株式会社設立の当時、額面より当然上まわつた金額で売れるべき株券を、当局の何らかの思惑のもとに額面通りに配付したことは、公社が当然受け得べきであつた資金を得させなかつたことを意味し、公社の経営を苦しくさせまして、原案のごとき値上げを必要とする大きな理由ともなつたのであります。なお、さらに前述のPBXは、現在の公社収入における唯一の黒字財源となつておるものでありまして、これをさらに民営に移すがごときは、これまた公社経営を悪化させる積極的理由となりまして、ここに積年にわたる料金政策の過誤及び無策が見出されまして、政府の無責任を糾弾せざるを得ないのであります。（拍手）

なお、さらに政府の料金値上げに対する説明によりますと、電話は一般国民の何十分の一しか利用していないものでありますから、一般国民大多数には料金値上げをしても大した影響を与えることはなかろうと主張いたしておりますが、われ〳〵はこの考え方に断じて同調できないものであります。すなわち、進んで一般国民大衆がこれを自由に利用でき得るよう、電話設備を一刻も早く拡張設置すると同時に、料金を安くするということを前提条件としながら、公共の福祉増進を究極の目的とする考え方こそ、公共事業に対する本質的な考え方であり、ここにこそ公社としての存在理由があると信ずるからであります。

さらにまた、原案におきましては、電話の加入権は公社の承認なくしては譲渡できず、また質権設定が禁止されておりますが、今日の電話利用者の大多数を占める中小商工業者の金融難打開のための唯一の低金利融資の担保物件として、これが使用を中小商工業者は鶴首いたしておるにもかかわらず、これが一方的に禁止されておりますが、この電話加入権は私的財産権であることは、大審院の前例に照しても明白な事実であります。しかるに、自由主義経済をモットーとする自由党内閣において一特別法による私的財産権の侵害は、自由経済の基調となる私有財産制度を否定することになると申しても過言でないと存じます。（拍手）まして、占領政策の行き過ぎ是正を呼号する政府が、占領下におけるかかる悪法をそのまま今日存置するがごときは、怠慢もはなはだしいと言わざるを得ないのであります。（拍手）ここにおいて、政府は、今やあるべき正常の態度に立ち返り、産業、経済その他あらゆる国民活動の基盤であり、拡充整備を焦眉の急務とする公衆電気通信施設のために、最善の財政的措置を講ずべきであります。

次に、自由党、改進党、自由党三派共同修正案について申し上げますが、三党は、利用者大衆の反撃に押されまして、これを表面だけ糊塗するために、わずかに原案より三、四パーセント引下げた料金値上案を共同修正として提出して参りましたが、その値下分三、四パーセントを補うために、公募債券二十五億円の増額を財源として出して参りまして、これを来るべき補正予算に組んでおるのでありますが、かくのごときは、米の生産者価格引上げに伴う財政負担の増大分約百億円がこの秋にはいずれまた補正予算に組み込まれようとし、さらにまた保安庁経費の削減されたうち百二十四億円も予算外契約となつている一方、もしMSA援助が今後適用されるならば、これに伴う防衛費の国内負担が増加され、昭和二十九年度の保安庁費の増大が当然予想されておるとき、これらを通観してみますと、すべて財政規模の大膨脹を来し、インフレへの誘因となることは疑う余地のないところであると存じます。同時に、本修正案による料金値上げは、ほとんど政府原案とかわりなく、値上率一〇％を上まわるものでありまして、中小企業における実値上率は原案二五％を上まわるものさえ多くなること必然であります。ただ一点わが党案に同調して参りまして、度数料を七円にしてはありますが、基本料その他における値上案のあやまてる基本

精神はまつたく政府原案と軌を一にするものであり、特に与党たるの責任をも顧みず、一昨日通過せる予算案には二五%の値上げと七十五億円の公募債券による財源措置をもつてし、本日提出の自由党、改進党、自由党の共同修正案には二〇%値上げ及び百億円の公募債券による措置を織り込みまして、これを将来の不確定の補正予算に求むるがごとき暴挙をあえてし、多数の力をもつて国会運営の常道を踏み破らんとするものであり、今や修正予算案等に見られるがごとく、政党政治の本道を踏みはずした自由党と、最近顕著にその傾向を現わして参りました招かざる与党となつた改進党の、まさに国会民主化に逆行する本修正案に対しましては、断固反対の意を表するものであります。（拍手）

これに反しまして、わが日本社会党共同提案にかかる修正案におきましては、これらの違法性と、あやまてる基本精神を正し、設備拡充資金の利用者負担を排除し、わずかに純経営上の赤字と設備改良資金の一部とをのみ料金一割程度の値上げに求めまして、これに基き料金の種別、金額の均衡を得た配分をいたしたものであり、その他の建設資金は、さきに提案せる日本社会党両派共同組みかえ予算案に見られるごとく、インヴェントリー・ファイナンスより産業投資に振り向けた百六十億円のうちより政府の責任において運営善処されることを期待したものであり、しかも、特定者のみが利用しつつある電話を、一日も早く全国民大衆の容易に利用し得るものたらしむる筋を通されている点にかんがみ、満腔の賛意を表するものであります。

以上、簡単でありますが、わが党両派共同提出の修正部分に対する賛意を表明いたした次第であります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　松井政吉君。

〔松井政吉君登壇〕

○松井政吉君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました公衆電気通信法案、有線電気通信法案並びに両法の施行法案に対しまして、委員長報告に反対をし、両派社会党の修正案に賛成するの意見を述べるものであります。（拍手）

まず第一に、公衆電気通信法案に対する反対の意見から申し上げます。

御承知のように、公衆電気通信法の構成は、立法技術としてまことに拙劣なものであります。公社法に基いて公社が業務の運営を規制する部分が一部、さらにPBXのごとく所有権、占有権、保存権等あらゆる混同を起すがごとき所有権の移転、移動に基くものが一部、さらに料金値上げの別表がつきまして法律の改正をいたしておるのでありますが、これは御承知のように、今度の国会に提出されますのが四回目であります。この四回の国会の議論を通じて、法律技術として、かかる天地のごとく異なれる内容を一つの法律に盛ることは、はなはだ審議にさしつかえが起るではないかという議論をされて参つたのであります。しかるに、三回も国会で流産になりました法律案の法案体系をそのまま今国会に提出して参りました政府の考え方について、われ〳〵は承服ができないのであります。

さらに、その内容とする点につきまして、国際電気通信関係はただいま民間の経営と相なつております。民間の経営になりましたので、電気通信事業がこま切れにされまして、一番もうかる部分を民間で行い、もうからないで建設を必要とする部分が公社に残つているのであります。その結果、今回の値上げの赤字建設に必要なる資金が加入者の負担となつて、べらぼうな料金値上げの加入者負担と相なつているのであります。国際電気通信関係の民間経営を今日行つておりますけれども、われ〳〵は、前国会において態度を表明した通り、電気通信事業の、しかも外交上あるいは貿易上重要なる国際関係の通信を民間の経営にまかせ、利益の一番多い通信関係の事業を民間にまかすということについては、今日なおわれ〳〵は強く反対をいたしておるのであります。（拍手）

さらに、PBX、すなわち構内交換設備、内線電話機専用設備、端末機器等の設備改良及び建設を民間の加入者が自由にできるように法律案はつくられているのであります。私は、電気通信事業は一体をなして、一つの公社が立体的に経営をし、国民全体利用の立場に立つて、公共的立場を維持しなければならないものでありますから、一部分は民間に、あるいは設備の所有権、占有権は民間に、保存権は公社が持つがごとき複雑怪奇なる経営を行おうとするPBXの民間開放には反対であります。

さらに、料金の問題について申し上げますならば、前国会に提出されたときには、御承知のように一割値上げでありまして、八十億円の増収によつて、二十億円を建設改良にまわそうという考え方であつたのであります。わずか前国会と今国会の間、三、四箇月の間に、政府が建設資金として予定されておりました前国会当時の預金部資金の四十億円は削られ、一割値上げが総体の二割五分となつてはね上げられたのであります。その結果、現在電話加入者に対する負担が非常に重くなるとともに、政府は財政金融面から公社を見放した形と相なつたのであります。公共的事業であり、独占事業であり、公社組織である限り、政府が財政金融政策からも見放すべき企業体ではございません。さらにまた、政府が財政金融の責任を負うとともに、国民全体に対して監督の責任を負わなければならないのは公社法の建前であります

から、今度の料金値上げから来るところの影響は、民間の悪い経営形態が流れ込んで参りまして、利益追求の方向に走る危険性が存在すること、さらに、現在の加入者に厖大なる負担をかけながら新しい建設をやろうとする不合理があること、さらに、減価償却の面、建設資金の面、及び利益のあるものは離し、民間に設備を分断して、こま切れにして、もうからない部分の公社経営は加入者の負担にまかすというがごときものの考え方から割出された別表料金の条項については断じて承服ができないことを明らかにいたしておく次第であります。（拍手）

さらに、有線電気通信法について申し上げますならば、有線電気通信法の中には国際通信に関する条項がかなり多く盛られており、民間における国際通信の会社と公社との間における技術上のあるいは基準上の国家の立場における国際通信の秘密に関する諸問題すべてが織りまぜられておりますので、われ〳〵は、国際通信の公社に反対をし、電気通信事業は国内国際を通じて一体の公社が行うべきであるという建前から、有線電気通信法についても反対をいたします。さらに、両法案の施行法案でありますが、これは百五条、PBXの関連事項、国際電電会社の関連事項等の関係から、施行法案についても反対の意思を表明せざるを得ないのであります。

さらに、自由党、改進党並びに自由党三派修正の料金の問題について意見を申し上げますならば、この三派の共同修正案によりますと政府原案よりも二十五億円の減収となり、その二十五億円の減収は、衆議院においては予算が通過をいたしておる、ところが通過した予算には原案通りが盛られておりますから、二十五億円の処理を提案者はお考えになつて提出をいたしたのかとお伺いしたところ、それは提案者が考うべきではなくて政府がやるべきだとお答えになつた。政府に対しまして、二十五億円は一体どのように処理をするのかという質問をいたしましたところ、当然初めのうちは何らかの方法で処理したいとおつしやつた。さらに、何らかの方法とはいかなるものかと言いましたところ、たとえば公募社債、預金部資金等の二つの方法があるが、それについてはまだ考えておる、追い込められて、次期国会に補正予算という答弁をなさつたのでありますが、ただ、その二十五億円の問題の扱い方についてわれ〳〵が指摘をいたしましたのは、公社法の五十一条であります。これは公社の予算に関する取扱いをきめておる条文であります。さらに財政法二十九条並びに三十条、この予算と法律の関係についてお伺いをいたしましたところが、政府の答弁は、そういう法律上の問題になりまするならば、公社法、財政法の法律の不備だとおつしやる。もし法律の不備だというならば、二十五億円の処理の前に、政府みずからが法律の不備を認めるならば、法案の改正をなすのが当然であります。（拍手）そういう考え方で、少くとも財政法上の問題、公社法の原案の問題並びに予算との裏づけは不明瞭きわまるものが残つておるのであります。しかも、衆議院は予算が通過いたしましたが、参議院においては審議中であります。その審議中において善処する方法があるではないかとわれ〳〵は質問いたしましたが、やはり次期国会の補正予算ということでございました。われ〳〵は、少くとも修正案が出されて予算との食い違いが生じた場合には、公社の場合は公社法の予算に関する条項を遵守し、予算については財政法の規定を尊重することが国家財政の建前でなければならないと考えるのであります。（拍手）この修正案を提出した三派の方々の無責任な考え方と、政府のおざなりの答弁で、この修正がごまかされたということについては、将来の国会運営について暗影を投じたものと考えられるのであります。（拍手）

さらに、第二点につきましては、三派の修正案の内容につきましては、料金がきわめて加入者に対して不均衡を生じております。要するに、度数料についてはわが党の一割から一割三分案の七円にして、基本料金、市外通話に多くの負担がかけられましたので、加入者の中における料金の不均衡が行われておることであります、改進党の諸君が修正案作成について御苦労なさつたことについては敬意を払いますが、政党内閣の政府を構成しておる自由党が、これに賛成をして共同修正はしたが、二十五億の問題と料金不均衡の問題につきましては、ほおかむりをしようとする態度については、断じて承服できないことを明らかにしておきたいのであります。このような見地に立ちましての両派社会党の修正点は、先ほども同僚議員から申し述べられましたが、PBXの問題、さらに料金の問題については、公社全体の運営と、公共企業体であることと独占企業である建前を貫きまして、党利党略を抜きにした国家的見地に立つ修正案であります。従いまして、党利党略、さらに輿論に押されて、おざなりの修正をした三派修正に反対をせられて、両社会党修正に賛成せられんことを望みまして、私の討論を終ります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　これにて討論は終局いたしました。

まず、公衆電気通信法案に対する柴田義男君外五名提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）　起立少数。（「多数多数」、「少数」、「数えてみろ」と呼び、その他発言する者多し）よつて柴田義男君外五名提出の修正案は否決されました。

次に、公衆電気通信法案につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本法を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。（拍手）

次に、有線電気通信法案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

次に、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する柴田義男君外五名提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）　起立少数。（「多数多数」と呼び、その他発言する者多し）よつて柴田義男君外五名提出の修正案は否決されました。

次に、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

明二十二日は定刻より特に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

出席国務大臣

外務大臣　岡崎　勝男君
文部大臣　大達　茂雄君
運輸大臣　石井光次郎君
郵政大臣　塚田十一郎君
労働大臣　小坂善太郎君

出席政府委員

内閣官房長官　福永　健司君
大蔵政務次官　愛知　揆一君
文部省初等中等教育局長　田中　義男君
厚生政務次官　中山　マサ君
農林省農林経済局長　小倉　武一君
水産庁長官　清井　正君
通商産業政務次官　古池　信三君
中小企業庁長官　岡田　秀男君
運輸省航空局監理部長　翠沢　一男君
郵政政務次官　飯塚　定輔君
労働政務次官　安井　謙君
建設政務次官　南　好雄君

閉議を省略した報告

一、去る十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律

木船再保険特別会計法

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律

印刷局特別会計法等の一部を改正する法律

消防施設強化促進法

司法試験法の一部を改正する法律

少年法及び少年院法の一部を改正する法律

逃亡犯罪人引渡法

海上運送法の一部を改正する法律

輸出信用保険法の一部を改正する法律

一、去る十七日、内閣総理大臣から、電波監理審議会委員に飯野毅夫君及び松方義三郎君を任命したいので電波法第九十九条の三の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日人事院総裁浅井清君から堤議長宛、国家公務員法第二十八条の規定に基き、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告並びに同法第二十三条及び第六十三条の規定に基き、一般職の国家公務員の給与準則等を定める法律の案を受領した。

一、去る十八日堤議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

国家地方警察本部総務部長　柴田　連夫

一、昨二十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

公認会計士法の一部を改正する法律

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

国税徴収法の一部を改正する法律

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律

昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律

昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

一、昨二十日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は衆議院議員竹尾弋君が国立近代美術館評議員会評議員に就くことができると議決した旨の通知書を受領した。

よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨二十日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は公安審査委員会委員に挾間茂君及び広瀬豊作君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨二十日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は運輸審議会委員に太田三郎君及び松浦源君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

一、吉田内閣総理大臣から堤議長宛、去る十八日議長において承認した柴田連夫を昨二十日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十七日予算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事　荒木萬壽夫君（理事川崎秀二君去る十七日理事辞任につきその補欠）

一、去る十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

西村　榮一君　堤　ツルヨ君

人事委員　竹山祐太郎君

法務委員　寺島隆太郎君

文部委員　山崎　猛君

厚生委員

木村　文男君　安井　大吉君

堤　ツルヨ君　西村　榮一君

予算委員

倉石　忠雄君　鈴木　正文君

稲葉　修君　櫻内　義雄君

古井　喜實君　石山　權作君

武藤運十郎君　河野　一郎君

世耕　弘一君　青野　武一君

決算委員　齋木　重一君

議院運営委員

小澤佐重喜君　館　俊三君

懲罰委員　山田　長司君

一、去る十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

堤　ツルヨ君　西村　榮一君

人事委員　古井　喜實君

法務委員　木村　文男君

文部委員　安井　大吉君

厚生委員

寺島隆太郎君　山崎　猛君

西村　榮一君　堤　ツルヨ君

予算委員

小澤佐重喜君　水田三喜男君

三浦　一雄君　荒木萬壽夫君

竹山祐太郎君　青野　武一君

櫻井　奎夫君　根本龍太郎君

始関　伊平君　三鍋　義三君

決算委員　山田　長司君

議院運営委員

倉石　忠雄君　中村　英男君

懲罰委員　齋木　重一君

一、去る十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　帆足　計君

外務委員

島上善五郎君　池田　勇人君

水産委員

中村　清君　玉置　信一君

電気通信委員

玉置　信一君　中村　清君

予算委員

小澤佐重喜君　水田三喜男君

議院運営委員

倉石　忠雄君　渡邊　良夫君

一、去る十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　島上善五郎君

外務委員

帆足　計君　渡邊　良夫君

水産委員

玉置　信一君　中村　清君

電気通信委員

中村　清君　玉置　信一君

予算委員

倉石　忠雄君　鈴木　正文君

議院運営委員

小澤佐重喜君　池田　勇人君

一、昨二十日決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事　三和　精一君（理事福田喜東君去る九日委員辞任につきその補欠）

一、昨二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　牧野　寛索君　松田竹千代君
人事委員　荒船清十郎君　古井　喜實君
地方行政委員　三浦寅之助君　熊谷　憲一君
外務委員　宮原幸三郎君
大蔵委員　大久保武雄君
文部委員　南條　德男君
運輸委員　寄木　正君　木村　俊夫君
郵政委員　安藤　正純君　濱地　文平君
電気通信委員　中曾根康弘君
労働委員　伊藤　郷一君　三池　信君
決算委員　持永　義夫君

一、昨二十日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　宮原幸三郎君　濱地　文平君
人事委員　田渕　光一君　中曾根康弘君
地方行政委員　熊谷　憲一君
外務委員　大蔵委員　牧野　寛索君
文部委員　伊藤　郷一君
運輸委員　山中　貞則君　三和　精一君
郵政委員　持永　義夫君
電気通信委員　三池　信君　松田竹千代君
労働委員　大久保武雄君　安藤　正純君
南條　德男君
決算委員　荒船清十郎君　木村　俊夫君
寄木　正君　春日　一幸君

一、去る十七日水害地緊急対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事　生田　宏一君（理事遠藤寛君去る十六日委員辞任につきその補欠）

一、去る十七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

水害地緊急対策特別委員　池田　禎治君

一、去る十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

水害地緊急対策特別委員　木下　郁君

一、去る十八日水害地緊急対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事　稲富　稜人君（理事池田禎治君去る十七日委員辞任につきその補欠）

一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

水害地緊急対策特別委員　中村　英男君

一、去る十八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

水害地緊急対策特別委員　田渕　光一君　池田　禎治君
佐藤虎次郎君　中村　英男君

一、去る十七日内閣から提出した条約は次の通りである。

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

以上二件　外務委員会　付託

一、去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

農産物価格安定法案（足立篤郎君外二十三名提出、衆法第三四号）

農林委員会　付託

商工会議所法案（小平久雄君外三十二名提出、衆法第三二号）

通商産業委員会　付託

労働金庫法案（参議院提出、参法第四号）

労働委員会　付託

一、去る十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和二十八年度一般会計予算
昭和二十八年度特別会計予算
昭和二十八年度政府関係機関予算

一、去る十七日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

農業災害補償法の一部を改正する法律案
労働金庫法案
木材防腐特別措置法案（首藤新八君外四十名提出）

一、去る十七日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

一、去る十七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案
木船再保険特別会計法案
漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案
消防施設強化促進法案
司法試験法の一部を改正する法律案
少年法及び少年院法の一部を改正する法律案
逃亡犯罪人引渡法案
海上運送法の一部を改正する法律案
輸出信用保険法の一部を改正する法律案

一、去る十八日議員から提出した議案は次の通りである。

建築士法の一部を改正する法律案（田中角榮君外十四名提出）
建築基準法の一部を改正する法律案（瀬戸山三男君外十四名提出）
道路交通取締法の一部を改正する法律案（門司亮君外七名提出）
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案（中川源一郎君外十七名提出）

昭和二十八年七月二十一日　衆議院会議録第二十五号　議長の報告

一、去る十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案（中川源一郎君外十七名提出、衆法第三九号）

文部委員会　付託

建築士法の一部を改正する法律案（田中角榮君外十四名提出、衆法第三六号）

建築基準法の一部を改正する法律案（瀬戸山三男君外十四名提出、衆法第三七号）

以上二件　建設委員会　付託

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

商工会議所法案（小平久雄君外三十二名提出）

農産物価格安定法案（足立篤郎君外二十三名提出）

一、昨二十日内閣から提出した条約は次の通りである。

国際民間航空条約への加入について承認を求めるの件

国際航空業務通過協定の受諾について承認を求めるの件（条約第二一号）

国際電気通信条約の批准について承認を求めるの件（条約第二二号）

以上三件　外務委員会　付託

一、昨二十日委員会に付託された議案は次の通りである。

漁業法の一部を改正する法律案（鈴木善幸君外三十四名提出、衆法第四〇号）

水産委員会　付託

木材防腐特別措置法案（首藤新八君外四十名提出、衆法第三五号）

通商産業委員会　付託

海上衝突予防法案（内閣提出第六九号）（参議院送付）

港湾整備促進法案（内閣提出第一六三号）

以上二件　運輸委員会　付託

一、昨二十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

建築士法の一部を改正する法律案（田中角榮君外十四名提出）

建築基準法の一部を改正する法律案（瀬戸山三男君外十四名提出）

港湾整備促進法案

一、昨二十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

海上衝突予防法案

一、昨二十日委員会に付託された条約は次の通りである。

国際民間航空条約への加入について承認を求めるの件（条約第二〇号）

国際航空業務通過協定の受諾について承認を求めるの件（条約第二一号）

国際電気通信条約の批准について承認を求めるの件（条約第二二号）

以上三件　外務委員会　付託

一、昨二十日委員会に付託された議案は次の通りである。

漁業法の一部を改正する法律案（鈴木善幸君外三十四名提出、衆法第四〇号）

水産委員会　付託

木材防腐特別措置法案（首藤新八君外四十名提出、衆法第三五号）

通商産業委員会　付託

海上衝突予防法案（内閣提出第六九号）（参議院送付）

港湾整備促進法案（内閣提出第一六三号）

以上二件　運輸委員会　付託

一、昨二十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

建築士法の一部を改正する法律案（田中角榮君外十四名提出）

建築基準法の一部を改正する法律案（瀬戸山三男君外十四名提出）

木材防腐特別措置法案（首藤新八君外四十名提出）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案（中川源一郎君外十七名提出）

一、昨二十日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公認会計士法の一部を改正する法律案

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

一、昨二十日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

国税徴収法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案

昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

一、今二十一日議員から提出した議案は次の通りである。

学校図書館法案（大西正道君外二十四名提出）

公衆電気通信法案に対する修正案（柴田義男君外五名提出）

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する修正案（柴田義男君外五名提出）

一、今二十一日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

学校図書館法案

大西正道君外二十四名

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（郵送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（四）五一一一　振替東京一九〇〇番